

＼今こそ元気を！／

住めば  
愉快だ  
宇都宮

UTSUNOMIYA

に っ こ り

安 心 プ ラ ン

第 6 次宇都宮市高齢者保健福祉計画  
第 5 期宇都宮市介護保険事業計画  
(案)



平成 \* \* 年 \* 月  
宇 都 宮 市

## はじめに

宇都宮市では、確実に進展する高齢化に際し、高齢者が住み慣れた自宅や地域で、健康でいきいきと暮らせる社会の実現に向け、「第5次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第4期宇都宮市介護保険事業計画」を策定し、各種の取組を進めてまいりました。

このたび策定した、「第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画」では、これまで高齢者施策の実績を踏まえつつ、人口減少への突入、少子・超高齢社会の本格化という極めて厳しい情勢を迎えてもなお、高齢者本人やその家族が夢や希望を持ち、これまで以上に元気と笑顔に溢れた生活を送れるよう、本市の「目指すべき高齢社会」像である基本理念の実現に向け、様々な施策事業に取り組むことといたしました。

特に、市民の皆様と本市との共通目標となるよう、新たに「みやまちぐるみケア応援プロジェクト」をリーディングプロジェクトと定め、高齢者一人ひとりの努力や市民同士の支え合い、福祉サービスや介護保険サービスなどの公的な制度の連携を図るとともに、高齢者の多様なライフスタイルを尊重しながら、人と人とのつながりを基本として、困ったときに助け合う「顔の見える関係づくり」や、お互いを認め合い支え合う「みんなで共に生きる地域づくり」に積極的に取り組んでまいります。

この計画が、市民の皆様幅広く活用され、市民一人ひとりが、高齢社会に対する理解と関心をより一層深めていただきながら、市民の皆様と共に、高齢社会にふさわしいまちづくりに取り組み、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる笑顔あふれる長寿社会の実現を目指していきたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたって御尽力いただいた宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントに御意見をお寄せいただいた市民の皆様心からお礼申し上げます。

平成24年3月



宇都宮市長

佐藤 栄一

# 目 次

<b>第1章 計画の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画期間 .....	3
<b>第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題</b> .....	<b>4</b>
1 社会の動向 .....	4
(1) 高齢者人口と世帯 .....	4
(2) 高齢者の健康・福祉 .....	6
(3) 高齢者の社会参加活動 .....	8
(4) 高齢者の安全・安心 .....	9
2 本市の高齢者の状況と将来推計 .....	11
(1) 高齢化の現状と将来推計 .....	11
(2) 高齢化に伴う社会状況の変化 .....	12
(3) 健康の状況 .....	15
(4) 要介護・要支援認定者等の状況 .....	17
3 アンケート調査に基づく高齢者保健福祉施策に対する意識 .....	19
(1) 高齢者調査 .....	20
(2) 若年者調査 .....	28
(3) 介護保険利用者実態調査 .....	34
4 これまでの計画の取組状況と課題 .....	37
5 課題の総括 .....	41
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b> .....	<b>43</b>
1 基本理念 .....	43
2 基本目標 .....	44
(1) 設定の考え方 .....	44
(2) 基本目標 .....	45

1	計画の体系 .....	48
2	施策・事業の展開 .....	50
○	基本目標1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現 .....	50
1	地域保健・福祉体制の充実 .....	50
(1)	地域の総合的なネットワーク機能の充実 .....	50
(2)	ボランティア活動・市民活動の促進 .....	51
2	ユニバーサルデザインの推進 .....	52
(1)	意識のバリアフリーの推進 .....	52
(2)	公共施設などのバリアフリー化の推進 .....	53
3	安全で安心な暮らしの確保 .....	54
(1)	地域の見守りと支援体制の充実 .....	54
(2)	安全で安心な地域生活の確保 .....	54
4	高齢者にやさしい居住環境の整備 .....	55
(1)	高齢者の多様な住まいの支援 .....	55
(2)	居住環境に関する相談機能の充実 .....	55
○	基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現 .....	56
1	健康づくりによる健康寿命の延伸 .....	56
(1)	健康づくり事業の推進 .....	56
2	介護予防の推進 .....	56
(1)	介護予防の効果的な展開 .....	56
(2)	きめ細かな介護予防の展開 .....	57
3	生きがいづくりの促進 .....	57
(1)	交流の場、交流機会の提供 .....	57
(2)	学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供 .....	58
4	社会参画の促進 .....	59
(1)	社会参加活動の環境整備 .....	59
(2)	高齢者の就業支援 .....	60
(3)	高齢者の外出支援の充実 .....	60

○ 基本目標3	いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現	61
1	適切な福祉サービスの提供	61
(1)	高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	61
(2)	介護者への支援	62
2	認知症高齢者等対策の充実	63
(1)	認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	63
(2)	認知症予防の推進	64
(3)	早期発見・早期診断のための仕組みの構築	64
(4)	医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実	65
(5)	認知症介護者への支援	65
(6)	認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進	66
3	高齢者の権利擁護及び制度の利用支援	66
(1)	権利擁護事業の推進と成年後見制度などの利用支援	66
○ 基本目標4	介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現	67
1	介護保険事業の充実	67
(1)	介護サービスの提供	71
ア	サービス基盤整備の推進	71
イ	サービス量の確保	74
ウ	地域支援事業	84
エ	安定した財源の確保	91
2	介護サービスの質の向上	97
(1)	サービスの質の確保・向上	97
(2)	介護人材の育成・支援	99
(3)	介護保険制度の安定的な運営に向けた取組の推進	99
<b>第5章 リーディングプロジェクト</b>		<b>101</b>
プロジェクトI	『みんながつながる地域づくり』応援プロジェクト	103
プロジェクトII	『一人ひとりのライフスタイルづくり』応援プロジェクト	104

**第6章 計画の推進に向けて ..... 105**

1 計画の周知 .....	105
2 身近な地域での事業展開 .....	105
3 地域・関係機関との連携 .....	105
4 事業者への支援 .....	106
5 計画の進行管理 .....	106
6 関係部局との連携 .....	106

**資料編 ..... 107**

○ じっくり安心プランにおける主要事業と目標値 .....	107
○ じっくり安心プランにおける計上事業一覧 .....	110
○ 第5次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第4期宇都宮市介護保険事業計画 （平成21～23年度）における施策体系ごとの実績 .....	114
○ 策定経過 .....	120
○ 用語解説 .....	132

第1章  
計画の趣旨

---



---

## 第1章 計画の趣旨

---

### 1 計画策定の趣旨

我が国の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成6（1994）年には、「高齢社会」といわれる14%を超えました。現在は23%（平成23年10月総務省発表）を超え、4人に1人が65歳以上の高齢者、8.5人に1人が75歳以上という「本格的な高齢社会」となっています。高齢化率は今後も上昇を続け、「ベビーブーム世代（第1次）」が65歳以上となる平成27（2015）年には26.9%に達し、さらに平成62（2050）年には、国民の3人に1人が65歳以上という、極めて高齢化が進んだ社会となることが予想されています。また、高齢化の進展に伴い、認知症の高齢者も増加し、国の推計では、平成22年に全国で200万人を超えたと見込まれておりますが、平成27（2015）年には、250万人に達すると推計されています。

本市においては、平成12（2000）年の介護保険制度の開始時には14.3%であった高齢化率が、現在では19.7%に達しており、全国平均は下回っているものの、高齢者人口は年々増加傾向にあります。今後、ますます高齢化が進行することや、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加等により、介護保険の要介護認定者数、介護サービスへのニーズなどがますます増大していくことが予想されます。

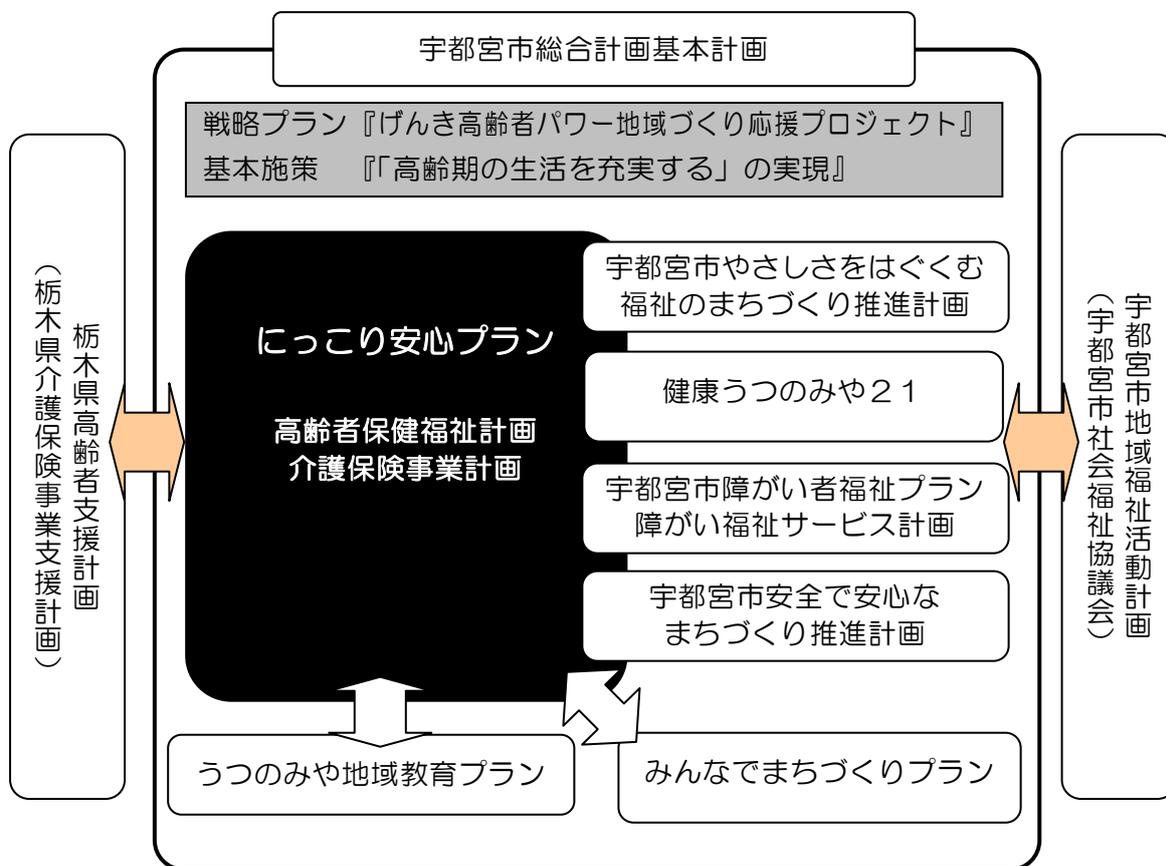
このような状況の中、本市の高齢者施策の基本指針である、「第5次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第4期宇都宮市介護保険事業計画」の策定から3年が経過し、高齢者を取り巻く環境の変化や新たな課題が明らかになる中、これまでの計画を検証したうえで、更なる高齢者福祉施策の充実を図り、高齢者の多様なライフスタイルを支える「地域包括ケア」の実現を目指すため、本計画「第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に定める市町村老人福祉計画であり、本市の高齢者保健福祉施策を推進する上での基本方針となる計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に定める、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であり、本市の介護保険事業運営の指針となるものです。このため、本市では、高齢者福祉サービスと介護保険サービスを組み合わせて、地域における高齢者福祉向上のための取組を総合的に推進する必要があることから、一体的な計画として策定しました。

さらに、本計画は、「第5次宇都宮市総合計画基本計画（平成20年3月策定）」の個別計画として位置付け、「第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（平成20年3月策定）」をはじめとした他の行政計画との連携を図りながら策定しました。

### ○ にっこり安心プラン(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)と他計画との関連図



○ にっこり安心プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）策定の法的根拠

◆老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）

- 老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める
- 確保すべき事業の量の目標その他必要な事項を定める
- 介護保険事業計画と一体のものとして作成

◆介護保険事業計画（介護保険法第117条）

- 3年を1期とする介護保険給付の円滑な実施に関する計画を定める
- 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みとその確保のための方策
- 地域支援事業に要する費用の額、量の見込みとその確保のための方策
- 介護給付費等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- その他保険給付の円滑な実施を図るための事項
- 老人福祉計画と一体のものとして作成

3 計画期間

計画の期間は、平成24（2012）年度から平成26（2014）年度までの3年間です。また、計画は3年ごとに、社会情勢や市民の意識等の変化に対応するために見直すこととしており、計画の達成状況の点検や施策・事業の取組状況に対する評価を行い、新たな計画を策定します。

## 第2章

### 高齢者を取り巻く環境の動向と課題

---



第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題

1 社会の動向

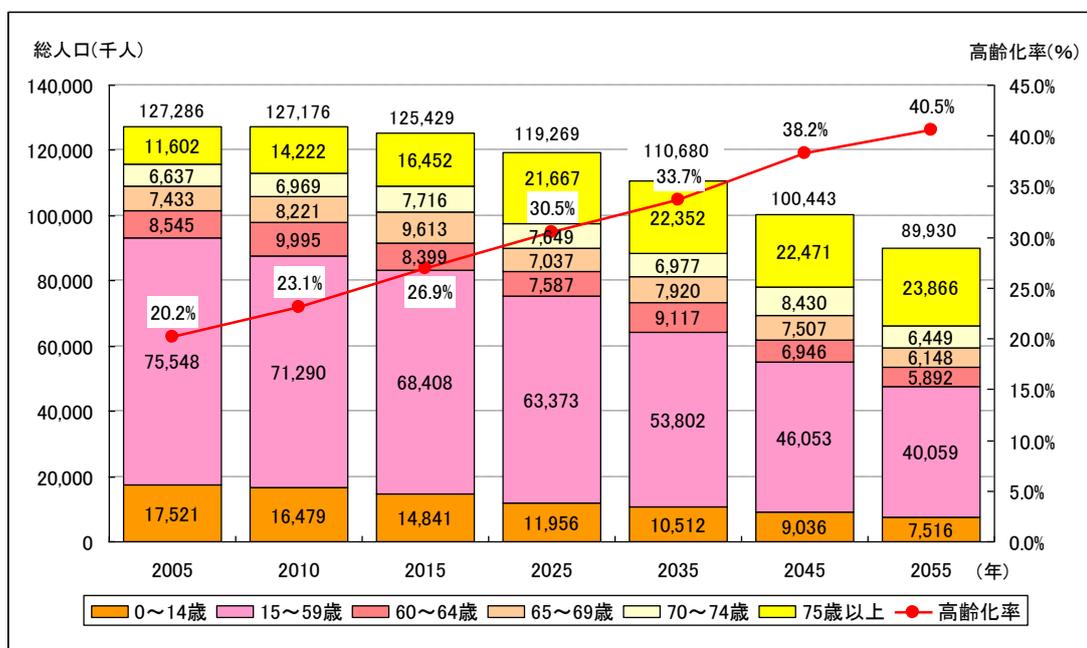
(1) 高齢者人口と世帯

ア 高齢化の現状と将来推計

我が国の総人口は、今後、減少過程に入り、平成37(2025)年に1億2,000万人を下回った後も減少を続けると見込まれています。

一方、高齢者については、今後、総人口が減少するなかで増加を続け、いわゆる「団塊の世代」(昭和22(1947)年~昭和24(1949)年に生まれた人)が65歳以上となる平成27(2015)年には3,000万人を超え、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37(2025)年には3,500万人に達すると見込まれています。また、高齢化率についても上昇を続け、平成27(2015)年には26.9%で3.7人に1人が高齢者となり、平成67(2055)年には40.5%に達し、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると見込まれています。

[表1 年齢区分別将来人口推計]

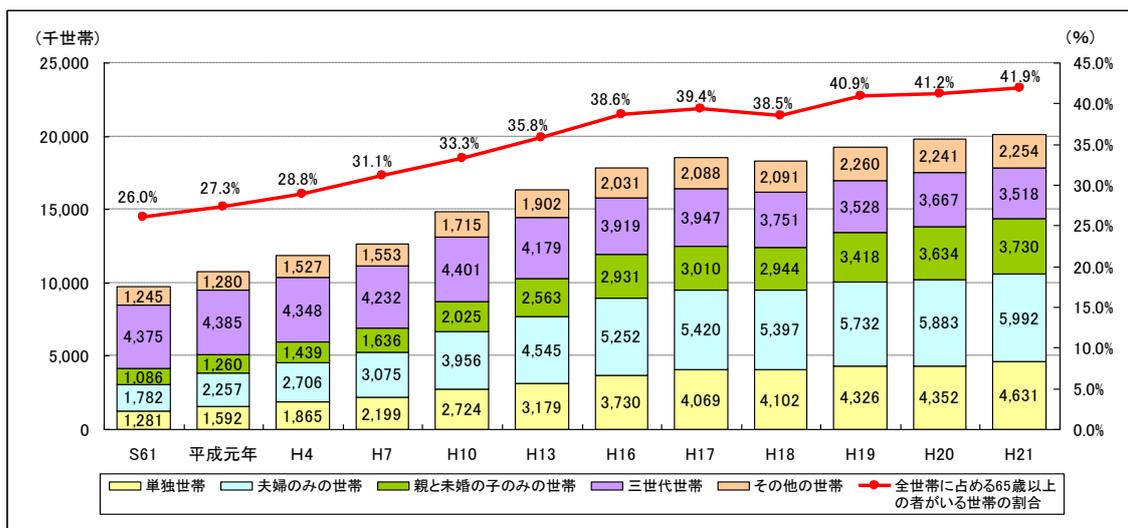


(出典：内閣府「平成23年版高齢社会白書」)

イ 世帯構造の変化

65歳以上の高齢者のいる世帯についてみると、平成21(2009)年現在、世帯数は2,013万世帯と初めて2,000万世帯を超え、全世帯の41.9%を占めることとなり、高齢者のいる世帯は増え続けています。

[表2 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合と全世帯に占める割合]



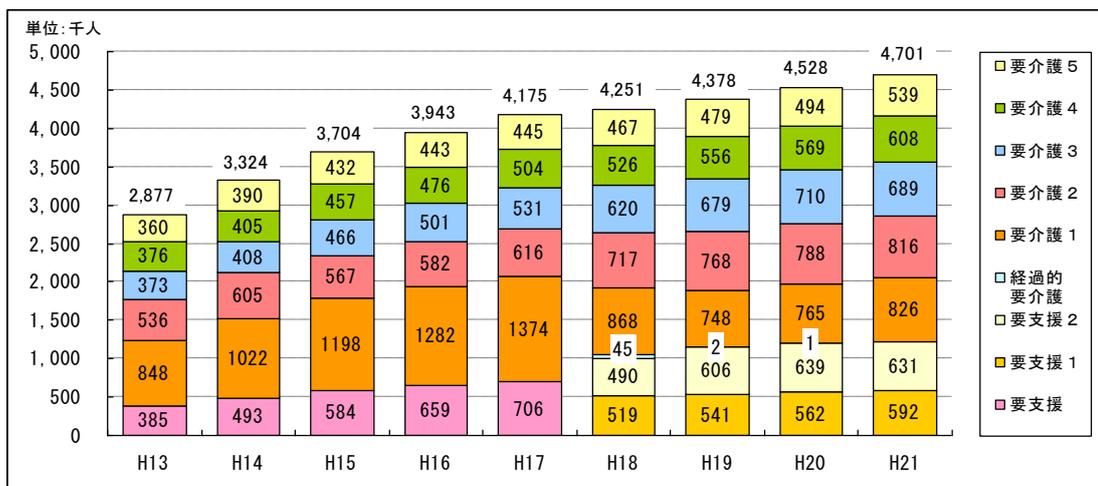
(出典：内閣府「平成23年版高齢社会白書」)

(2) 高齢者の健康・福祉

ア 要介護度別認定者数の推移

介護保険制度における要介護者又は要支援者と認定された者のうち、65 歳以上の者の数についてみると、平成 21 年度末で 470.1 万人となっており、平成 13 年度末から 182.4 万人増加しています。

[表 3 第 1 号被保険者(65 歳以上)の要介護度別認定者数の推移]

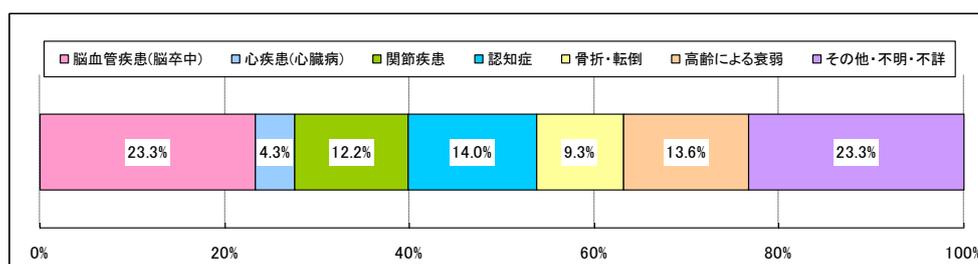


(出典：内閣府「平成 22 年版高齢社会白書」，厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」)

イ 介護が必要になった主な原因

要介護者等について、介護が必要になった主な原因についてみると、「脳血管疾患」が 23.3%と最も多く、次いで、「認知症」14.0%、「高齢による衰弱」13.6%、「関節疾患」12.2%となっています。

[表 4 要介護等の介護が必要となった主な原因]

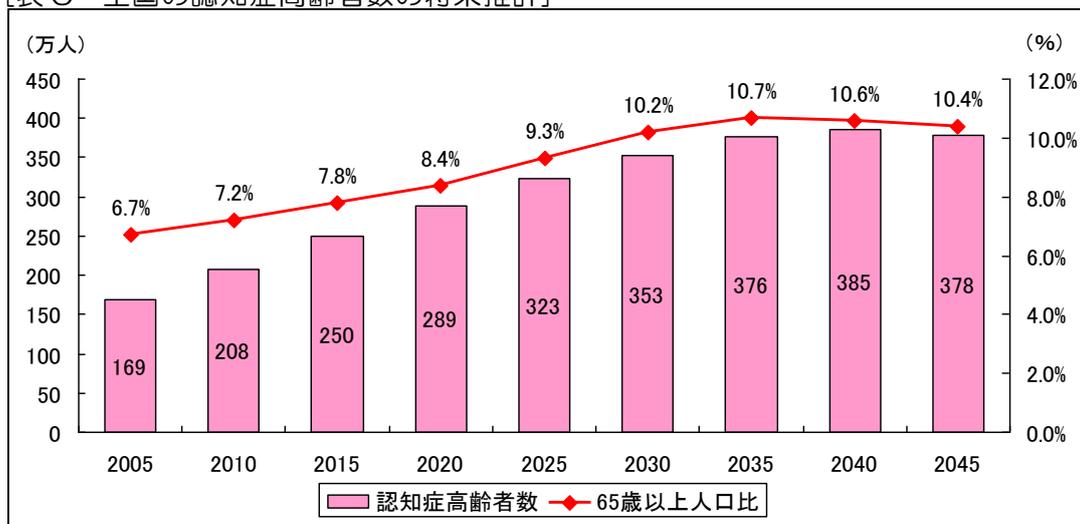


(出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 19 年))

ウ 認知症高齢者の増加

全国的には、日常生活に支障をきたすような症状や行動が見られ始める、認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「Ⅱ」～「M」の高齢者数は、平成 17（2005）年には 169 万人いるとされ、20 年後の平成 37（2025）年には 323 万人に倍増すると見込まれています。

[表 5 全国の認知症高齢者数の将来推計]



(出典：厚生労働省資料「高齢介護研究会報告書（平成 15 年 6 月）」)

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準について

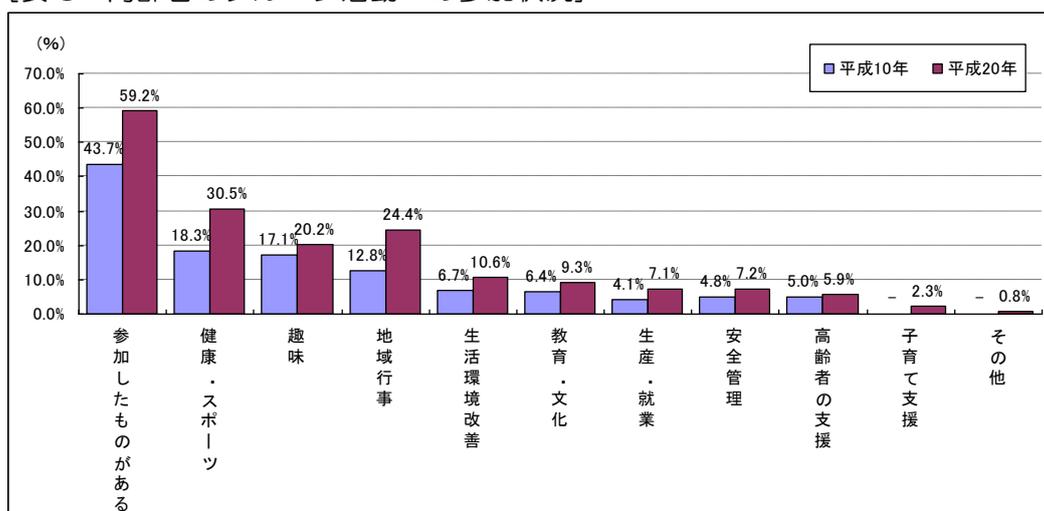
- 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「Ⅱ」  
日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態
- 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「Ⅲ」  
日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態
- 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「Ⅳ」  
日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態
- 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「M」  
著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態

(3) 高齢者の社会参加活動

ア 高齢者の社会参加

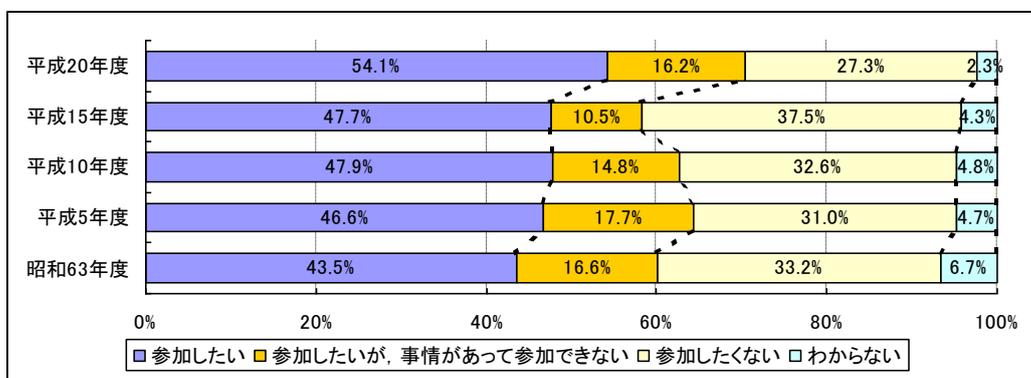
60歳以上の高齢者のグループ活動への参加状況についてみると、59.2%が何らかのグループ活動に参加しており、10年前と比べて15.5ポイント増加しています。具体的な活動についてみると、「健康・スポーツ」30.5%、「地域行事」24.4%、「趣味」20.2%、「生活環境改善」10.6%の順となっており、いずれの活動も10年前と比べて増加しています。また、今後の参加意向についてみると、「参加したい」（「参加したい」、「参加したいが事情があって参加できない」と回答した人の計）と考える人は70.3%となっています。

[表6 高齢者のグループ活動への参加状況]



(出典：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成20年))

[表7 高齢者のグループ活動への参加意向]



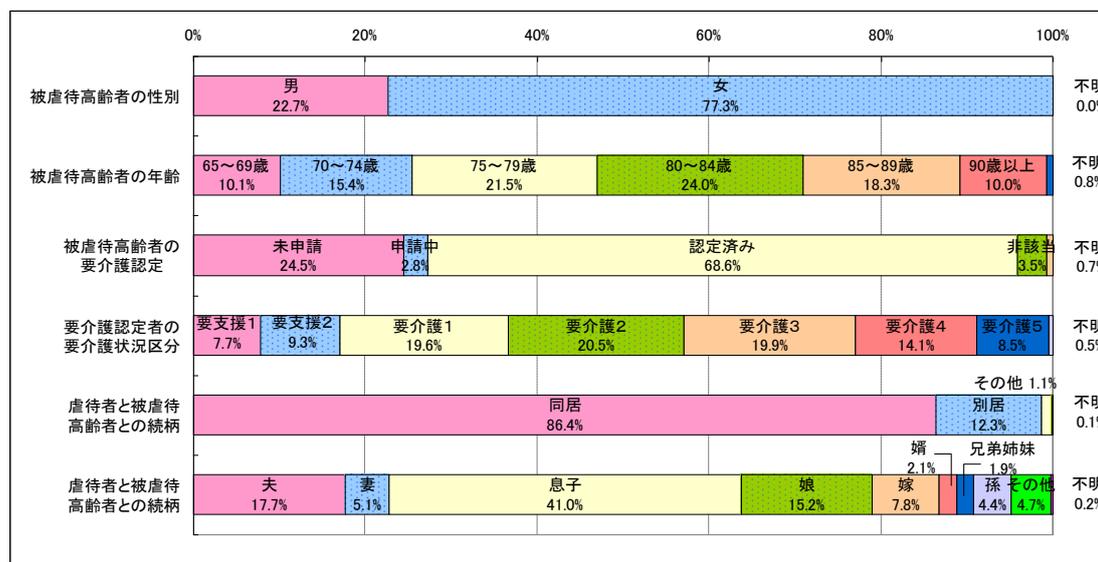
(出典：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成20年))

(4) 高齢者の安全・安心

ア 高齢者虐待問題

高齢者に対する虐待については、全国の市町村の事実確認の結果、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例件数は、平成21年度、全国で、15,615件ありました。虐待を受けている高齢者の状況を見ると、女性が全体の約8割を占めています。また、年齢階級別では「80～84歳」が24.0%と最も多くなっており、虐待を受けている高齢者のうち、約7割が要介護認定を受けています。なお、虐待者は「息子」が41.0%と最も多くなっています。

[表8 虐待を受けた高齢者の状況]

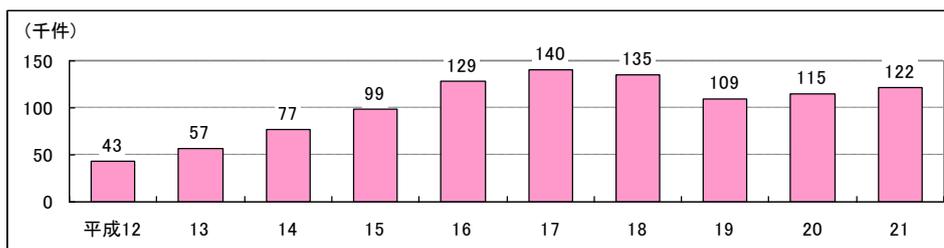


(出典：厚生労働省「高齢者虐待防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等の調査結果」(平成21年度))

イ 高齢者の消費者被害

全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の相談件数は、平成17(2005)年度に約14万件とピークを迎え、近年では横ばい傾向が続いているものの、依然として10万件を超えています。

[表9 契約当事者が70歳以上の消費相談件数]

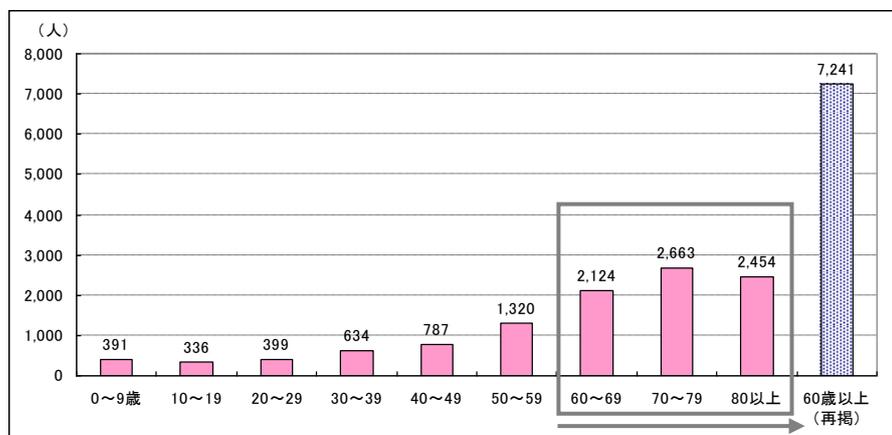


(出典：内閣府 平成23年度版高齢社会白書 [資料：国民生活センター資料])

ウ 東北地方太平洋沖地震における高齢者の被害状況

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、「阪神・淡路大震災」を上回る未曾有の被害をもたらしました。被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県の3県で確認された死亡者は4月11日までに13,154人にのぼり、年齢が判明している11,108人のうち、60歳以上の高齢者は7,241人と65.2%を占めています。

[表10 年齢階級別死亡者数(平成23年3月11日~4月11日の合計)]



(出典：警察庁「東北地方太平洋沖地震による死者の死因等について」)

\* 検視等を経て年齢が判明している者を集計

## 2 本市の高齢者の状況と将来推計

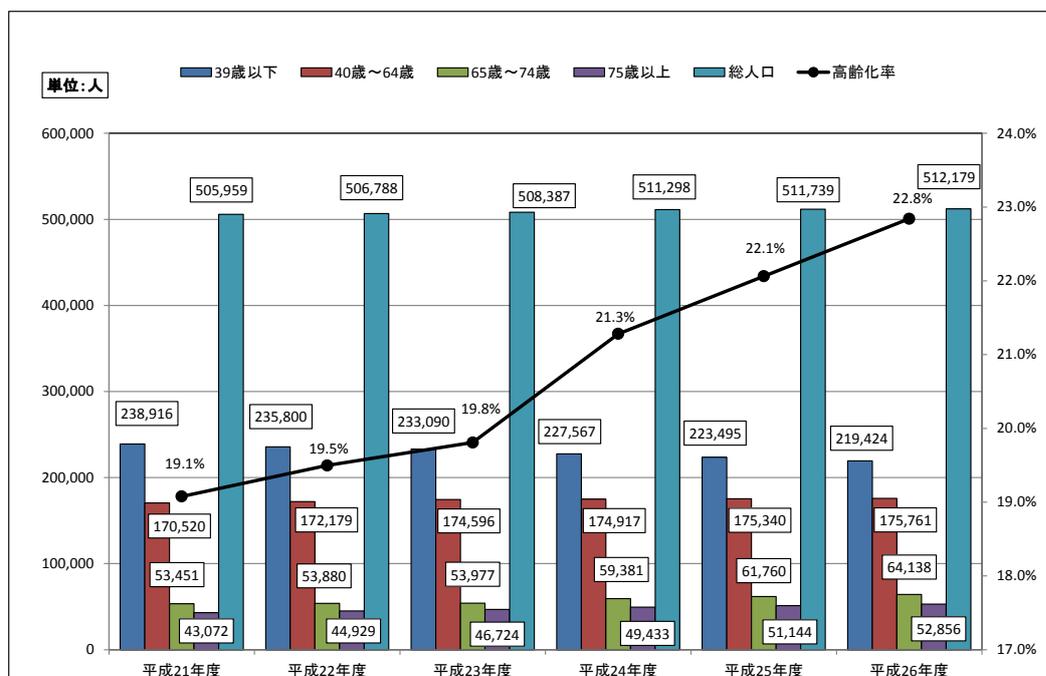
### (1) 高齢化の現状と将来推計

平成23年度の本市人口については、508,387人であり、平成22年度に比べると1,599人増加しています。将来人口については、今後、緩やかに増加を続け、平成26年には、512,179人となり、3,792人増加すると見込まれます。

しかし、平成23年度の39歳以下人口については、233,090人であり、平成26年度には、219,424人となり、13,666人減少すると見込まれます。

一方、平成23年度の本市65歳以上の高齢者人口については、100,701人であり、平成26年度には、116,994人となり、16,293人増加すると見込まれます。このうち、75歳以上高齢者人口については、平成23年度には、46,724人であったものが、平成26年度には、52,856人となり、6,132人増加することが見込まれます。平成23年度の本市高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は19.8%であり、平成26年度には、22.8%となり、3.0ポイント上昇することが見込まれます。

[表 11 総人口年齢別人口の推移]



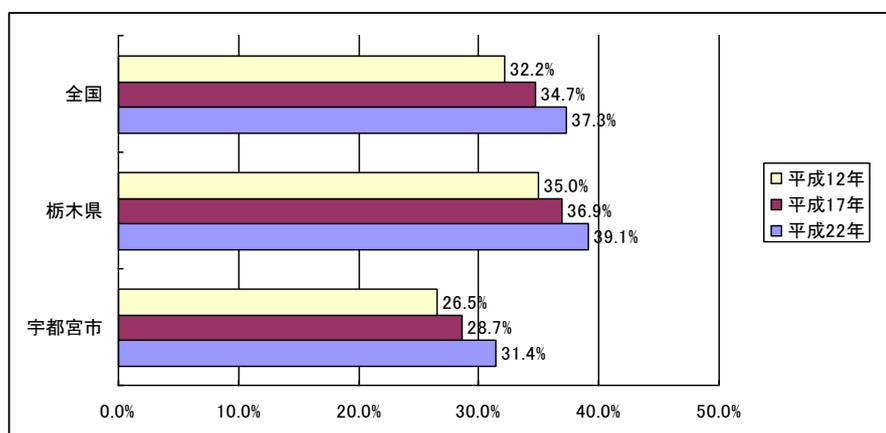
(出典：平成21年から平成23年度「平成23年度住民基本台帳」(各年度9月末日現在)  
 (出典：平成24年度以降：中期財政計画使用データ(各年度10月1日現在))

(2) 高齢化に伴う社会状況の変化

ア 世帯状況の変化

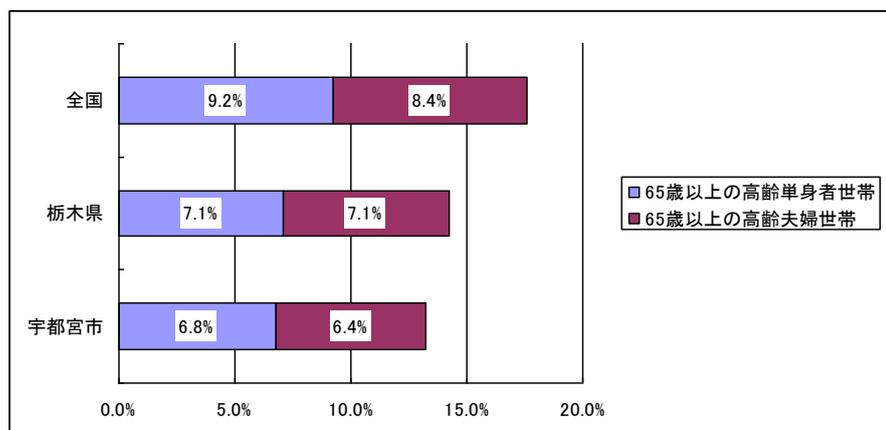
平成22年10月現在、本市の65歳以上の高齢者のいる世帯は66,047世帯で、全世帯の31.4%を占めており、全国の37.3%に比較して低くなっています。また、65歳以上の高齢単身世帯は、14,252世帯で全世帯の6.8%、65歳以上の高齢者夫婦世帯は、13,537世帯で全世帯の6.4%を占めており、全国の9.2%と8.4%に比較して低くなっています。

[表 12 全世帯に占める高齢者のいる世帯割合の比較]



(出典：「平成12年国勢調査」「平成17年国勢調査」「平成22年国勢調査」)

[表 13 高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の比較]



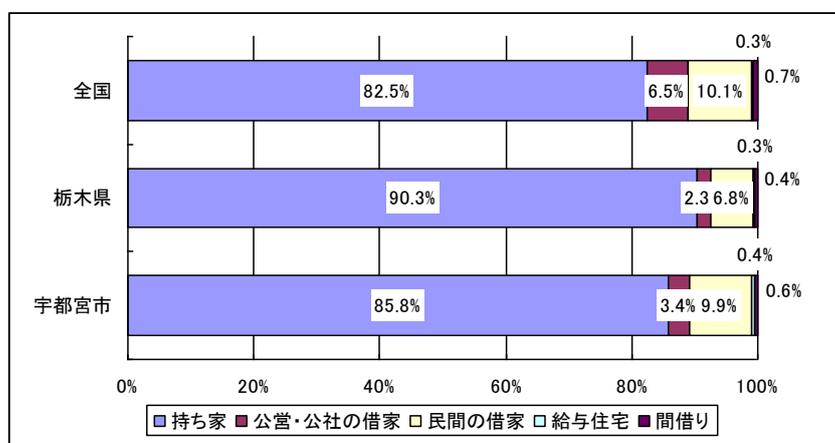
(出典：平成22年国勢調査)

イ 居住の状況

本市における65歳以上の高齢者のいる居住の状況は、「持ち家」が85.8%と80%以上を占めています。

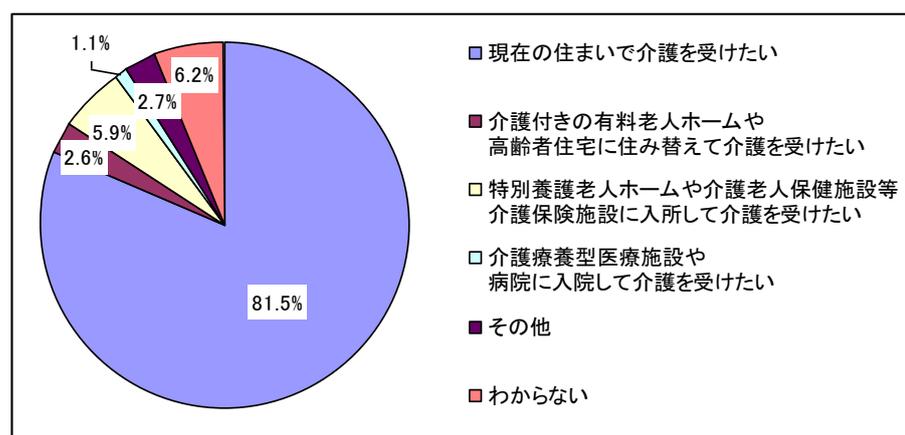
また、本市が実施した介護保険利用者を対象とした実態調査では、80%以上の方が、「現在の住まいで介護を受けたい」と回答しています。

[表 14 居住の状況の比較]



(出典：平成22年国勢調査)

[表 15 今後、介護を受けたい場所]

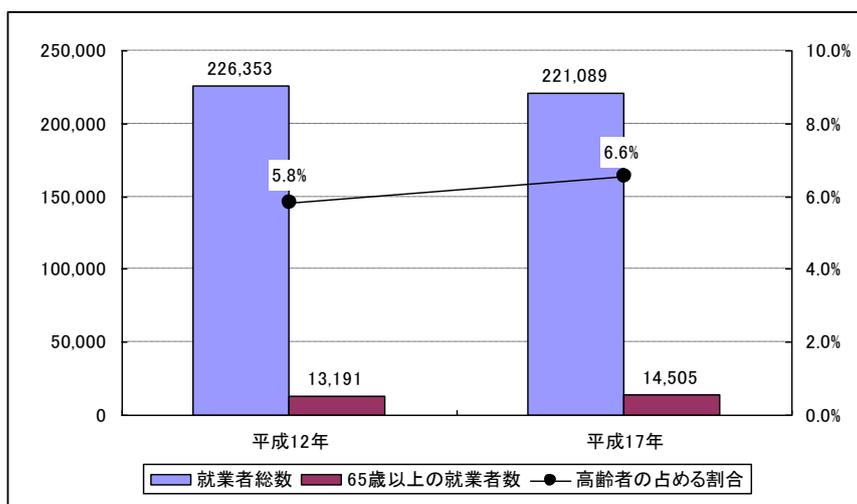


(出典：平成23年度介護保険利用者実態調査)

ウ 就業の状況

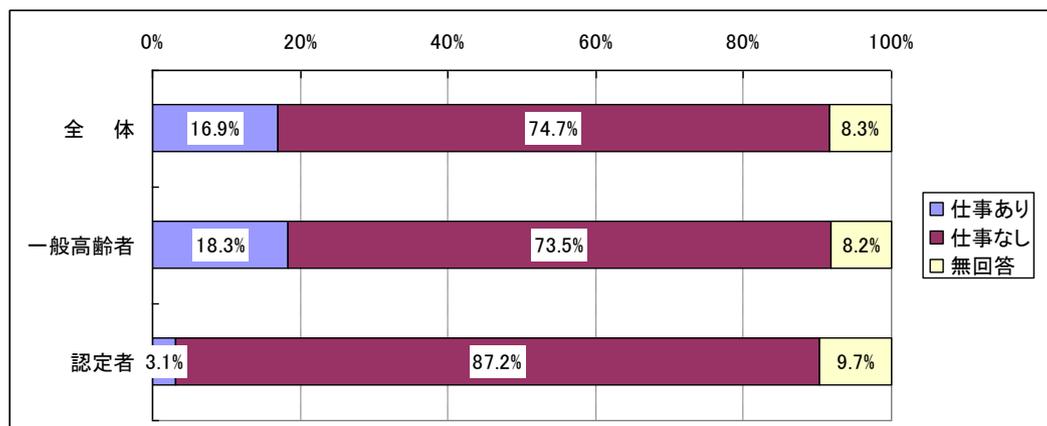
本市における高齢者の就労割合は、平成12年から平成17年にかけて0.8%増加しています。また、本市が実施した高齢者を対象とした実態調査では、約70%の方が「現在、収入のある仕事をしていない」と回答しています。

[表 16 本市の高齢者の就労割合]



(出典：「平成12年国勢調査」「平成17年国勢調査」)

[表 17 収入のある仕事への従事の有無]



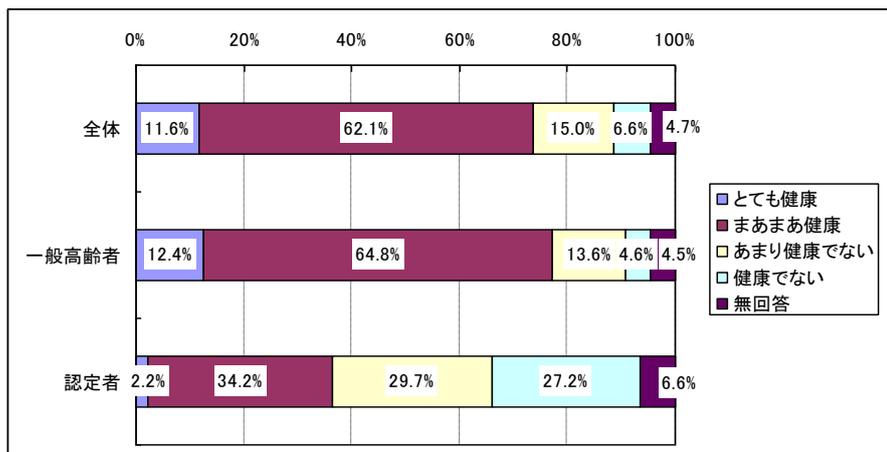
(出典：高齢者調査(日常生活圏域二一ズ調査)(平成23年))

(3) 健康の状況

ア 高齢者の主観的健康感

高齢者の主観的な健康感については、「とても健康」(11.6%)「まあまあ健康」(62.1%)を合わせると73.7%となっており、健康と感じている高齢者が多くなっています。

[表 18 高齢者の主観的健康感]

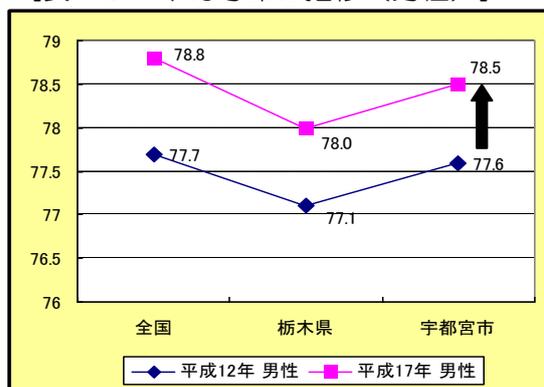


(出典：高齢者調査(日常生活圏域ニーズ調査)(平成23年))

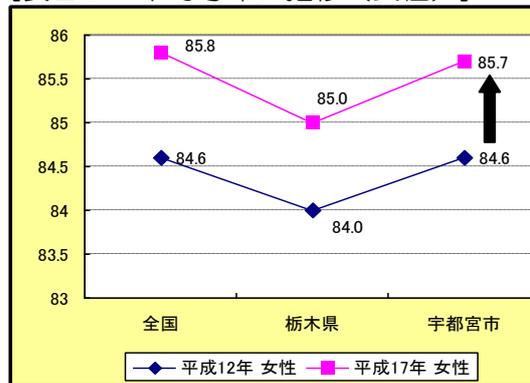
イ 平均寿命

本市の男性の平均寿命は、78.5歳と、全国平均より0.3歳短くなっており、また、県平均より、0.5歳長くなっています。女性の平均寿命は、85.7歳と全国平均の85.8歳より0.1歳短く、県平均の85歳より0.7歳長くなっており、平成12年と比較すると、男性は0.9歳、女性は1.1歳平均寿命が延びています。

[表 19 平均寿命の推移(男性)]



[表 20 平均寿命の推移(女性)]

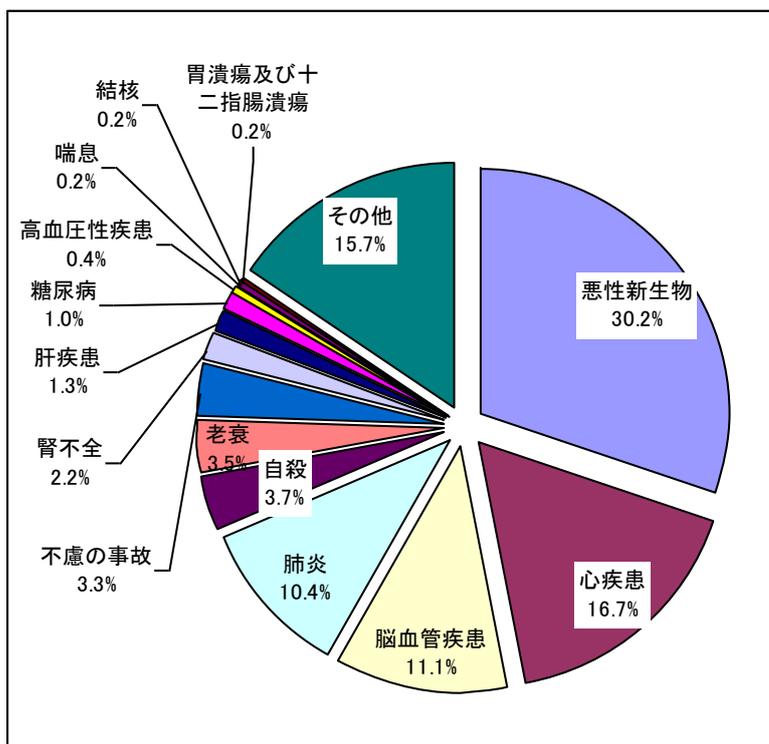


(出典：平成17年(2005年)市区町村別平均寿命 統計表)

ウ 主な死因

本市における死因の第一位は「悪性新生物」となっており、全体の約3割を占めています。次いで、「心疾患」「脳血管疾患」の順となっており、これらの三大死因による死亡の割合は58.0%となっています。

[表2-1 本市の主な死因]



(出典：宇都宮市統計データバンク 平成21年主要死因の死亡数及び死亡率の年次推移(総数))

(4) 要介護・要支援認定者等の状況

ア 要介護・要支援認定者の状況

本市の要介護・要支援認定者数は、介護保険制度が始まった平成12年度以降、年々、増加傾向にあります。一方、認定率<sup>(\*)</sup>については、平成17年度までは上昇傾向にありましたが、平成18年度以降は、ほぼ横ばいに推移しています。

(\*)第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合

[表22 要介護・要支援認定者の状況]

(単位：人)

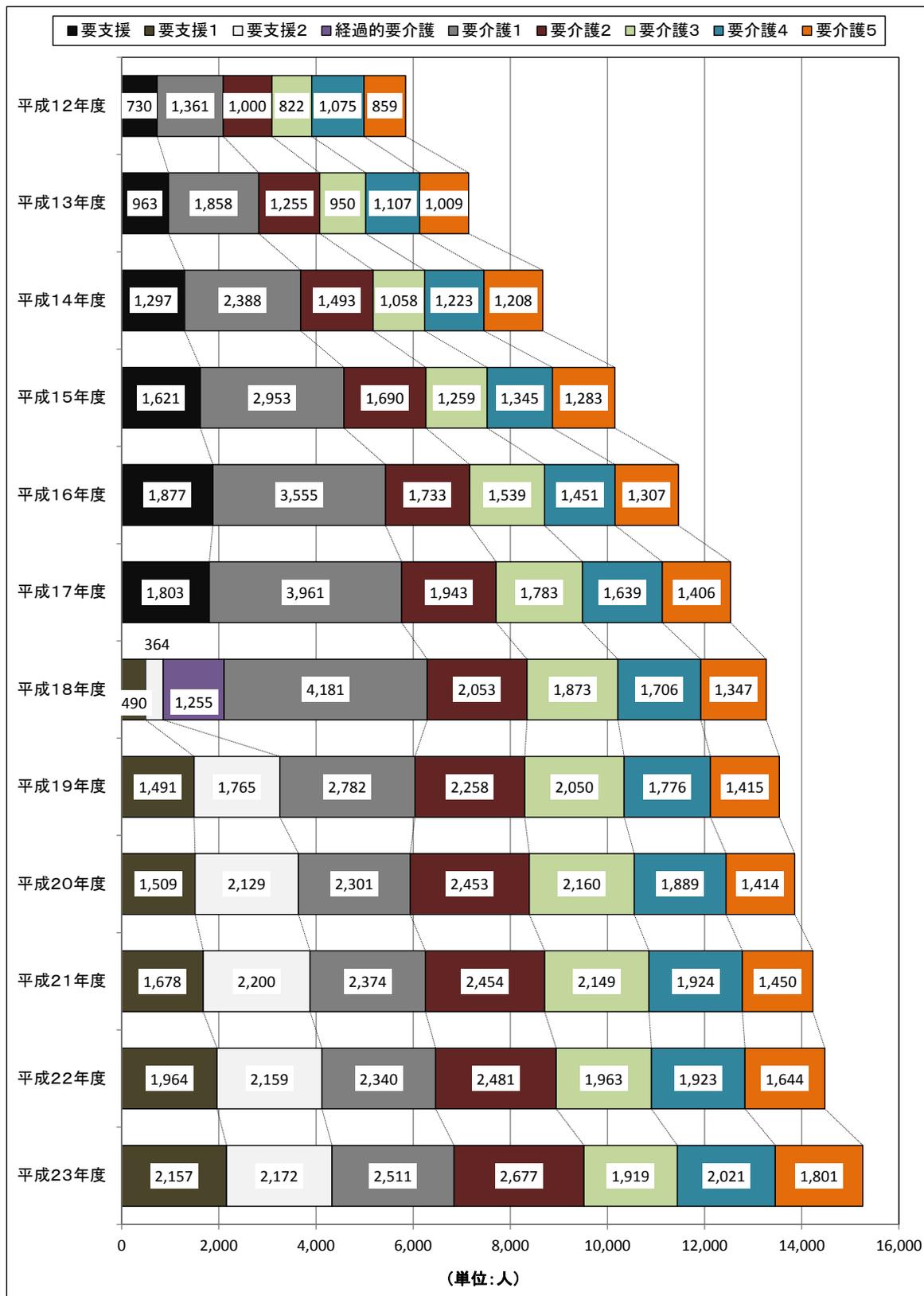
区 分	第1期介護保険事業計画			第2期介護保険事業計画		
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
要支援	730	963	1,297	1,621	1,877	1,803
要介護1	1,361	1,858	2,388	2,953	3,555	3,961
要介護2	1,000	1,255	1,493	1,690	1,733	1,943
要介護3	822	950	1,058	1,259	1,539	1,783
要介護4	1,075	1,107	1,223	1,345	1,451	1,639
要介護5	859	1,009	1,208	1,283	1,307	1,406
合 計	5,847	7,142	8,667	10,151	11,462	12,535
第1号被保険者数	63,529	66,236	68,719	71,163	72,845	75,373
認定率	9.20%	10.78%	12.61%	14.26%	15.73%	16.63%

(単位：人)

区 分	第3期介護保険事業計画			第4期介護保険事業計画		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	490	1,491	1,509	1,678	1,964	2,157
要支援2	364	1,765	2,129	2,200	2,159	2,172
経過的要介護	1,255	—	—	—	—	—
要介護1	4,181	2,782	2,301	2,374	2,340	2,511
要介護2	2,053	2,258	2,453	2,454	2,481	2,677
要介護3	1,873	2,050	2,160	2,149	1,963	1,919
要介護4	1,706	1,776	1,889	1,924	1,923	2,021
要介護5	1,347	1,415	1,414	1,450	1,644	1,801
合 計	13,269	13,537	13,855	14,229	14,474	15,258
第1号被保険者数	85,668	89,302	92,336	95,915	98,443	99,877
認定率	15.49%	15.16%	15.00%	14.84%	14.70%	15.28%

(出典：「介護保険事業状況報告」(各年度6月末日現在))

[表 23 要介護・要支援認定者の推移]



### 3 アンケート調査に基づく高齢者保健福祉施策に対する意識

本市では、第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画の策定にあたり、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、保健福祉サービスや介護サービスの利用意向などを把握するため、次の調査を実施しました。

#### (1) 高齢者調査(日常生活圏域二一ズ調査)

- ① 調査地域 宇都宮市内全域
- ② 調査対象者
  - ア 65歳以上で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない市民  
84,196人（以下、「一般高齢者」という。）
  - イ 65歳以上で、介護保険の要支援1.2, 要介護1・2の認定者  
9,078人（以下、「認定者」という。）
- ③ 調査期間 平成23年2月26日～3月31日
- ④ 調査方法 郵送法
- ⑤ 回答者数
  - ア 65歳以上で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない市民  
64,225人（回答率／76.3%）
  - イ 65歳以上で、介護保険の要支援1.2, 要介護1・2の認定者  
6,096人（回答率／67.2%）

#### (2) 若年者調査（高齢者福祉に関するアンケート調査）

- ① 調査地域 宇都宮市内全域
- ② 調査対象者 20歳から64歳以下の市民2,000人
- ③ 調査期間 平成23年4月26日～5月13日
- ④ 調査方法 郵送法
- ⑤ 回答者数 810人（回答率／40.5%）

#### (3) 介護保険利用者実態調査

- ① 調査地域 宇都宮市内全域
- ② 調査対象者 要介護等認定申請者843人
- ③ 調査期間 平成23年4月～6月中旬
- ④ 調査方法 訪問調査員による聞き取り調査
- ⑤ 回答者数 843人（回答率／100.0%）

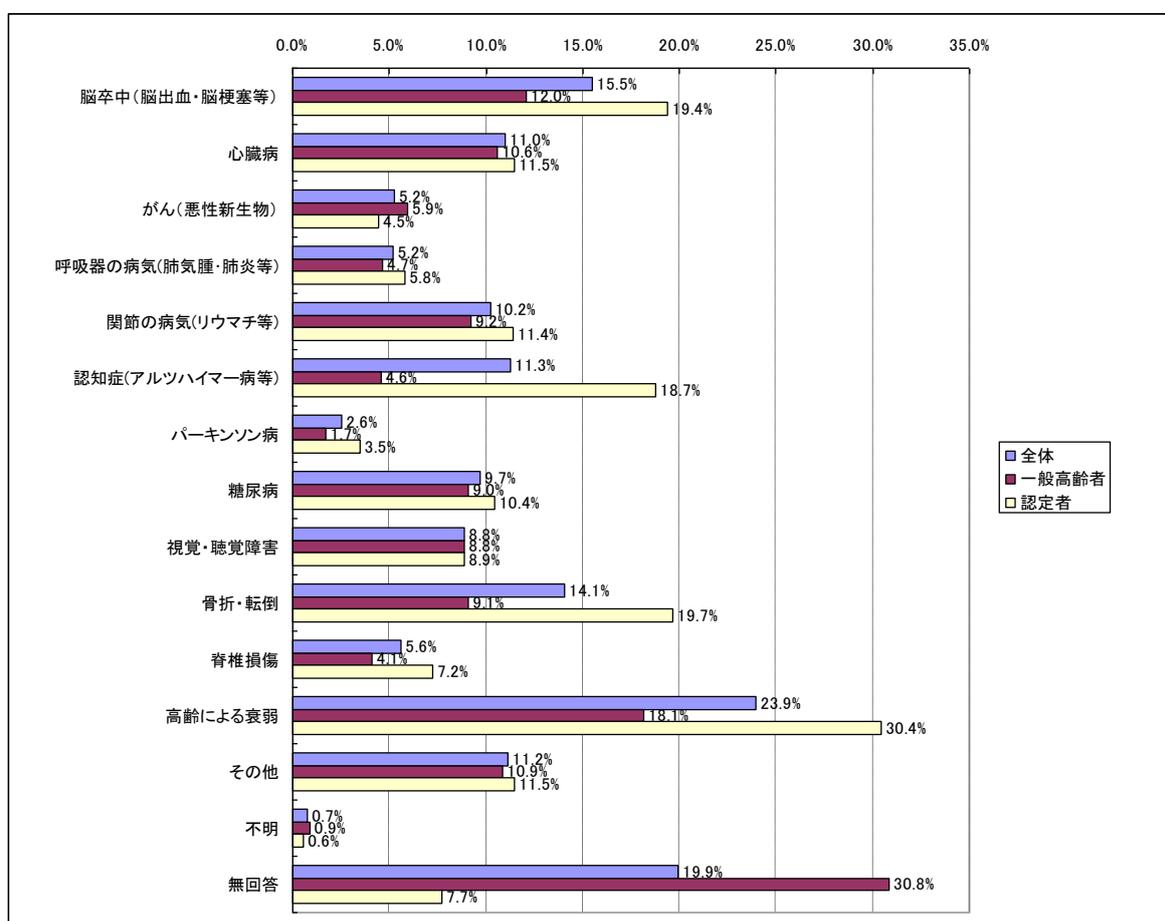
(1) 高齢者調査

① 「介護・介助が必要になった主な原因」について

調査の結果、介護・介助が必要になった主な原因については、一般高齢者、認定者ともに、「高齢による衰弱」、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」の順になっています。

また、認定者においては、一般高齢者に比べ、「認知症（アルツハイマー病等）」との回答が多くなっています。

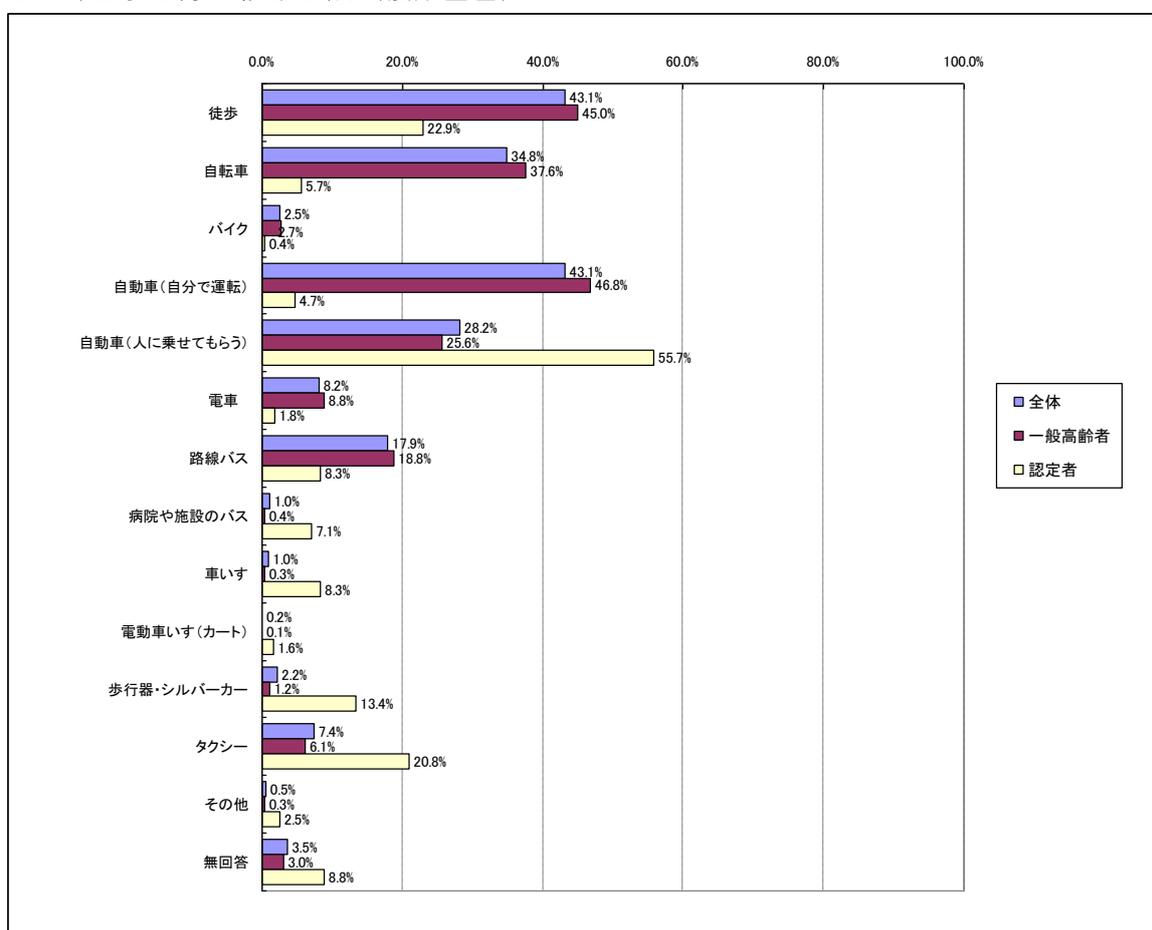
○ 介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）



② 「外出する際の移動手段」について

- 外出する際の移動手段について、一般高齢者では「自動車(自分で運転)」(46.8%)、「徒歩」(45.0%)、「自転車」(37.6%)の順となっています。
- 認定者については、「自動車(人に乗せてもらう)」(55.7%)、「徒歩」(22.9%)、「タクシー」(20.8%)の順となっています。
- 路線バスの利用については、一般高齢者では 18.8%，認定者では 8.3%となっています。

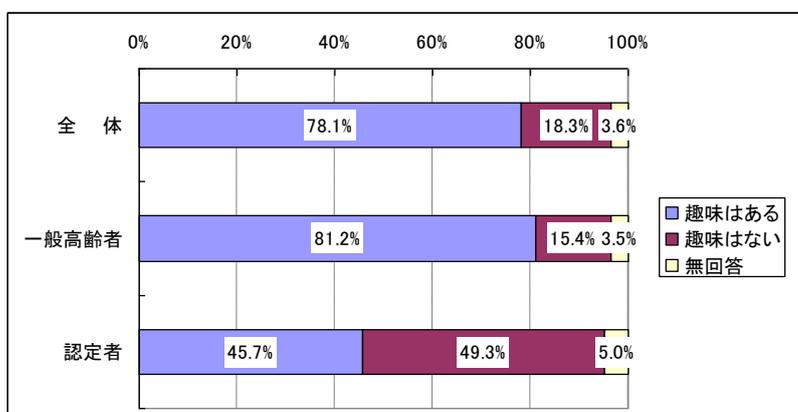
○ 外出する際の移動手段（複数回答）



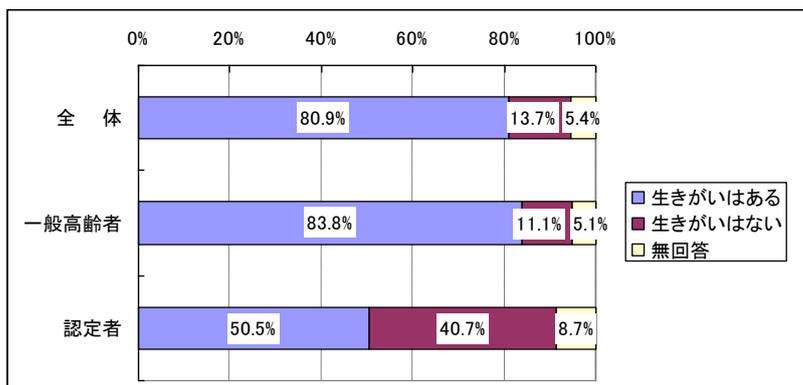
③ 「趣味」や「生きがい」について

- 趣味の有無について、一般高齢者は 81.2%が「趣味はある」と回答しているのに対し、認定者については 45.7%と、一般高齢者と比較すると 35.5%低くなっています。
- 生きがいの有無について、一般高齢者は 83.8%が「生きがいはある」と回答しているのに対し、認定者については 50.5%と、一般高齢者と比較すると 33.3%低くなっています。

○ 趣味の有無



○ 生きがいの有無

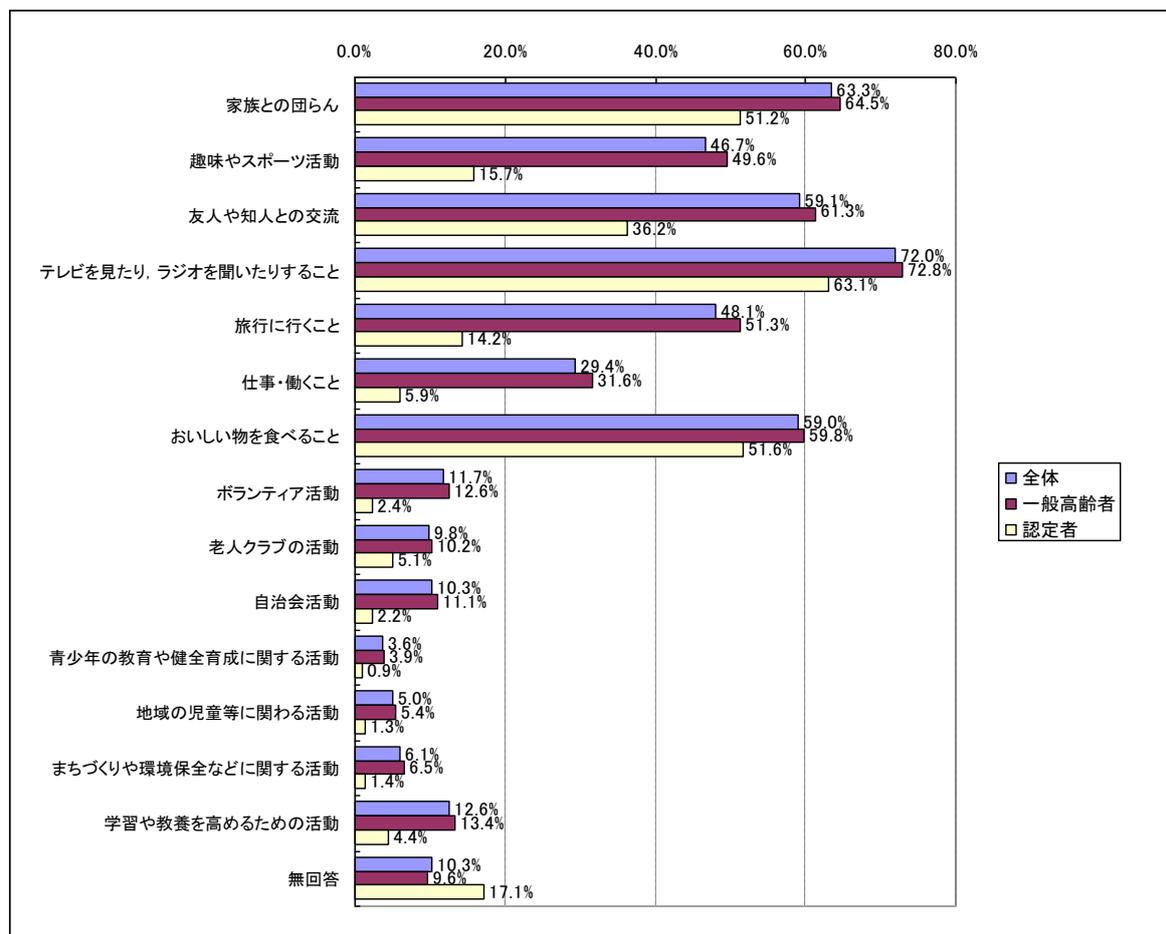


④ 「生きがい」について

ア 「現在、生きがいを感じることに」について

現在、生きがいを感じることにについては、一般高齢者、認定者ともに「テレビを見たり、ラジオを聞いたりすること」との回答が多くなっています。次いで、一般高齢者では、「家族との団らん」(64.5%)、「友人や知人との交流」(61.3%)、認定者では「おいしい物を食べること」(51.6%)、「家族との団らん」(51.2%)との回答が多くなっています。

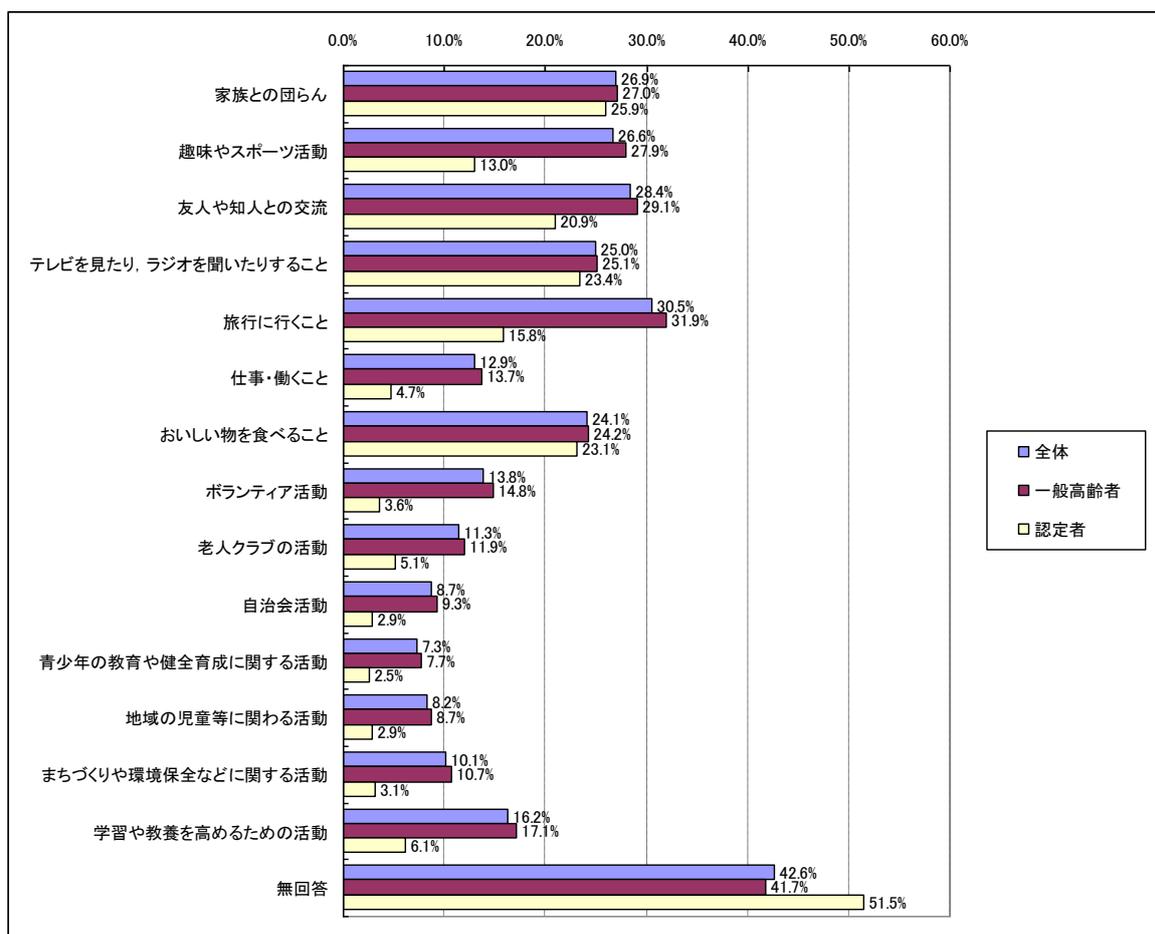
○ 現在、生きがいを感じることに（複数回答）



イ 「今後、生きがいにしたいこと」について

今後、生きがいにしたいことについて、一般高齢者では「旅行に行くこと」(31.9%)との回答が多くなっているのに対し、認定者については「家族との団らん」(25.9%)との回答が多くなっています。

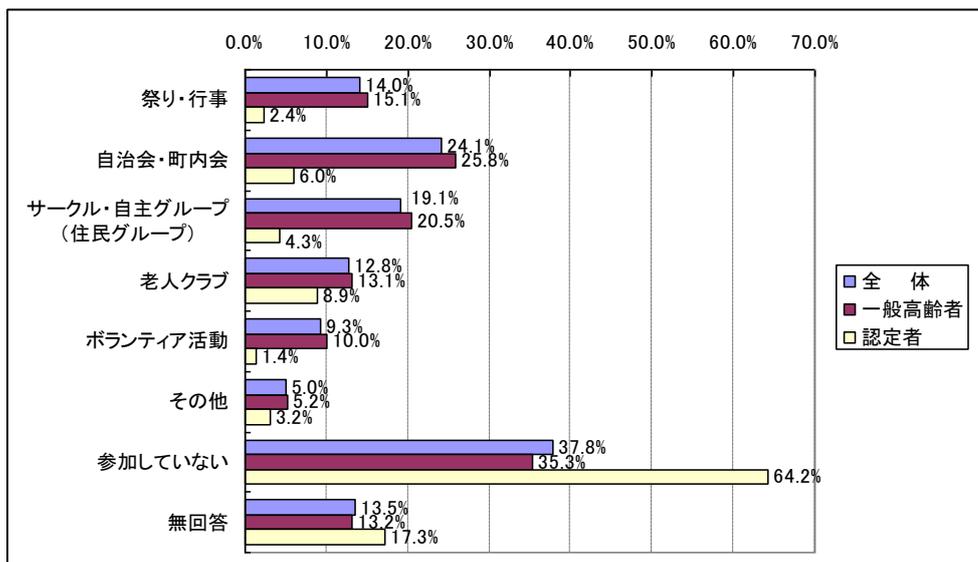
○ 今後、生きがいにしたいこと（複数回答）



⑤ 「参加している地域活動等」について

- ・ 一般高齢者については、「自治会」(25.8%),「サークル・自主グループ」(20.5%)との回答が多くなっています。
- ・ 認定者については、「参加していない」との回答が6割を超える結果となっています。

○ 参加している地域活動（複数回答）



⑥ 「介護予防事業の認知度」について

介護予防に関する取組の認知度については、家庭訪問や健康相談、健康教育・講演会の認知度が30%を超えていますが、げんき応援教室（通所型介護予防事業）、はつらつ教室（介護予防教室）の認知度は低くなっています。

○ 介護予防事業の認知度（高齢者）

選択項目	知っている	利用したことがある	利用して満足だった	今後、利用したい	無回答
家庭訪問	44.7%	1.7%	0.8%	14.1%	44.5%
健康相談	35.7%	1.6%	0.5%	15.2%	51.3%
健康教育・講演会	31.0%	2.0%	0.7%	14.8%	56.1%
げんき応援教室（通所型介護予防事業）	23.8%	1.6%	0.9%	17.0%	60.9%
はつらつ教室（介護予防教室）	28.0%	3.1%	1.8%	18.5%	55.9%

⑦ 「福祉サービスの認知度」について

福祉サービスの認知度については、「高齢者専用バスカードの購入費助成」の認知度(36.9%)と「生きがい対応型デイサービス」(33.3%)の認知度がともに30%を超えています。また、今後、利用したいサービスについては、「高齢者専用バスカードの購入費助成」(17.8%)と「保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料の助成」(17.0%)が高くなっています。

○ 福祉サービスの認知度（高齢者）

選択項目	知っている	利用したことがある	利用して満足だった	今後、利用したい	無回答
生きがい対応型デイサービス	33.3%	1.3%	1.0%	12.4%	56.0%
高齢者短期宿泊事業	29.1%	0.5%	0.2%	12.4%	60.1%
緊急通報システム	25.2%	0.5%	0.4%	11.8%	64.3%
日常生活用具給付貸与事業	24.8%	0.7%	0.5%	11.5%	64.8%
高齢者にやさしい住環境整備事業	27.4%	1.2%	0.8%	13.1%	61.0%
高齢者無料入浴券の交付	18.9%	0.3%	0.1%	8.4%	73.3%
保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料の助成	21.8%	3.0%	1.9%	17.0%	61.9%
高齢者等ホームサポート事業	17.8%	0.4%	0.3%	12.0%	71.2%
高齢者専用バスカードの購入費助成	36.9%	9.6%	9.6%	17.8%	45.6%
家族介護教室	17.6%	0.4%	0.2%	10.0%	73.2%
健康に関するイベント	29.0%	2.6%	1.2%	13.3%	59.0%
地域で健康づくりをすすめるための活動や講習会	21.7%	1.5%	0.7%	13.7%	66.1%

⑧ 「地域包括支援センターの認知度」について

地域包括支援センターの認知度は、「利用したことがある」(13.8%)、「知っているが利用したことはない」(53.4%)を合わせると67.2%となっており、前回の調査結果から、28.8ポイント向上しています。

○ 地域包括支援センターの認知度（高齢者）

選択項目	平成22年度		平成20年度	
	人数	構成比	人数	構成比
利用したことがある	8,028人	13.8%	44人	3.6%
知っているが利用したことはない	31,087人	53.4%	423人	34.8%
知らない	19,075人	32.8%	749人	61.6%
無回答	12,131人	—	62人	—
合計	70,321人	100.0%	1,278人	100.0%

⑨ 「介護保険制度の認知度」について

- ・ 介護保険制度の認知度は、「よく知っている(5.2%)」「ある程度知っている(44.1%)」を合わせると49.3%となっており、高齢者の2人に1人は介護保険制度を知っていると答えています。
- ・ 一方、「あまり知らない」(35.0%),「ほとんど知らない」(15.7%)との合計は50.7%となっています。

○ 介護保険制度の認知度（高齢者）

選択項目	今回調査		平成20年度調査		平成17年度調査	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく知っている	3,100人	5.2%	76人	6.3%	124人	6.9%
ある程度知っている	26,304人	44.1%	577人	48.0%	616人	34.4%
少しは知っている	—	—	—	—	654人	36.5%
あまり知らない	20,896人	35.0%	399人	33.2%	—	—
ほとんど知らない	9,400人	15.7%	150人	12.5%	397人	22.2%
無回答	10,621人	—	76人	—	257人	—
合計	70,321人	100.0%	1,278人	100.0%	2,048人	100.0%

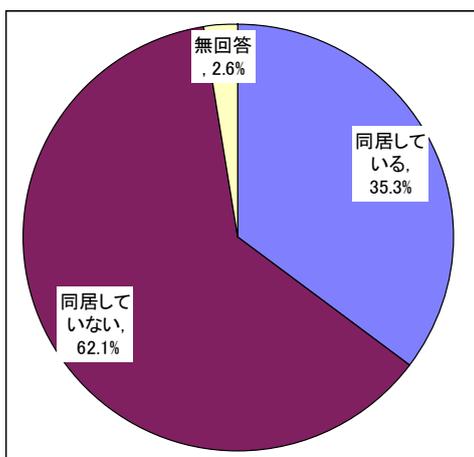
(2) 若年者調査

① 「高齢者介護の現状や考え」について

ア 「65歳以上の高齢者との同居の有無」について

65歳以上の高齢者との同居の有無については、「同居していない」(62.1%)との回答が半数以上となっています。

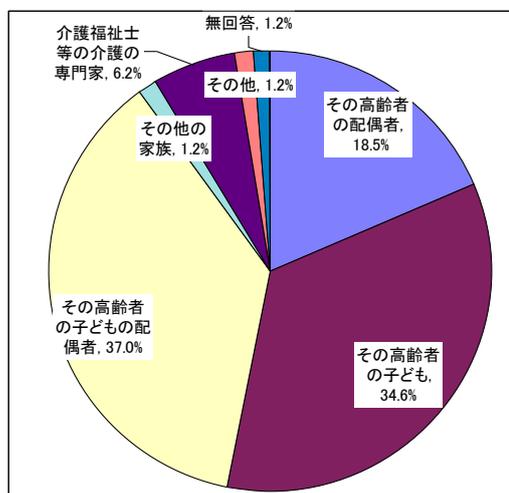
○ 高齢者との同居の有無



イ 「主な介護者」について

主な介護者については、「その高齢者の子どもの配偶者」(37.0%)との回答が最も多くなっており、次いで、「その高齢者の子ども」(34.6%)「その高齢者の配偶者」(18.5%)の順になっています。

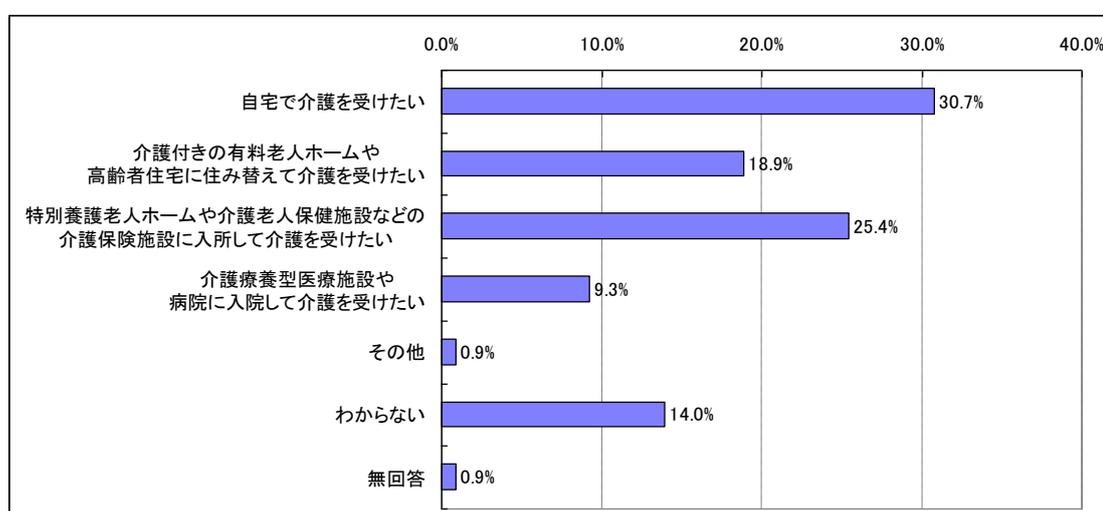
○ 主な介護者



### ウ 「回答者自身に介護が必要となった場合に希望する介護」について

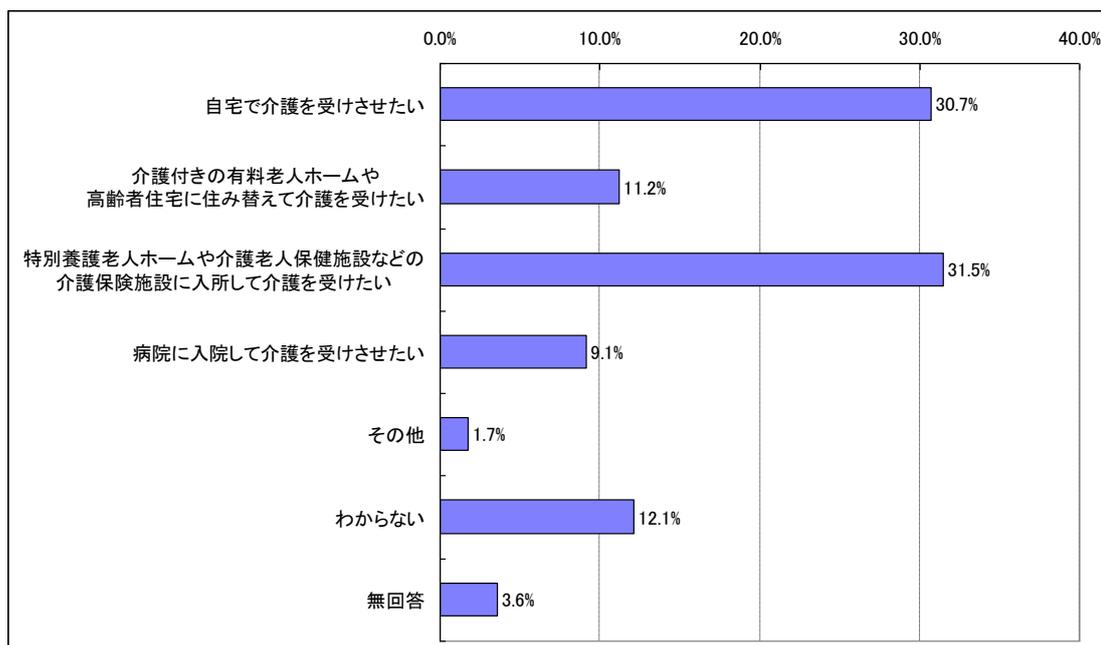
回答者自身に介護が必要となった場合に介護を受けたい場所については、「自宅」(30.7%)との回答が最も多くなっており、次いで「特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険施設」(25.4%)、「介護付きの有料老人ホームや高齢者住宅」(18.9%)の順となっています。なお、特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホーム、介護療養型医療施設などの施設・居住系サービスの合計は53.6%となっています。

### ○ 回答者自身に介護が必要となった場合に希望する介護（若年者）



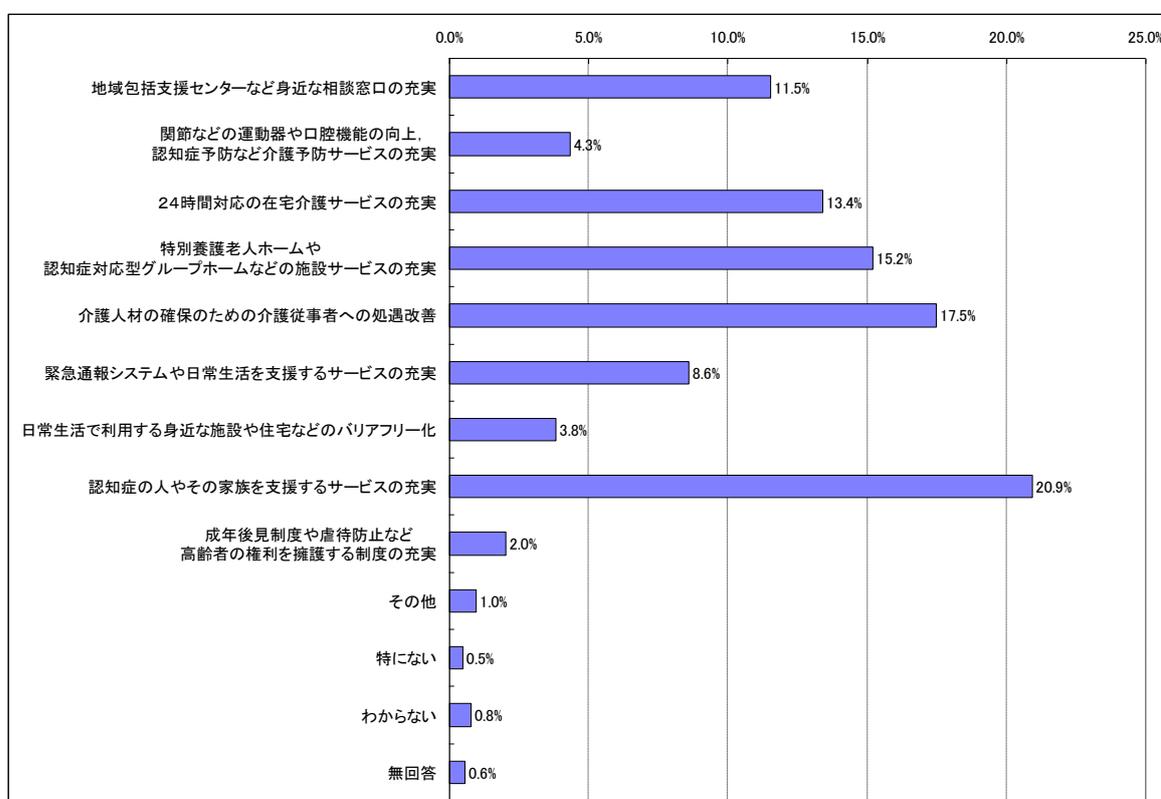
エ 「回答者自身の家族に介護が必要となった場合に受けさせたい介護」について  
 回答者の家族に介護が必要になった場合、介護を受けさせたい場所については、  
 「特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険施設」(31.5%)との  
 回答が最も多くなっており、次いで「自宅での介護」(30.7%)、「介護付きの有  
 料老人ホームや高齢者住宅」(11.2%)の順となっています。

○ 回答者自身の家族に介護が必要となった場合に受けさせたい介護（若年者）



オ 「介護を必要とする高齢者のために重点を置いて取り組むべきこと」について  
 介護を必要とする高齢者のために、今後、重点を置いて取り組むべきことについては、「認知症の人やその家族を支援するサービスの充実」(20.9%)との回答が最も多くなっており、次いで「介護人材の確保のための介護従事者への処遇改善」(17.5%)、「特別養護老人ホームや認知症対応型グループホームなどの施設サービスの充実」(15.2%)の順になっています。

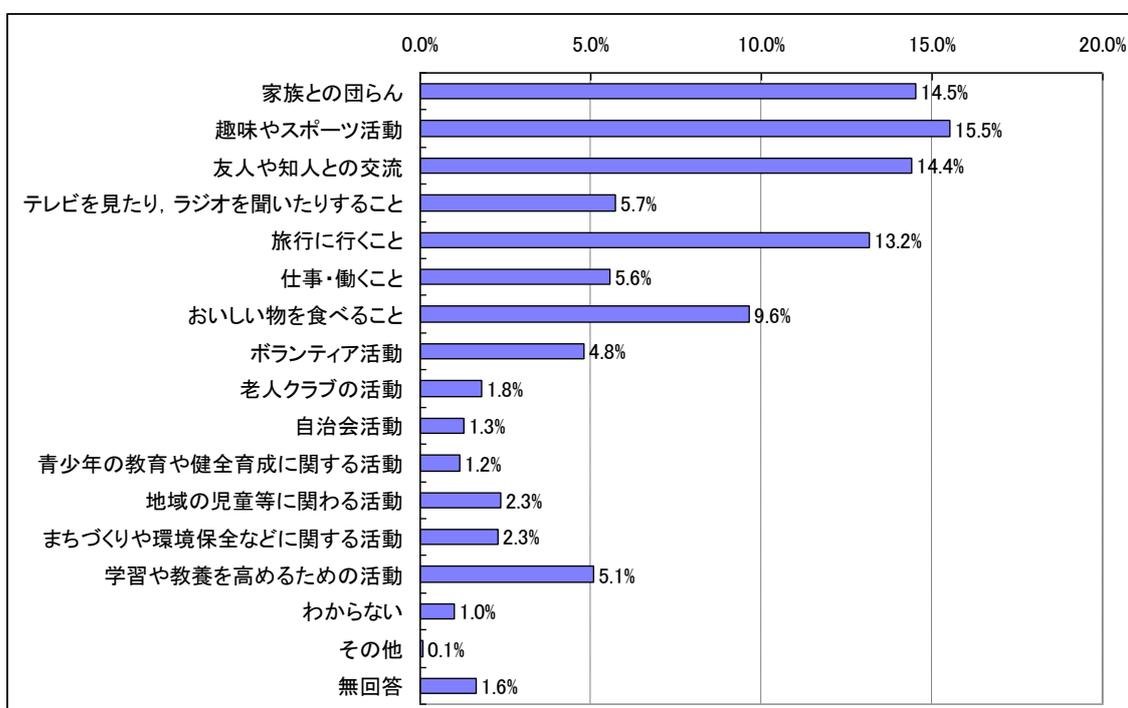
○ 介護を必要とする高齢者のために重点を置いて取り組むべきこと（複数回答）



② 「生きがい」について

- ・ 65歳以上の高齢者になったとき、生きがいにしていきたいことについては、「趣味やスポーツ活動」(15.5%)、「家族との団らん」(14.5%)、「友人や知人との交流」(14.4%)、「旅行に行くこと」(13.2%)という回答が多くなっています。
- ・ 「老人クラブの活動」(1.8%)、「自治会活動」(1.3%)など、身近な地域活動に対する関心は低くなっています。

○ 65歳以上の高齢者になったとき、生きがいにしていきたいこと（複数回答）



③ 「地域包括支援センターの認知度」について

地域包括支援センターの認知度は、「利用したことがある」(4.2%)、「知っているが利用したことはない」(37.9%)を合わせると42.1%となり、前回の調査結果から16.2ポイント向上しました。

○ 地域包括支援センターの認知度（若年者）

選択項目	平成23年度		平成20年度	
	人数	構成比	人数	構成比
利用したことがある	33人	4.2%	16人	3.4%
知っているが 利用したことはない	299人	37.9%	107人	22.5%
知らない	457人	57.9%	352人	74.1%
無回答	21人	-	10人	-
合計	810人	100.0%	485人	100.0%

④ 「介護保険制度の認知度」について

- ・ 介護保険制度の認知度は、「よく知っている(6.1%)」、「ある程度知っている(36.4%)」を合わせると42.5%となっています。
- ・ 「あまり知らない(36.1%)」と「ほとんど知らない(21.4%)」を合わせると、57.5%の人が「知らない」と回答しているものの、前回の調査結果と比較すると13.1ポイント改善しました。

○ 介護保険制度の認知度（若年者）

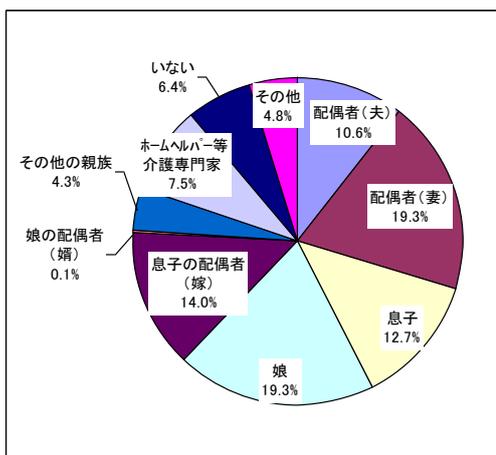
選択項目	平成23年度		平成20年度		平成17年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
よく知っている	49人	6.1%	13人	2.7%	38人	3.4%
ある程度知っている	292人	36.4%	127人	26.7%	265人	23.7%
あまり知らない	290人	36.1%	186人	39.2%	421人	37.7%
ほとんど知らない	172人	21.4%	149人	31.4%	392人	35.1%
無回答	7人	-	10人	-	43人	-
合計	810人	100.0%	485人	100.0%	1,159人	100.0%

(3) 介護保険利用者実態調査

① 「主な介護者」について

主な介護者については、「配偶者(妻)」(19.3%)、「娘」(19.3%)、「息子の配偶者(嫁)」(14.0%)の順になっています。

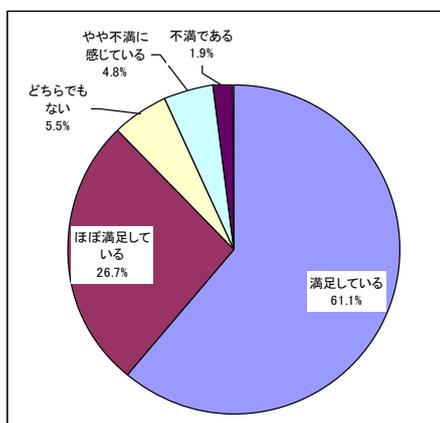
○ 主な介護者



② 「介護サービス計画(ケアプラン)に対する満足度」について

介護サービスを現在利用している方を対象に調査した結果、介護サービス計画(ケアプラン)に対する満足度については、「満足している」(61.1%)との回答が多くなっており、「ほぼ満足している」(26.7%)との合計では87.8%となっています。

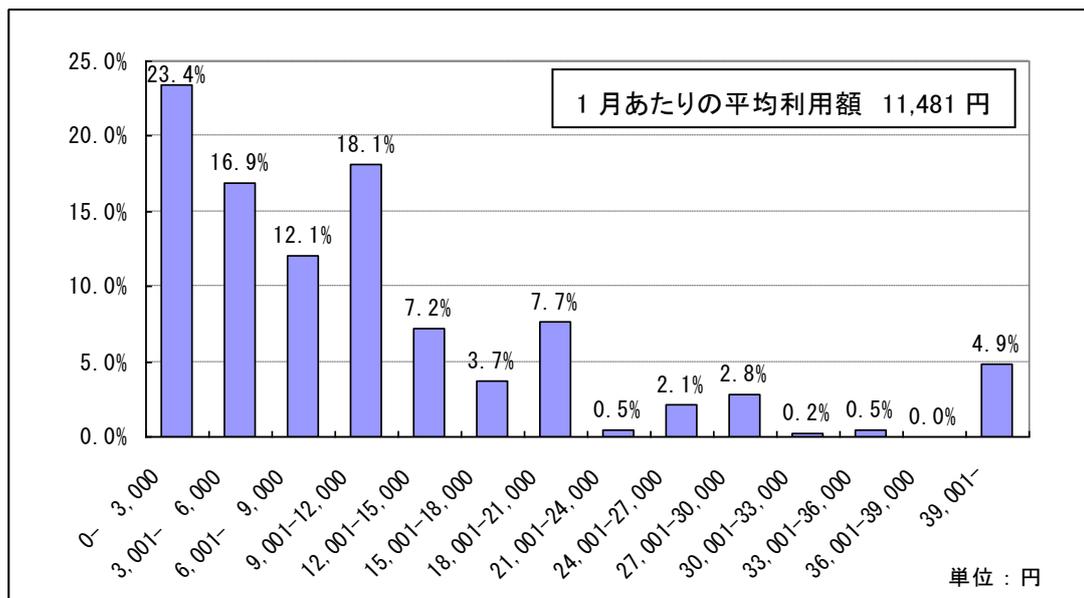
○ 介護サービス計画(ケアプラン)に対する満足度



③ 「介護サービス利用料自己負担額」について

介護サービスを現在利用している方を対象に調査した結果、介護サービス利用料自己負担額の1か月あたりの平均利用額は、11,481円となっています。

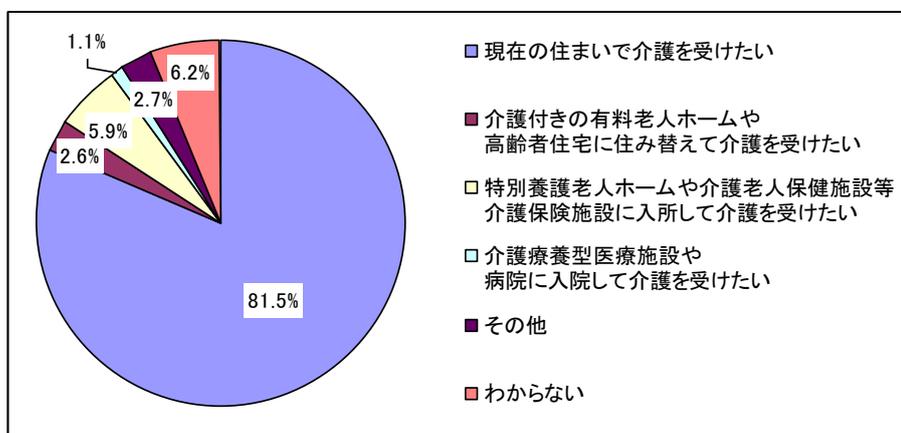
○ 介護サービス利用料自己負担額の分布



④ 「今後、介護を受けたい場所」について

調査対象者のうち、介護サービス利用者・利用予定者を対象に調査した結果、「現在の住まいで介護を受けたい」(81.5%)との回答が多くなっています。

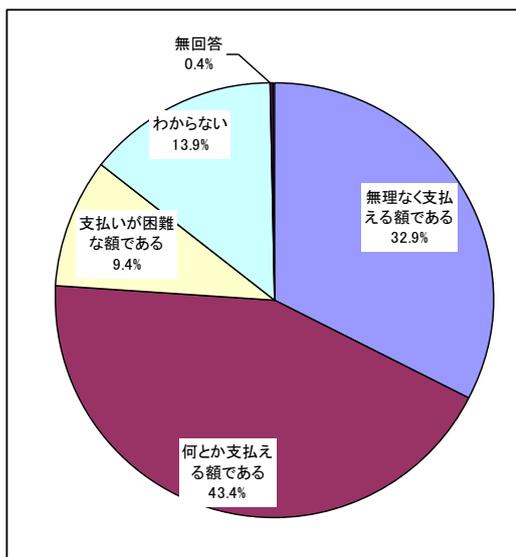
(再掲) [表 15 今後、介護を受けたい場所]



⑤ 「介護保険料に対する負担感」について

介護保険料に対する負担感については、「何とか支払える額である」(43.4%)、「無理なく支払える額である」(32.9%)、の順となっています。

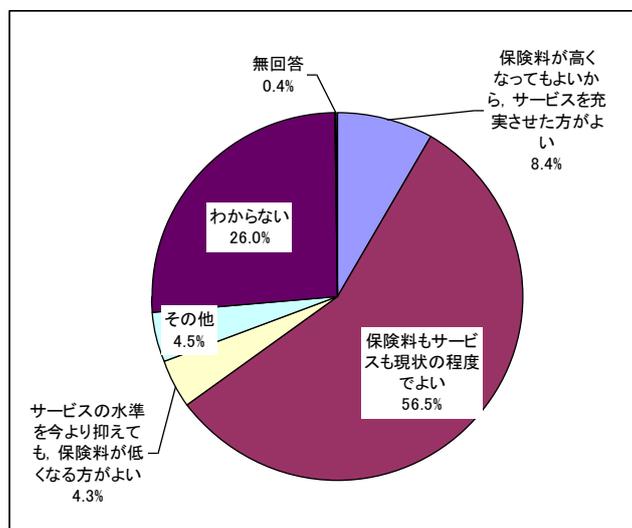
○ 介護保険料に対する負担感



⑥ 「介護保険料とサービスのあり方」について

介護保険料とサービスのあり方については、「保険料もサービスも現状の程度でよい」(56.5%)との回答が多くなっています。

○ 介護保険料とサービスのあり方



#### 4 これまでの計画の取組状況と課題

第5次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第4期宇都宮市介護保険事業計画（計画期間：平成21～23年度）の施策体系に基づき、成果指標対象事業の取組状況と課題を整理しました。

##### (1) 健康で、はつらつとした生活の実現

###### ① 健康づくり実践活動の推進

【現状】 健康づくり推進員の養成講座や全体研修会を通して、人材の確保や育成、地域における健康づくり推進組織の設立の支援に取り組んでいます。

【課題】 地域での健康づくりの核となる「健康づくり推進員」の養成・支援に取り組んでおり、引き続き、市民に身近な地域の仲間として、健康づくり推進員を活用した地域主体の健康づくりを進める必要があります。

指標名	項目	平成21年度	平成22年度
健康づくり推進員養成者数	目標値	930人	1,010人
	実績	926人	1,014人
	達成率	99.6%	100.4%

###### ② 介護予防教室の開催

【現状】 全小学校区での教室開催を目標に事業に取り組み、目標を上回っています。

【課題】 高齢者が寝たきりなどの要介護状態にならないよう、介護予防事業に重点的に取り組み、各種事業への参加者は増加していますが、アンケートの結果では、介護予防事業の認知度は低調となっていることから、介護予防の更なる理解促進に向けた取組が必要です。

指標名	項目	平成21年度	平成22年度
開催回数	目標値	768回	792回
	実績	737回	817回
	達成率	96.0%	103.2%

(2) ゆたかで生きがいのある生活の実現

① 高齢者外出支援事業の推進

【現状】 高齢者の外出を促進するため、バスが利用できる専用バスカードの購入助成に取組み、目標を下回っているものの、利用者数は着実に増加しています。

【課題】 高齢者がより使いやすい事業となるよう、利用者の利便性の向上についての検討が必要です。

指標名	項目	平成21年度	平成22年度
バス乗車券利用者数	目標値	18,200人	19,100人
	実績	14,518人	15,119人
	達成率	79.8%	79.6%

② みやシニア活動センター事業の推進

【現状】 みやシニア活動センターにおいて「シニア講演会」などの各種事業に取り組み、目標を上回っています。

【課題】 高齢者が有する豊かな知識や経験を、まちづくりや地域福祉に活かせる環境を整備する必要があります。

指標名	項目	平成21年度	平成22年度
延利用者数	目標値	900人	1,440人
	実績	915人	1,790人
	達成率	101.7%	124.3%

(3) 安心して自立した生活の実現

① 介護保険サービスの提供

【現状】 介護サービスの利用率は、概ね計画どおり目標に達しています。

【課題】 高齢者の多様なニーズに応じた介護サービスの提供や、介護保険制度の理解促進に向けた周知・啓発を充実する必要があります。

指標名	項目	平成21年度	平成22年度
要介護認定者の 介護サービスの利用率	目標値	74.5%	76.2%
	実績	77.8%	78.1%
	達成率	104.4%	102.5%

② 認知症高齢者対策の推進

【現状】 国の「認知症サポーター100万人キャラバン事業」の一環として、認知症サポーター養成講座に取り組み、概ね目標に達しています。

【課題】 認知症に対する正しい知識の普及や理解の促進に向けた取組、医療・介護・福祉が連携した認知症ケア体制の充実を図る必要があります。

指標名	項目	平成21年度	平成22年度
認知症サポーター数	目標値	6,000人	10,000人
	実績	4,962人	9,458人
	達成率	82.7%	94.6%

(4) 快適で安全安心な生活の実現

① ユニバーサルデザインの推進

【現状】 高齢者をはじめとするすべての市民が、安心して日常生活や社会生活を送れるよう、バリアフリーを計画的に進めており、概ね目標に達しています。

【課題】 市民生活に直結する身近な公共的空間のバリアフリー化を引き続き進めるとともに、身近な交流活動を通じた福祉のこころをはぐくむ取組を進める必要があります。

指標名	項目	平成21年度	平成22年度
交差点段差解消箇所数	目標値	2,549箇所	2,714箇所
	実績	2,540箇所	2,739箇所
	達成率	99.6%	100.9%

② 安全で安心な暮らしの確保

【現状】 地震や風水害等の自然災害が発生した場合に備え、ひとり暮らし高齢者や障がい者などの「災害時要援護者」に対する支援体制の整備に取り組み、登録者数の実績は増加したものの、目標を下回っています。

【課題】 高齢者が住み慣れた地域において安全で安心な暮らしを確保できるよう支援体制の充実を図る必要があります。

指標名	項目	平成21年度	平成22年度
登録者数	目標値	9,675人	10,950人
	実績	8,056人	8,138人
	達成率	83.3%	74.3%

### 5 課題の総括

#### (1) 課題のまとめ

これまでの取組や、アンケート調査の結果等を踏まえ、次のとおり課題を取りまとめました。

#### ○ 健康づくりや介護予防事業の推進

- ・ 高齢者一人ひとりが、日頃から主体的に健康づくりに取り組めるよう、体制を整備する必要があります。
- ・ 生活習慣病予防の理解促進に向けた周知・啓発の充実など、介護予防に重点を置いた健康づくりを推進する必要があります。
- ・ 介護予防の理解促進に向けた周知・啓発の充実と併せ、介護予防の成果を把握し、より効果的な介護予防事業の展開を図る必要があります。

#### ○ 高齢者や団塊・シニア世代の生きがいつくり・社会参画の充実

- ・ 高齢者の状況に応じた生きがいつくりや社会活動への参加促進のための取組を充実する必要があります。
- ・ 関係機関・団体等との連携・協力体制を確立し、地域社会を支える新たな担い手である「団塊・シニア世代」等に対する支援を充実する必要があります。

#### ○ 介護・福祉サービスの充実・認知症高齢者対策の推進

- ・ 高齢者の多様なニーズに応じた地域包括ケアの推進に取り組む必要があります。
- ・ 介護を必要とする人が必要とするサービスを適切かつ効率的に選択できるよう、介護保険制度の理解促進に向けた周知・啓発を充実する必要があります。
- ・ 多様化する高齢者の介護ニーズに対応できるよう、質の高い介護人材の確保に努める必要があります。
- ・ 認知症の人やその家族を支援するサービスの充実を図る必要があります。
- ・ 成年後見制度や虐待防止など高齢者の権利を擁護するための取組を進める必要があります。

○ 高齢者の安全で安心な暮らしの確保やユニバーサルデザインの推進

- 高齢者が抱える新たなニーズや生活課題に適切に対応するため、地域住民同士の助け合いを促進するための取組が必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で安全で安心した生活を続けることができるよう、交通安全対策や防犯への取組の強化や、居住環境の整備を図る必要があります。

(2) 重点課題

本計画では、前計画における課題とその対応についての考え方を踏襲しつつ、3か年の本計画期間の中で特に重点的に取り組む課題を「重点課題」として捉え、その課題に対応するための具体的な施策の推進を図っていくこととします。

なお、重点課題は、高齢者調査等の結果や社会情勢の変化を踏まえ、計画の進行管理を行う附属機関である「宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」での審議を経て整理したものです。

○ 地域社会の機能の活性化

高齢者の主体的な地域社会への参画を促進するとともに、一人暮らしや要介護等の高齢者の増加を踏まえ、地域社会における相互扶助やその他の機能の活性化を図る必要があります。

○ 多様なライフスタイルを可能とする自立支援

年齢や状況にとらわれずに多様なライフスタイルを実践したいとする者の増加を踏まえた施策の展開や、健康寿命を延ばすための施策の展開が必要です。

## 第3章

### 計画の基本理念と基本目標

---



## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1 基本理念

基本理念は、本市の「目指すべき高齢社会」像を示すものです。本計画では、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができ、「長生きしてよかった」と思えるような社会の実現に向け、次のとおり基本理念を定めます。

#### 【基本理念】

健康で生きがいをもち、  
安心して自立した生活を送ることができる、  
笑顔あふれる長寿社会の実現



### 2 基本目標

基本理念の実現に向け、高齢者を取り巻く現状や、前計画の取組状況を踏まえ導き出された課題に的確に対応した施策・事業の展開を図るため、以下の考え方にに基づき、今後3年間の高齢者福祉施策の目標を定め、各種施策・事業に取り組みます。

#### (1) 設定の考え方

##### ○ 分かりやすい基本目標

「地域社会の機能の活性化」と「多様なライフスタイルを可能とする自立支援」という2つの重点課題を中心に、関連する施策・事業を一体的・効果的に進めるためには、広く市民に計画の内容が理解される必要があります。

このため、本計画では、介護保険事業計画の位置づけを明確にするなど、誰もが分かりやすい内容を目指しました。

##### ○ 対象の明確化

健康寿命を延ばし、高齢期の多様なライフスタイルを可能とするために必要な施策・事業について、高齢者の状態に応じた体系に整理することで、施策・事業の対象となる高齢者を明確にしました。

##### ○ 役割の明確化

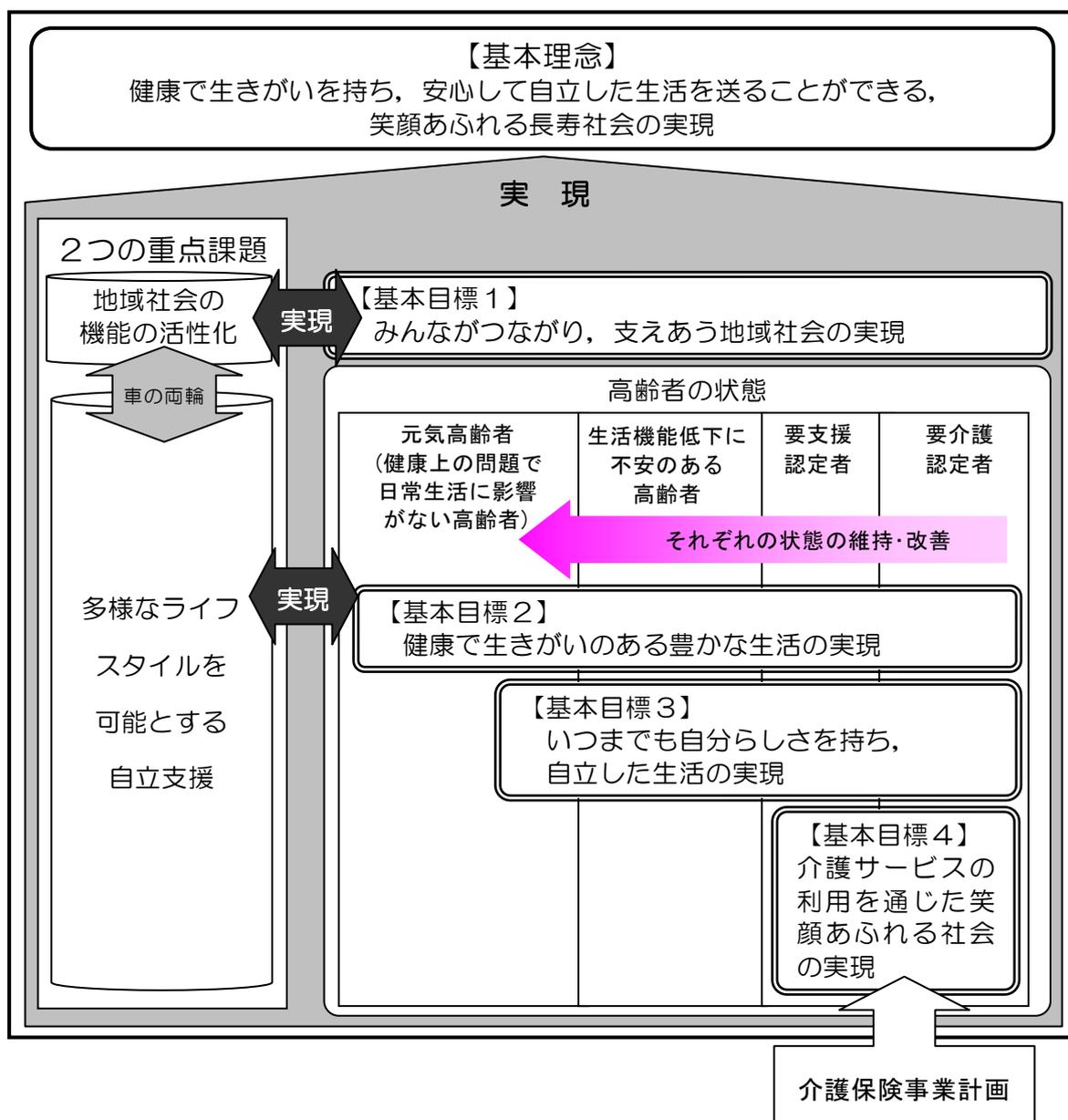
高齢者本人や家族・地域住民・民間非営利活動団体やボランティア・企業・介護サービス事業者・行政など、高齢者に携わるすべての方々が、各々の特性を活かしながら適切な役割分担のもとに、地域社会の機能の活性化を進めていくことを目標に掲げ、施策・事業を整理することで、役割の明確化を図りました。

(2) 基本目標

基本理念を実現するため、基本目標の設定の考え方を踏まえ、本市の高齢者保健福祉施策の推進における4つの基本目標を示します。

また、基本目標に位置づける施策・事業のうち、特に重要なものについては、進捗状況などを的確に把握し、総合的、効果的な執行を確保するため、「成果指標対象事業」として選定し、宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において定期的に進行管理を行っていきます。

○参考 にっこり安心プラン（平成24～平成26年度）における基本目標のイメージ



● **基本目標1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現**

基本理念の実現に向け、高齢者自身はもとより、その家族が地域コミュニティの中で孤立することなく、地域との連携や周囲の支えのもと、住み慣れた地域での生活を続けることができる、「みんながつながり、支えあう地域社会の実現」を目指します。

【成果指標】

成果指標	平成23年度見込値	平成26年度目標値
地域包括支援センターの認知度 (65歳以上の高齢者)	67.2%	80.0%

成果指標	平成23年度見込値	平成26年度目標値
災害時要援護者支援班 設置地区数	29地区	39地区

○ 成果指標の考え方

- ・ 地域コミュニティへの参画、地域活動の活性化をはかる指標として、地域住民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートする中心的な役割を果たす拠点である、地域包括支援センターの認知度を成果指標として設定します。
- ・ 緊急時に、ひとり暮らし高齢者などの要援護者に対し、迅速かつ的確な対応を図ることができる地域であることは、平時の安心にもつながることから、災害時要援護者支援班の設置地区数を成果指標として設定します。

● **基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現**

高齢者一人ひとりが、自主・自発的に社会参加活動や継続的な健康づくりや介護予防に取り組むことにより健康寿命を延ばし、趣味などの楽しみや、友人との交流などにより生きがいを感じることをのぞける、「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」を目指します。

【成果指標】

成果指標	平成23年度見込値	平成26年度目標値
介護予防（介護予防教室など） に取り組む高齢者数	2,495人	5,270人

○ 成果指標の考え方

高齢者一人ひとりが自ら介護予防に取り組むことで、住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができることから、介護予防事業に取り組む高齢者の数を成果指標として設定します。

● **基本目標3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現**

高齢者の状況に応じた適切な福祉サービスの提供や、成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度を必要な時に利用することにより、高齢者一人ひとりが誇りを持ち、自分らしい生き方を続けることができる、「いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現」を目指します。

【成果指標】

成果指標	平成23年度見込値	平成26年度目標値
認知症サポーター数	13,500人	23,000人

成果指標	平成23年度見込値	平成26年度目標値
認知症地域ケアネットワーク会議	0か所	5か所

○ 成果指標の考え方

認知症の予防から気づき、早期発見と診断、認知症発症後のケアまで切れ目のない支援体制の構築に向け、認知症の高齢者やその家族を地域で支える、認知症サポーター数と、適切なケア体制の構築に向けた認知症地域ケアネットワーク会議の設置か所を成果指標として設定します。

● **基本目標4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現**

介護サービスの充実を図るとともに、介護サービスの質の向上に向けた取組を進め、高齢者本人やその家族が安心して利用できる介護保険事業を運営することにより、「介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現」を目指します。

【成果指標】

成果指標	平成23年度見込値	平成26年度目標値
ケアプランに対する満足度	87.8%	94.5%

○ 成果指標の考え方

ケアプラン（介護サービス計画）は、ケアマネジャーが、介護サービスを利用する本人とその家族や介護サービスを提供する事業者を交えて話し合い作成されます。また、ケアマネジャーは、作成したケアプランどおりにサービスが提供されているか、サービス内容が適切であるか、利用しているサービスに対して利用者は満足しているかをモニタリングし、次のケアプラン作成に繋げることから、ケアプランに対する満足度を成果指標として設定します。

## 第4章

### 施策・事業の展開

---



## 第4章 施策・事業の展開

### 1 計画の体系

今後、推進すべき高齢者福祉施策について、次のように4つの基本目標を掲げました。  
また、基本目標を実現するための施策を、「施策の方向性」、「施策」という体系で整理しています。

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
健康で生きがいを持ち、安心して自立した長寿社会の実現 笑顔あふれる長寿社会の実現	1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現	地域保健・福祉体制の充実	地域の総合的なネットワーク機能の充実
			ボランティア活動・市民活動の推進
		ユニバーサルデザインの推進	意識のバリアフリーの推進
			公共施設などのバリアフリー化の推進
		安全で安心な暮らしの確保	地域の見守りと支援体制の充実
			安全で安心な地域生活の確保
		高齢者にやさしい居住環境の整備	高齢者の多様な住まいの支援
			居住環境に関する相談機能の充実
	2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現	健康づくりによる健康寿命の延伸	健康づくり事業の推進
			介護予防の推進
		生きがいづくりの促進	介護予防の効果的な展開
			きめ細かな介護予防の展開
		社会参画の促進	交流の場、交流機会の提供
			学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供
社会参加活動の環境整備			
		高齢者の就業支援	
		高齢者の外出支援の充実	

第4章 施策・事業の展開

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
健康で生きがいをもち、安心して自立した生活を送ることができ、笑顔あふれる長寿社会の実現	3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現	適切な福祉サービスの提供	高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供
			介護者への支援
		認知症高齢者等対策の充実	認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進
			認知症予防の推進
			早期相談・早期発見・早期診断のための仕組みの構築
			医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実
			認知症介護者への支援
	認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進		
	高齢者の権利擁護及び制度の利用支援	権利擁護事業の推進と成年後見制度などの利用支援	
	4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現	介護保険事業の充実	介護サービスの提供
介護サービスの質の向上		サービスの質の確保・向上	
		介護人材の育成・支援	
	介護保険制度の安定的な運営に向けた取組の推進		

なお、本計画では、「成果指標対象」に選定した事業のほか、重点課題の解決に結びつく事業を「主要事業」に選定し、「成果指標対象事業」と合わせ、宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において定期的に進行管理を行っていきます。

## 2 施策・事業の展開

本計画は、高齢者が住み慣れた家庭や地域で生きがいをもち、いつまでも安心して生活することができるよう、高齢者自身はもとより、その家族を地域で支えていくために、介護・医療・福祉の緊密な連携に向けた取組や、高齢者の多様なライフスタイルの実現に向けた生きがいづくり、社会参画といった施策を、総合的かつ計画的に推進していくことを目的とするものです。従って、高齢者とその家族への支援を計画の中心に位置づけ、市民（地域）と行政とが一体となって、様々な高齢者支援の施策・事業を展開することで、基本理念の実現を目指します。

### ○ 基本目標1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現

#### 1 地域保健・福祉体制の充実

##### (1) 地域の総合的なネットワーク機能の充実

住民参加・協働による、地域での包括的な支援を実現するためには、市民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートする体制が重要です。このため、地域包括支援センターを中心に、既存の地域ネットワークである「地域会議」などを活用しながら、関係機関や団体との緊密な連携のもと、高齢者の暮らしを支える、地域の総合的なネットワーク機能の充実を図ります。

【事業・取組名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[1]	地域会議などを活用した地域ネットワークの充実	◎	★

#### ○ 地域会議

地域の実情等を十分に把握している機関と地域包括支援センターが連携を図り、高齢者等の多様なニーズに的確に対応することで、高齢者等が住み慣れた地域において安心して生活できる環境づくりを目的に開催する会議です。会議の参加者は、連合自治会区を単位（39地区）に、自治会役員、民生委員・児童委員、地区社協、その他（医師、ボランティア、警察官、消防団員等）の委員で構成されています。



(2) ボランティア活動・市民活動の促進

ボランティア活動や自治会活動などの市民による幅広い活動が盛んであることは、地域の福祉体制の整備が促進される上で大切な基盤になります。ボランティア活動や市民活動は、特別な人が行う、特別な活動ではなく、日常生活に密接に関連し、一人ひとりの生活をよりよいものにしていこうという生活感覚や活動意欲の中から、市民が自発的に参加・活動するもので、それによって地域福祉に厚みと柔軟性が増すことも期待されます。

特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、全国各地から多くのボランティアが被災地に駆けつけ、献身的な援護活動が積極的に行われ、誰もがボランティア活動や市民活動の重要性を改めて認識することとなりました。このことから、市民による様々な活動が生み出され、それを支える環境の整備に努めます。また、市民活動は自発的、自主的に行われることを基本としながらも、福祉的な活動に関する感性が磨かれたり、興味をもったり、実践を通して、その意義を実感できるような機会や環境の整備に努めます。

【事業・取組名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[2]	ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営		
[3]	ボランティア養成講座の充実		

## 2 ユニバーサルデザインの推進

### (1) 意識のバリアフリーの推進

だれもが暮らしやすいと感じるまちをつくるためには、「ノーマライゼーション」の考え方を推進し、ハンディキャップのある人たちをも地域で包含（ソーシャル・インクルージョン）していく必要があります。ノーマライゼーションを推進するためには、ハード面でのバリアフリー化だけではなく、高齢者や障がい者などに対する理解を広めていくことが重要となることから、「意識のバリアフリー」を進めるために必要な取組を進めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[4]	こころのユニバーサルデザイン運動の推進		
[5]	広報紙やホームページ等の活用による周知・啓発		
[6]	「宇都宮市民福祉の祭典」の実施		
[7]	出前保健福祉講座の利用促進		
[8]	学校における福祉教育の充実		
[9]	敬老会の開催支援など敬老のこころを育む取組の推進		★

(2) 公共施設などのバリアフリー化の推進

だれもが暮らしやすい生活環境を整備していくためには、「ユニバーサルデザイン」に基づいたまちづくりを推進していく必要があります。このため、国では、平成18年12月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)を統合し、より拡充した内容の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」)を施行しました。本市においてもバリアフリー化を更に進め、だれもが暮らしやすいまちを目指します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[10]	公共建築物等のバリアフリーの推進		
[11]	道路のバリアフリーの推進		
[12]	公園のバリアフリーの推進		
[13]	車両等のバリアフリーの推進		

### 3 安全で安心な暮らしの確保

#### (1) 地域の見守りと支援体制の充実

少子高齢社会の進展などにより、何らかの生活課題を抱え、支援を必要とする人が多くなるなかで、行政のみならず広く住民の協力を得て、「共に生き、支えあうまち」をつくる必要があります。このため、地域のなかで起こるさまざまな生活課題に対応するため、地域住民同士の助け合いを促進し、地域包括支援センターや民生・児童委員、自治会、自主防災組織などとの連携のもと、一人暮らしの高齢者などへの見守りや、災害時に高齢者や障がい者などの要援護者を支援する体制の整備に努めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[14]	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進		★
[15]	災害時要援護者支援事業の推進	◎	★
[16]	地域における自主防災組織の育成・強化		

#### (2) 安全で安心な地域生活の確保

近年、高齢者が関わる交通事故や、高齢者が被害者となる消費生活のトラブルが増加しています。このため、高齢者が住み慣れた地域で安全で安心した生活を続けることができるよう、交通安全対策や防犯への取組を進めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[17]	高齢者に対する交通安全教育の実施		
[18]	受講者の世代や特性に合わせた防犯講習会の実施		
[19]	高齢者等を対象とした防犯に対する広報・啓発の実施		★
[20]	消費生活情報の提供や消費生活相談体制の充実		

#### 4 高齢者にやさしい居住環境の整備

##### (1) 高齢者の多様な住まいの支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられることは、高齢者にとって自分らしい生活の実現につながることから、引き続き、高齢者の住宅改修に対し補助を行います。また、高齢者用住宅（シルバーハウジング）の整備や民間の高齢者向け賃貸住宅の整備など、高齢者の多様な住まいの確保に向けた支援に努めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[21]	高齢者にやさしい住環境整備補助事業の実施		
[22]	住宅改修支援事業の実施		
[23]	高齢者用住宅（シルバーハウジング）の整備		
[24]	サービス付き高齢者向け住宅の適切な整備		★

##### (2) 居住環境に関する相談機能の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、これらの方が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、高齢者用住宅（シルバーハウジング）への生活援助員派遣事業に取り組むとともに、住宅改修の利用などの居住環境に関する相談機能の充実により、高齢者の在宅生活を支援します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[25]	生活援助員派遣事業の実施		
[26]	住宅改修等に関する相談機能の充実		

○ 基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

1 健康づくりによる健康寿命の延伸

(1) 健康づくり事業の推進

高齢者にとって、健康でいきいきとした生活を送れることは何より大切です。特に、脳血管疾患や高血圧、糖尿病などの生活習慣病については、日常生活の中での適度な運動を行なう、健全な食生活を心がけるなど、発症を予防する「一次予防」に重点を置いた健康づくりが重要です。このため、高齢者一人ひとりが、日頃から主体的に健康づくりに取り組むとともに、身近な地域の仲間や組織がともに活動し、個人の健康づくりを支援することができるよう、地域主体の健康づくりを推進します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[27]	健康づくり実践活動の推進		★
[28]	健康教育・健康相談の実施		
[29]	各種団体等との連携による食育推進事業の実施		★
[30]	特定健康診査（健康診査）・がん検診等の実施		
[31]	高齢者インフルエンザ予防接種助成事業の実施		

2 介護予防の推進

(1) 介護予防の効果的な展開

要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者を「基本チェックリスト」により把握し、早期の介護予防につなげます。また、高齢者に対し介護予防の必要性や重要性を呼びかけるとともに、介護予防の成果の把握に努めていきます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[32]	介護予防の早期取組の推進（げんき応援高齢者把握事業）		
[33]	介護予防の成果把握に向けた取組の推進		★

(2) きめ細かな介護予防の展開

高齢者自身が主体的に介護予防に取り組めるよう、コミュニティーセンターや保健センター、公民館など高齢者の身近な場所で介護予防事業を実施しています。今後とも、参加しやすい会場の確保に努めながら、より地域に密着した効果的な教室を展開します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[34]	介護予防講演会の開催		
[35]	はつらつ教室などの開催		
[36]	いきいき健康サッカー教室・いきいき健康自転車教室の開催		
[37]	通所型二次予防事業の充実	◎	★
[38]	訪問型二次予防事業の実施		
[39]	地域での介護予防活動への支援		

3 生きがいづくりの促進

(1) 交流の場，交流機会の充実

高齢者が健康に、楽しく、活動的に過ごすために、老人福祉センターなどの施設を活用した生きがいづくりに取り組んでいます。今後も、高齢者の多様なニーズにあった各種講座や教室の開催に努めるとともに、高齢者が地域に住む仲間とともに、健康で生きがいをもって充実した生活が送れるよう、老人クラブ活動の活性化及び会員の加入促進に向けた周知などの支援に取り組めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[40]	老人福祉センターを活用した生きがいづくりの推進や相談機能の充実		
[41]	茂原健康交流センターを活用した生きがいづくりや世代間・地域間交流の促進		
[42]	老人クラブ活動の育成・支援		★

(2) 学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供

高齢者をはじめとした市民の学習意欲や、多様な活動への参加意識の変化に対応するため、引き続き、生涯学習やスポーツ大会などの文化・スポーツ行事に気軽に参加できる場や機会の提供のほか、郷土の伝統文化や生活文化、民話、遊びなどの地域文化の伝承活動などにより市民の文化活動の向上を図ります。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[43]	生涯学習支援の推進		
[44]	地域教育活動への参加促進		
[45]	高齢者向けスポーツ活動の推進		
[46]	スポーツ広場整備補助事業の推進		
[47]	文化活動における人材の登録と活用		
[48]	地域文化の伝承		



4 社会参画の促進

(1) 社会参加活動の環境整備

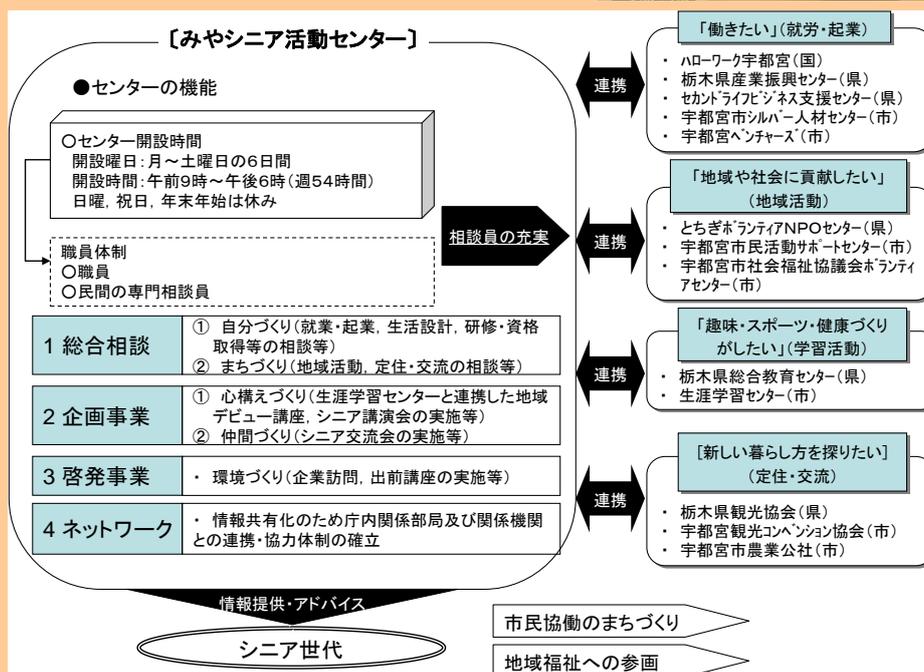
多様な価値観を持った高齢者が、地域の中で自らの経験や知識を生かしながら、希望するライフスタイルを実践できるよう、「みやシニア活動センター」が、関係機関や団体との連携を図りながら、高齢者一人ひとりの希望に応じた情報提供や、地域デビュー講座やシニア交流会などの実施により、社会参加活動のための環境整備を進めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[49]	高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実		★
[50]	高齢者地域活動実践塾設置の促進		

○ みやシニア活動センター

みやシニア活動センターは、平成20年に、団塊世代を中心とするシニア世代の知識や経験を本市の進めるまちづくりや、地域福祉の展開に積極的に活かすとともに、第2の人生を健康でいきいきと暮らすことができるよう支援することを目的に設置されたセンターです。



(2) 高齢者の就業支援

高齢者の生きがいの充実，社会参加の推進，また，自らの能力を活かした地域づくりに寄与できるよう就業機会の確保への支援を進めるため，宇都宮市シルバー人材センター事業に対して助成を行うとともに，みやシニア活動センターでのキャリアカウンセラーによる企業・事業所への再就職や起業などの専門相談のほか，県をはじめ，宇都宮市農業公社などの関係機関が連携する「就農支援ネットワーク会議」による就農相談などにより，高齢者のセカンドライフをきめ細かく支援します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[51]	シルバー人材センター事業の支援		
[52]	キャリアカウンセラーによる専門相談機能の充実		★
[53]	「就農支援ネットワーク会議」による就農相談		

(3) 高齢者の外出支援の充実

高齢者の豊かな生活と健康の維持・増進のためには，地域や社会との関わりを持つことは重要です。このため，高齢者が積極的に外出することができるよう，主要な公共交通機関であるバスなどを移動手段とした外出支援を行うとともに，公共交通空白地域等においては，高齢者をはじめとした市民が，移動しやすく利用しやすい生活交通の確保に向け，地域の実情にあった地域内交通の導入を推進します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[54]	高齢者外出支援事業(高齢者専用バス乗車券購入費助成)の推進		★
[55]	地域内交通導入の促進		

○ 高齢者外出支援事業  
(高齢者専用バス乗車券購入費助成)

宇都宮市では，高齢者の社会参加の促進と生きがいづくりの推進を図るため，70歳以上の高齢者を対象に，年度1回，5,000円相当のバス乗車券の購入費に対する助成を行っています。



○ 基本目標3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

1 適切な福祉サービスの提供

(1) 高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、従来から実施してきた福祉サービスを引き続き展開していきますが、高齢化が進む中、高齢者の生活状況は変化し、ニーズも多様化していることから、福祉サービスの利用に向けた周知・啓発に努めるとともに、事業評価を実施しながら見直しの検討を行っていきます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[56]	高齢者ホームサポート事業の実施		★
[57]	生きがい対応型デイサービス事業の実施		★
[58]	高齢者短期宿泊事業の実施		
[59]	無料入浴券交付事業の実施		
[60]	はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の実施		
[61]	老人福祉補聴器交付事業の実施		
[62]	緊急通報システム事業の実施		★
[63]	食の自立支援事業（配食サービス）の実施		★

(2) 介護者への支援

介護を必要とする高齢者に対し、心の通った介護が持続できるよう、介護する家族に対する支援が必要です。このため、介護する家族等の精神的・身体的な負担の軽減が図れるよう、介護に関する知識や適切な介護技術の習得の場の充実、高齢者を介護している介護者相互の交流を図るなど、介護者への支援の充実に努めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[64]	家族介護教室の開催		★
[65]	在宅高齢者家族介護慰労金の支給		
[66]	はいかい高齢者等家族支援事業の実施		

○ 家族介護教室

家族介護教室では、高齢者を介護している家族の方などを対象に、介護に関する知識や技術などの情報提供を行ないます。また、参加した介護者が、お互いに日頃の介護の悩みや体験などを話すことにより、介護者相互の交流を図っています。



## 2 認知症高齢者等対策の充実

### (1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進

認知症に対する正しい理解は、認知症の予防や早期発見・早期診断、介護者への支援など、認知症高齢者等を支える仕組みづくりに取り組むうえで重要な基盤になることから、市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発事業に取り組みます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[67]	宇都宮市みんなで考える認知症月間事業の充実		★
[68]	認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成・支援の推進	◎	★

### ○ 認知症サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座の標準テキストに基づき、ビデオ上映も交えながら60分から90分の講座を実施し、講座修了者には、認知症サポーターのしるしとして「オレンジリング」をお渡ししています。



(2) 認知症予防の推進

市民一人ひとりが健康についての意識を高め、生涯を通じて健康的な生活習慣の保持を心がけることができるよう、認知症等の発症予防につながる情報の提供、高齢者の身近な場所での健康づくりや介護予防事業に取り組みます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[69]	認知症介護予防講演会の実施		
再掲 [28]	健康教育・健康相談の実施		
再掲 [29]	特定健康診査（健康診査）・がん検診等の実施		
再掲 [35]	はつらつ教室の開催		
再掲 [37]	通所型（総合型・三種型）二次予防事業の充実		
再掲 [38]	訪問型二次予防事業の実施		

(3) 早期発見・早期診断のための仕組みの構築

認知症は、早期の段階で対応し、適切な薬物療法やリハビリテーション等の処置を行うことにより、進行の抑制や症状の改善が見られる場合があります。また、少しでも早く認知症の診断を受けることにより、認知症の早期段階から適切なケアを受けることが可能です。このため、本人や家族等ができる限り早く認知症に気づき、適切な窓口で相談や受診ができるよう、早期段階での認知症の気づきに繋げるための啓発事業など、早期発見・早期診断のための取組を進めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[70]	認知症早期発見チェックリスト等の配布		
[71]	介護予防の基本チェックリストの活用		
[72]	脳ドック受診補助		

(4) 医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実

認知症高齢者の状態に応じた適切なケアが提供できるよう、日常生活圏域を単位に、地域特性を生かしたネットワークづくりを目指し、医師会や地域包括支援センターなどが連携した認知症地域ケアネットワーク会議（仮称）の設置や、医療・介護従事者合同研修会の開催などにより、医療・介護・福祉が緊密に連携した切れ目のないケア体制の充実を図ります。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[73]	認知症地域ケアネットワーク会議（仮称）の設置	◎	★
[74]	認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援		★
[75]	介護サービス提供基盤の整備推進		

(5) 認知症介護者への支援

認知症の人を介護する家族等の精神的・身体的な負担の軽減を図り、心の通った介護が継続できるよう、介護者への支援の充実を図ります。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[76]	認知症の人やその家族の生活状況に応じた情報提供の充実		
[77]	認知症の人を介護する家族のつどいや交流会の開催		★
再掲 [14]	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進		★
再掲 [56]	高齢者等ホームサポート事業の実施		★
再掲 [64]	家族介護教室の開催		★
再掲 [66]	はいかい高齢者等家族支援事業の実施		

(6) 認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進

認知症の高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療・介護・福祉の専門職が緊密に連携した切れ目のない認知症ケアと合わせ、近所の人による見守りなどの地域による支援が重要です。このため、認知症の人やその家族を支える関係機関や団体などが必要な事業や取組について検討する場を設けるなど、認知症の人やその家族を支える地域ネットワークの充実を図るための取組を進めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[78]	認知症の人やその家族を支える地域ネットワークの充実		★

3 高齢者の権利擁護及び制度の利用支援

(1) 権利擁護事業の推進と成年後見制度などの利用支援

近年、家庭や介護施設などでの高齢者虐待が表面化し社会的な問題となっています。本市では、高齢者虐待に対応するため、高齢福祉課や地域包括支援センターなどに相談窓口を設置するとともに、高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、介護事業者や地域の民生委員などとも連携して虐待の防止・解消に努めています。今後も、成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度の周知に努めるとともに、制度の利用に向けた支援を行います。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[79]	成年後見制度の周知・理解促進		
[80]	権利擁護事業の推進		★
[81]	権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」の利用促進		
[82]	老人措置事業の実施		

○ 基本目標4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

1 介護保険事業の充実

高齢者が介護や医療等が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援サービス」を一体的に提供していく「地域包括ケア」の推進に取り組むことが重要です。

このため、本市では、高齢者がそれぞれの有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の5つの視点による取組を基本としたうえで、介護保険事業の充実を図ります。

○ 地域包括ケアシステムの5つの視点による取組

① 介護サービスの充実強化

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など、在宅サービスの強化

② 医療との連携強化

24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化

③ 予防の推進

できる限り要介護状態とならないための予防への取組や、自立支援型介護の推進

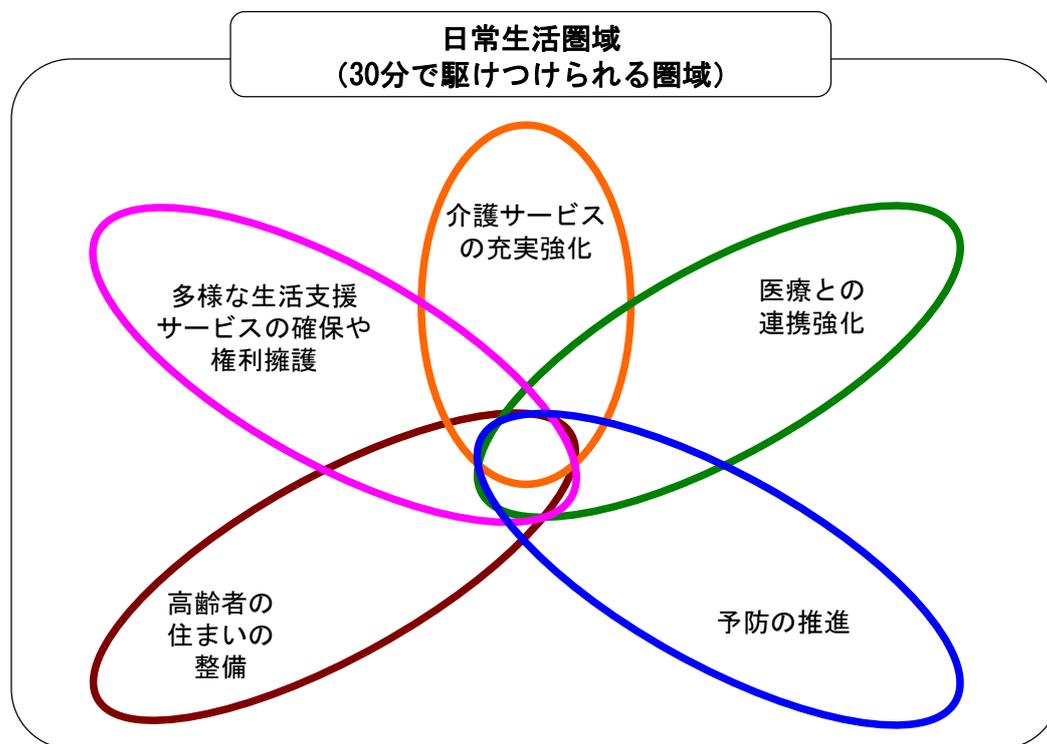
④ 高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備

住宅改修や、国が整備を促進しているサービス付き高齢者向け住宅等の住まい選びに関する情報を分かりやすく案内

⑤ 見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等

ひとり暮らし、高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加を踏まえた、様々な生活支援（見守り、配食等の生活支援や財産管理などの権利擁護）サービスの推進

[図1 地域包括ケアシステムのイメージ]



○ 日常生活圏域の考え方

「地域包括ケア」の実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位を「日常生活圏域」といい、国においては、概ね30分以内で駆けつけられる圏域としています。

○ 宇都宮市の日常生活圏域

本市の「日常生活圏域」は、人口、自治会の区域、生活形態、地域活動の状況や、地域特性、地域各種団体との連携強化の観点から、第3期介護保険事業計画で設定した圏域を、引き続き設定します。また、「日常生活圏域」は、地域密着型サービスの基盤整備の単位であるとともに、地域支援事業を推進する地域包括支援センターの担当圏域でもあります。

[図2 宇都宮市の日常生活圏域]



[表 24 宇都宮市の日常生活圏域と地域包括支援センター]

日常生活圏域		地域包括支援センター
1	中央・築瀬・城東	地域包括支援センター 御本丸
2	陽南・宮の原・西原	地域包括支援センター ようなん
3	昭和・戸祭	地域包括支援センター きよすみ
4	今泉・錦・東	地域包括支援センター 今泉・陽北
5	西・桜	地域包括支援センター さくら西
6	御幸・御幸ヶ原・平石	鬼怒 地域包括支援センター
7	清原	地域包括支援センター 清原
8	瑞穂野	地域包括支援センター 瑞穂野
9	峰・泉が丘	地域包括支援センター 峰・泉が丘
10	石井・陽東	地域包括支援センター 石井・陽東
11	横川	よこかわ 地域包括支援センター
12	雀宮（東）	地域包括支援センター 雀宮
13	雀宮（西）・五代若松原	地域包括支援センター 雀宮・五代若松原
14	緑が丘・陽光	緑ヶ丘・陽光 地域包括支援センター
15	姿川（北部）・富士見・明保	地域包括支援センター 砥上
16	姿川（南部）	姿川南部 地域包括支援センター
17	国本	くにもと 地域包括支援センター
18	細谷・宝木	地域包括支援センター 細谷・宝木
19	富屋・篠井	富屋・篠井 地域包括支援センター
20	城山	城山 地域包括支援センター
21	豊郷	地域包括支援センター 豊郷
22	かわち（古里中学校区）	地域包括支援センター かわち
23	田原（田原中学校区）	田原地域包括支援センター
24	奈坪（河内中学校区）	地域包括支援センター 奈坪
25	上河内	上河内地域包括支援センター

(平成24年4月1日現在)

### (1) 介護サービスの提供

介護を必要とする高齢者などが、適切な介護サービスを受けながら、それぞれの有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、本計画期間の中で必要となる介護サービス量を見込みます。

#### ア サービス基盤整備の推進

一層の高齢化に備えるとともに、在宅生活が困難な要介護者などへの適切なサービスの提供を目指し、施設・居住系サービスの基盤の整備を進めます。

なお、本計画における施設・居住系サービスについては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所申込状況調査等を基に施設入所が必要な者の数を見込み、整備を進めます。

#### ① 施設・居住系サービスへの入所の必要性が高いと考える者の人数について

（調査概要）

- ・ 調査名称 : 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所申込状況調査
- ・ 調査基準日 : 平成23年5月1日
- ・ 調査対象施設 : 市内25施設（うち地域密着型介護老人福祉施設1施設）

市内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所申込を行っている者のうち、入所の必要性が高いと考える下記の条件に該当する者の人数を確認した結果は、[表2.2]（71ページ）のとおりです。

#### ○ 入所の必要性の判断基準

- ・ 要介護1～3の者 : 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ・Ⅴの方(\*)
- ・ 要介護4・5の者 : 全員

\* 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準については7ページ参照

[表25 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所申込状況調査結果]

要介護度	申 込 者 *介護老人福祉施設・重複申込 宇都宮市以外の被保険者を除く	入所の必要性が高いと 考える申込者		
		自立度 Ⅳ	自立度 M	
要介護1	105人	5人	4人	1人
要介護2	190人	13人	12人	1人
要介護3	310人	48人	46人	2人
要介護4	323人	323人	/	
要介護5	199人	199人		
合 計	1,127人	588人		

② 施設・居住系サービス基盤整備の対象となる者

(ア) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所の必要性が高いと考える

a 要介護4・5の者 522人

b 要介護1～3で認知症高齢者の日常生活自立度Mの者 4人

の計526人に

(a) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所中の者(175人)を除く

(b) (a)の値に、高齢者人口の増加率を乗じる

(c) 平成24年4月に供用開始となる介護老人福祉施設整備床数(187床)を除く  
を加味し、計214人を施設整備の対象となる者として見込みます。

(イ) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)に入所の必要性が高いと考える

要介護1～3で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳの者 62人に

a 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・認知症対応型共同生活介護  
(グループホーム)に入所中の者(16人)を除く

b aの値に、高齢者人口の増加率を乗じる

c 平成24年4月に供用開始となる施設床数(18床分)を除く

を加味し、計35人を施設整備の対象となる者として見込みます。

## 第4章 施策・事業の展開

### ③ 特定施設入居者生活介護の整備数と利用者数の見込み

特定施設入居者生活介護については、高齢者が元気なうちから多様な住まいを自由に選択できるよう、整備（指定※）を行います。

なお、整備にあたっては、既存の施設（120床）の指定や、今後新設される施設の指定（60床）を想定し、180床の指定を見込みます。また、特定施設入居者生活介護の整備については、利用者のニーズや事業者の参入意向などを考慮しながら、指定対象となる施設種別を調整します。

#### ○ 特定施設入居者生活介護の整備対象となる施設の種別

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※ 介護保険サービスを提供できる事業所として、市が指定をすること。

[表 26 介護保険3施設の整備数・利用者数の見込み]

(単位：床，人)

区分	単位	第4期末	第5期介護保険事業計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	整備累計 (①+②)	1,616 床	1,714 床	1,833 床	1,833 床
	整備数 (①+②)		98 床	119 床	0 床
広域型 ①	整備累計	1,500 床	1,540 床	1,630 床	1,630 床
	整備数	—	40 床	90 床	0 床
	利用者見込み	—	1,371 人	1,444 人	1,527 人
地域密着型 ②	整備累計	116 床	174 床	203 床	203 床
	整備数	—	58 床	29 床	0 床
	利用者見込み	—	106 人	139 人	168 人
介護老人保健施設	整備累計	1,038 床	1,038 床	1,038 床	1,038 床
	整備数	—	0 床	0 床	0 床
	利用者見込み	—	1,006 人	1,023 人	1,038 人
介護療養型医療施設	整備累計	437 床	437 床	437 床	437 床
	整備数	—	0 床	0 床	0 床
	利用者見込み	—	326 人	326 人	326 人

[表 27 認知症対応型共同生活介護の整備数・利用者数の見込み]

(単位：床，人)

区分	単位	第4期	第5期介護保険事業計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	整備累計	315 床	351 床	351 床	351 床
	整備数	—	36 床	0 床	0 床
	利用者見込み	—	298 人	347 人	348 人

[表 28 特定施設入居者生活介護の整備数・利用者数の見込み] (単位：床，人)

区分	単位	第4期	第5期介護保険事業計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定施設入居者生活介護	整備累計	615 床	615 床	795 床	795 床
	整備数	—	0 床	180 床	0 床
	利用者見込み	—	439 人	443 人	598 人

イ サービス量の確保

① 要介護・要支援認定者数の見込み

要介護・要支援認定者数については、以下の手順により見込みます。

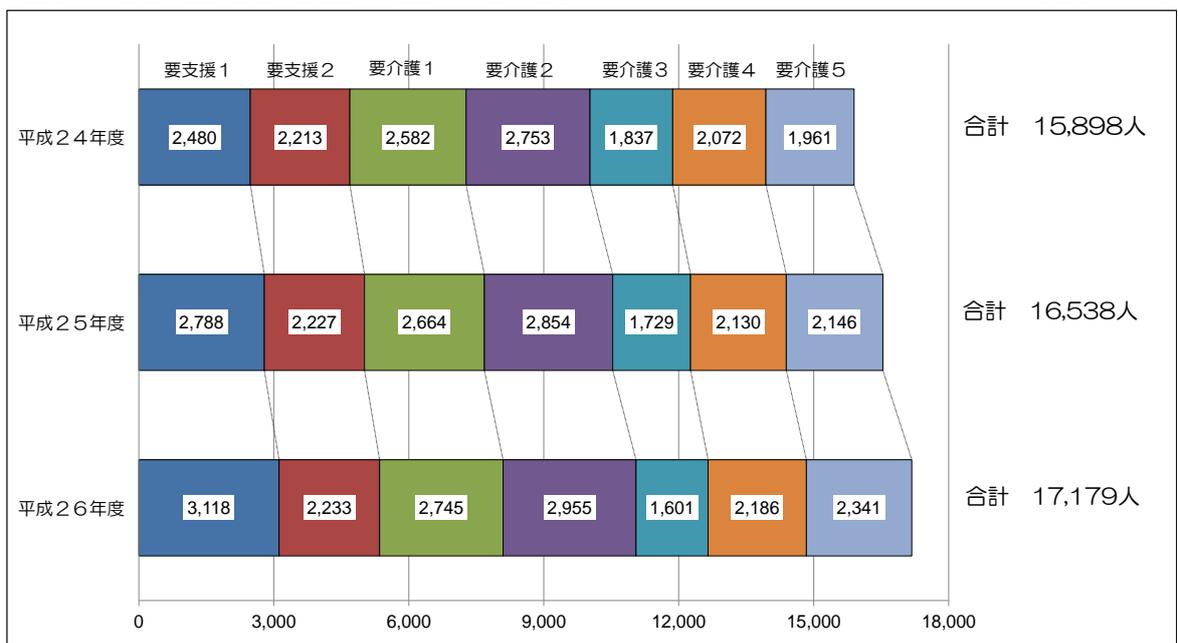
(ア) 平成20年度から平成23年度の要介護・要支援認定者の認定率を基に、将来の認定率を見込む。

(イ) 高齢者人口推計(11 ページ)に、(ア)の認定率を乗じる。

[表 29 要介護・要支援認定者数の見込み] (単位：人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	2,480	2,213	2,582	2,753	1,837	2,072	1,961	15,898
平成25年度	2,788	2,227	2,664	2,854	1,729	2,130	2,146	16,538
平成26年度	3,118	2,233	2,745	2,955	1,601	2,186	2,341	17,179

[図 3 要介護・要支援認定者数の見込み] (単位：人)



② 居宅サービス利用対象者数の見込み

要介護・要支援認定者数の見込み〔下表27〕(A)から、施設・居住系サービス利用者数(B)を除き、居宅サービス利用対象者数(C)を見込みます。

[表30 居宅サービス対象者数の見込み] 単位：人)

区分	平成24年度		
	要介護・要支援 認定者数の見込み (A)	施設・居住系 サービス利用者数 (B)	居宅サービス 利用対象者数(C) (A) - (B)
要支援1	2,480	41	2,439
要支援2	2,213	62	2,151
要介護1	2,582	314	2,268
要介護2	2,753	489	2,264
要介護3	1,837	633	1,204
要介護4	2,072	982	1,090
要介護5	1,961	1,026	935
合計	15,898	3,547	12,351

区分	平成25年度		
	要介護・要支援 認定者数の見込み (A)	施設・居住系 サービス利用者数 (B)	居宅サービス 利用対象者数(C) (A) - (B)
要支援1	2,788	41	2,747
要支援2	2,227	65	2,162
要介護1	2,664	342	2,322
要介護2	2,854	520	2,334
要介護3	1,729	667	1,062
要介護4	2,130	1,044	1,086
要介護5	2,146	1,069	1,077
合計	16,538	3,748	12,790

区分	平成26年度		
	要介護・要支援 認定者数の見込み (A)	施設・居住系 サービス利用者数 (B)	居宅サービス 利用対象者数(C) (A) - (B)
要支援1	3,118	51	3,067
要支援2	2,233	121	2,112
要介護1	2,745	381	2,364
要介護2	2,955	557	2,398
要介護3	1,601	700	901
要介護4	2,186	1,109	1,077
要介護5	2,341	1,119	1,222
合計	17,179	4,038	13,141

③ 居宅サービス利用率の見込み

居宅サービス利用対象者のうち、実際に居宅サービスを利用する者を見込むため、平成22年度と平成23年度の給付実績を基に、居宅サービス利用率を見込みます。

[表3-1 居宅サービス利用率]

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成24年度	51.7%	69.6%	75.0%	83.0%	87.9%	81.2%	59.1%
平成25年度	51.1%	70.3%	75.2%	82.4%	91.9%	84.7%	60.8%
平成26年度	50.5%	70.9%	75.4%	81.8%	95.8%	88.1%	62.4%

④ 居宅サービス利用者数の見込み

居宅サービス利用対象者数の見込み[下表29](C)に、居宅サービス利用率(D)を乗じて、居宅サービス利用者数(E)を見込みます。

[表3-2 居宅サービス利用者数の見込み]

(単位：人)

区分	平成24年度		
	居宅介護サービス利用対象者数の見込み(C)	居宅サービス利用率(D)	居宅サービス利用者数(E) (C) × (D)
要支援1	2,439	51.7%	1,261
要支援2	2,151	69.6%	1,497
要介護1	2,268	75.0%	1,701
要介護2	2,264	83.0%	1,879
要介護3	1,204	87.9%	1,058
要介護4	1,090	81.2%	885
要介護5	935	59.1%	553
合計	12,351	—	8,834
区分	平成25年度		
	居宅介護サービス利用対象者数の見込み(C)	居宅サービス利用率(D)	居宅サービス利用者数(E) (C) × (D)
要支援1	2,747	51.1%	1,404
要支援2	2,162	70.3%	1,520
要介護1	2,322	75.2%	1,746
要介護2	2,334	82.4%	1,923
要介護3	1,062	91.9%	976
要介護4	1,086	84.7%	920
要介護5	1,077	60.8%	655
合計	12,790	—	9,144
区分	平成26年度		
	居宅介護サービス利用対象者数の見込み(C)	居宅サービス利用率(D)	居宅サービス利用者数(E) (C) × (D)
要支援1	3,067	50.5%	1,549
要支援2	2,112	70.9%	1,497
要介護1	2,364	75.4%	1,782
要介護2	2,398	81.8%	1,962
要介護3	901	95.8%	863
要介護4	1,077	88.1%	949
要介護5	1,222	62.4%	763
合計	13,141	—	9,365

### ⑤ 介護給付（予防給付）サービス量の見込み

- ・ 現在も提供しているサービスについては、平成 22 年度と平成 23 年度の給付実績を基に、サービス量を見込みます。
- ・ 平成 24 年度から創設されるサービスについては、今後、第5期の介護保険事業を運営するなかで、利用者のニーズや事業者の参入意向などを考慮しながら、必要な量が提供できるよう対応します。
- ・ 地域密着型サービスについては、認知症などの高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするためにも重要なサービスであることから、地域バランスのとれたサービス基盤の整備を推進します。

#### （参考）平成24年度から創設されるサービス

##### ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（地域密着型サービス）

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時対応を行うサービス

##### ○ 複合型サービス（地域密着型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型のサービス

[表 33 介護給付サービス量の見込み]

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
<b>居宅サービス</b>				
訪問介護	回数	348,199	367,882	388,683
訪問入浴介護	回数	12,016	12,369	12,760
訪問看護	回数	41,189	41,994	42,859
訪問リハビリテーション	回数	1,901	2,312	2,755
居宅療養管理指導	人数	10,558	12,349	14,445
通所介護	回数	455,248	468,189	481,978
通所リハビリテーション	回数	72,206	73,745	75,360
短期入所生活介護	日数	114,409	124,124	129,831
短期入所療養介護	日数	2,124	2,124	2,124
特定施設入居者生活介護	人数	4,068	4,078	5,160
福祉用具貸与	人数	42,821	46,088	49,603
特定福祉用具販売	人数	1,263	1,368	1,482
住宅改修	人数	683	719	758
居宅介護支援	人数	71,710	73,927	76,213
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	人数	16,456	17,328	18,324
介護老人保健施設	人数	12,069	12,271	12,461
介護療養型医療施設	人数	3,908	3,908	3,908
療養病床からの転換分	人数	0	0	0
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	18,417	19,800	22,204
小規模多機能型居宅介護	人数	2,502	3,124	4,056
認知症対応型共同生活介護	人数	3,535	4,128	4,200
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1,275	1,992	2,340
複合型サービス	人数	0	0	0

[表 34 予防給付サービス量の見込み]

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
<b>介護予防サービス</b>				
介護予防訪問介護	人数	15,068	16,302	17,637
介護予防訪問入浴介護	回数	60	73	83
介護予防訪問看護	回数	3,171	3,661	4,228
介護予防訪問リハビリテーション	回数	7	7	7
介護予防居宅療養管理指導	人数	841	970	1,241
介護予防通所介護	人数	15,413	16,185	16,995
介護予防通所リハビリテーション	人数	3,086	3,572	4,134
介護予防短期入所生活介護	日数	2,808	3,260	3,538
介護予防短期入所療養介護	日数	63	79	98
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,194	1,236	2,016
介護予防福祉用具貸与	人数	8,156	10,225	12,818
特定介護予防福祉用具販売	人数	290	290	290
介護予防住宅改修	人数	375	446	467
介護予防支援	人数	32,322	34,555	36,941
<b>地域密着型介護予防サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	回数	12	12	12
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	209	242	310
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	31	37	44

第4章 施策・事業の展開

[表 35 地域密着型サービスの日常圏域ごとの整備量の目標]

(単位：人・床)

圏域区分	地 区	夜間対応型訪問介護			小規模多機能型居宅介護			認知症対応型通所介護		
		現況	24~26年度整備数	累計	現況	24~26年度整備数	累計	現況	24~26年度整備数	累計
1	中央・築瀬・城東	50	—	50	0	25	25	0	12	12
2	陽南・宮の原・西原				0	25	25	12	0	12
3	昭和・戸祭				25	0	25	0	12	12
4	今泉・錦・東				0	25	25	0	12	12
5	西・桜				0	25	25	3	0	3
6	御幸・御幸ヶ原・平石				18	0	18	12	0	12
7	清原				25	0	25	24	0	24
8	瑞穂野				0	25	25	0	12	12
9	峰・泉が丘				25	0	25	0	12	12
10	石井・陽東				0	25	25	0	12	12
11	横川				25	0	25	0	12	12
12	雀宮（東部）				25	0	25	10	0	10
13	雀宮（西部）・五代若松原				0	25	25	12	0	12
14	緑が丘・陽光				24	0	24	12	0	12
15	姿川（北部）・富士見・明保				25	0	25	12	0	12
16	姿川（南部）				25	0	25	0	12	12
17	国本				25	0	25	0	12	12
18	細谷・宝木				25	0	25	0	12	12
19	富屋・篠井				0	25	25	0	12	12
20	城山				25	0	25	0	12	12
21	豊郷				25	0	25	12	0	12
22	かわち（古里中学校区）				0	25	25	12	0	12
23	田原（田原中学校区）				0	25	25	0	12	12
24	奈坪（河内中学校区）				0	25	25	0	12	12
25	上河内				25	0	25	0	12	12
合 計		50 （※1）	— （※2）	50 （※1）	342	275 （※3）	617	121	180 （※3）	301

（※1）既存の1事業所（50人）については事業を休止

（※2）第5期介護保険事業計画期間における整備は被保険者のニーズ等をみながら検討

（※3）第6期計画以降も含めた目標数で、第5期計画における整備数については、被保険者のニーズ等をみながら検討

第5期介護保険事業計画から導入されるサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスについては、被保険者のニーズ等をみながら整備を検討

第4章 施策・事業の展開

(単位：床)

圏域区分	地区	認知症対応型 共同生活介護			地域密着型 介護老人福祉施設			地域密着型特定施設 入居者生活介護		
		現況	24～26 年度 整備数	累計	現況	24～26 年度 整備数	累計	現況	24～26 年度 整備数	累計
1	中央・築瀬・城東	0	①	297	0	(1)	203	0	0	0
2	陽南・宮の原・西原	18	0		0	(2)				
3	昭和・戸祭	18	0		0	(3)				
4	今泉・錦・東	18	0		0	(4)				
5	西・桜	27	0		0	(5)				
6	御幸・御幸ヶ原・平石	27	0		0	(6)				
7	清原	18	0		0	(7)				
8	瑞穂野	0	②		29	0				
9	峰・泉が丘	18	0		0	(8)				
10	石井・陽東	0	③		0	(9)				
11	横川	18	0		0	(10)				
12	雀宮(東部)	0	④		0	(11)				
13	雀宮(西部)・五代若松原	27	0		0	(12)				
14	緑が丘・陽光	0	⑤		29	0				
15	姿川(北部)・富士見・明保	18	0		0	(13)				
16	姿川(南部)	0	⑥		0	(14)				
17	国本	18	0		29	0				
18	細谷・宝木	18	0		0	(15)				
19	富屋・篠井	27	0		0	(16)				
20	城山	0	⑦		0	(17)				
21	豊郷	18	0		0	(18)				
22	かわち(古里中学校区)	9	0		0	(19)				
23	田原(田原中学校区)	0	⑧		29	0				
24	奈坪(河内中学校区)	0	⑨		0	(20)				
25	上河内	18	0		0	(21)				
合計		315	36 (※3)	351	116	87 (※4)	203	0	0	0

(※3) 認知症対応型共同生活介護については、計画期間中、施設が未整備である9圏域内(①～⑨)に2施設(1施設2ユニット)の整備を予定

(※4) 地域密着型介護老人福祉施設については、計画期間中、施設が未整備である21圏域内((1)～(21))に3施設の整備を予定

⑥ 市町村特別給付サービス量の見込み

本市では、市町村特別給付として「紙おむつ購入費の支給」に取り組んでおり、本計画期間においても、引き続き実施します。なお、本計画期間におけるサービス量については、これまでの給付実績を基に見込みます。

[表 36 市町村特別給付サービス量の見込み]

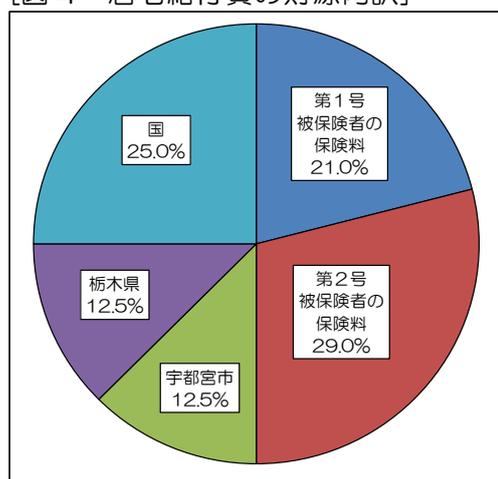
(単位：件)

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市町村特別給付 (紙おむつ購入費の支給)	30,890	32,106	33,369

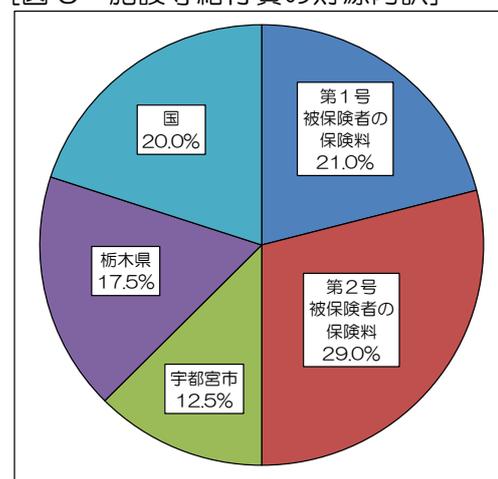
⑦ 保険給付費にかかる財源の仕組み

介護保険サービスを利用する場合、費用の1割が利用者の自己負担となり、残りの9割が保険から給付されます。その財源の5割は国、県、市町村が公費で負担し、残りの5割を被保険者の保険料で負担することとなります。なお、平成24年度から平成26年度の財源構成については、下図のとおりです。ただし、市町村特別給付に関しては、第1号被保険者の保険料のみでまかなわれております。

[図 4 居宅給付費の財源内訳]



[図 5 施設等給付費の財源内訳]



## ⑧ 保険給付費の見込み

## (ア) 介護給付費（予防給付費）の見込み

平成24年度から平成26年度までのサービス見込量に、サービス毎の単価を乗じて、平成24年度から平成26年度までの介護給付費（予防給付費）を見込みます。

[表37 介護給付費の見込み]

(単位：千円)

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
<b>居宅サービス</b>	<b>8,530,499</b>	<b>8,902,148</b>	<b>9,418,641</b>
訪問介護	1,396,689	1,475,313	1,558,358
訪問入浴介護	137,815	138,394	139,658
訪問看護	338,789	339,805	341,477
訪問リハビリテーション	8,321	10,272	12,358
居宅療養管理指導	91,943	107,480	125,667
通所介護	3,604,465	3,727,580	3,858,017
通所リハビリテーション	661,451	673,310	686,721
短期入所生活介護	958,199	1,043,387	1,086,652
短期入所療養介護	21,749	21,749	21,749
特定施設入居者生活介護	637,063	638,580	807,240
福祉用具貸与	637,163	685,671	737,634
特定福祉用具販売	36,852	40,607	43,110
住宅改修	76,327	80,014	84,338
居宅介護支援	986,027	1,017,007	1,048,922
<b>施設サービス</b>	<b>8,632,234</b>	<b>8,893,347</b>	<b>9,190,183</b>
介護老人福祉施設	4,089,152	4,297,802	4,545,150
介護老人保健施設	3,154,895	3,207,358	3,256,846
介護療養型医療施設	1,388,187	1,388,187	1,388,187
療養病床からの転換分	0	0	0
<b>地域密着型サービス</b>	<b>1,746,703</b>	<b>2,187,276</b>	<b>2,486,344</b>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	197,162	212,213	237,935
小規模多機能型居宅介護	427,315	553,504	732,669
認知症対応型共同生活介護	837,535	977,312	993,829
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	284,691	444,247	521,911
複合型サービス	0	0	0
<b>合計</b>	<b>19,971,790</b>	<b>21,079,792</b>	<b>22,228,428</b>

[表 38 予防給付費の見込み]

(単位：千円)

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
<b>介護予防サービス</b>	<b>1,080,216</b>	<b>1,155,815</b>	<b>1,298,121</b>
介護予防訪問介護	278,048	298,866	321,606
介護予防訪問入浴介護	474	575	649
介護予防訪問看護	23,193	26,776	30,923
介護予防訪問リハビリテーション	40	40	40
介護予防居宅療養管理指導	9,055	10,426	13,332
介護予防通所介護	501,814	517,714	534,553
介護予防通所リハビリテーション	112,073	128,752	147,521
介護予防短期入所生活介護	16,682	19,302	20,881
介護予防短期入所療養介護	597	745	920
介護予防特定施設入居者生活介護	85,481	88,791	150,026
介護予防福祉用具貸与	44,600	55,669	69,511
特定介護予防福祉用具販売	8,159	8,159	8,159
介護予防住宅改修	45,673	54,364	56,853
介護予防支援	141,290	151,051	161,480
<b>地域密着型介護予防サービス</b>	<b>19,594</b>	<b>22,809</b>	<b>23,340</b>
介護予防認知症対応型通所介護	47	47	47
介護予防小規模多機能型居宅介護	12,902	14,839	18,837
介護予防認知症対応型共同生活介護	6,645	7,923	9,456
<b>合計</b>	<b>1,286,773</b>	<b>1,384,039</b>	<b>1,539,794</b>

⑨ 市町村特別給付費の見込み

本計画期間における給付費については、これまでの給付実績を基に見込みます。

[表 39 市町村特別給付費の見込み]

(単位：千円)

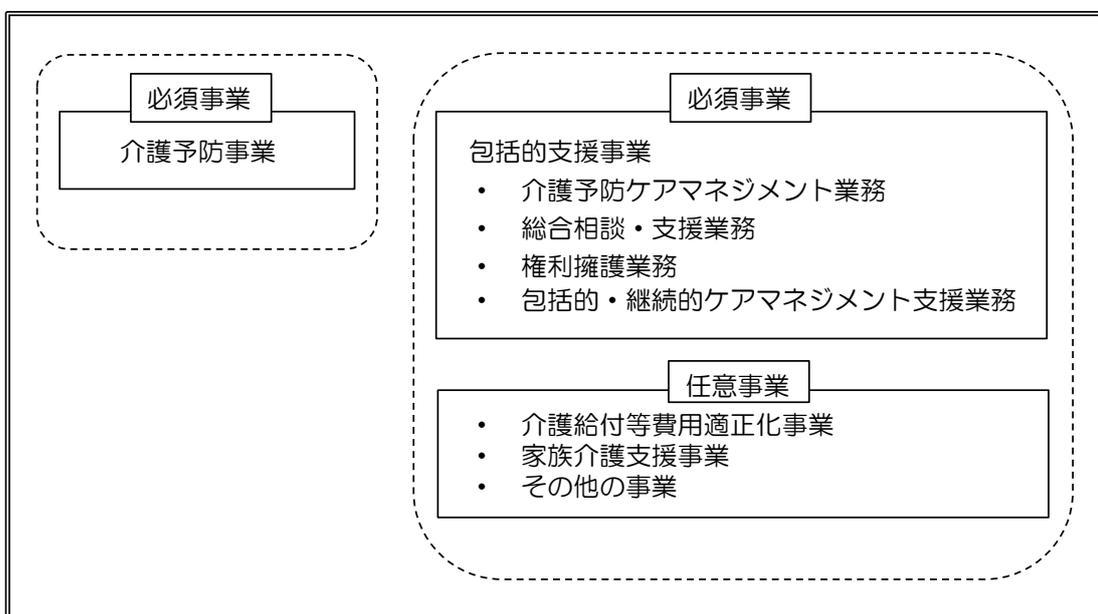
サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市町村特別給付 (紙おむつ購入費の支給)	109,202	113,316	117,586

ウ 地域支援事業

① 地域支援事業とは

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法115条の45の規定に基づき市町村が実施する事業です。

[図6 地域支援事業のイメージ]



### ② 本市における地域支援事業

高齢者に対し、心身の状態の改善のみではなく、生活機能全体の向上を図り、健康で生き生きとした生活や人生を営むことができるよう、高齢者自らが積極的に様々な事業へ参加できるための支援をしています。さらに、高齢者一人ひとりのニーズに応じて、医療や介護だけではなく、地域のインフォーマルなサービスを含めた様々な支援を、中核拠点である地域包括支援センターの保健師、社会福祉士及び主任ケアマネジャーが、一体的・包括的に行うことで、高齢者が自立して生活することができるよう、市、医療機関、介護予防事業者等と緊密に連携しながら、「地域包括ケア」の実現に向けた取組を推進します。

#### (ア) 介護予防事業

活動的な状態にある高齢者(以下「一次予防事業対象者」という。)に対しては、自主的な介護予防の活動に向けた支援を行っています。また、要支援、要介護状態になるおそれの高い高齢者(以下「二次予防事業対象者」という。)に対しては、地域包括支援センターと連携し、各種の介護予防事業への参加につなげています。また、介護予防事業が適切に実施されているかを検証するために、事業の効果について評価を行っています。

##### a 一次予防事業

一次予防事業対象者に対して、介護予防や認知症予防などに関する知識の習得ができるような教室を開催するほか、地域での介護予防活動への支援に取り組みます。

##### b 二次予防事業

二次予防事業対象者に対して、生活機能の向上のための教室を開催する通所型の介護予防事業や、保健師等が家庭を訪問し、介護予防のための指導を行う訪問型の介護予防事業に取り組みます。

(イ) 包括的支援事業

a 地域包括支援センター

市内25か所の地域包括支援センター（69 ページ）では、高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援するため、介護・福祉の総合窓口として、様々な相談に応じています。引き続き、地域包括支援センターを中心として、予防給付と介護予防事業のマネジメントや各種相談、高齢者虐待の防止、高齢者の権利擁護、認知症などの窓口相談、地域のネットワークづくりに取り組みます。

<地域包括支援センターが実施する業務>

・ 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が自立した生活を維持できるように、保健師等が中心となり、介護予防プランの作成やサービスの利用調整など、要介護状態にならないための予防対策を実施します。

・ 総合相談・支援業務

地域の高齢者を対象に、介護保険サービスのみでなく、地域の社会資源を活用したネットワークを構築して、初期相談の対応や継続的・専門的な相談支援を行います。

・ 権利擁護業務

成年後見制度、消費者被害など的高齢者の権利擁護の相談窓口となり、高齢者虐待に対しても、関係機関と連携しながら対応していきます。また、必要に応じて、高齢者虐待防止ネットワーク会議とも連携しながら実施していきます。

・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域のケアマネジャーに対し、研修会の開催や困難事例等についてのアドバイスをを行います。

### b 地域包括支援センター運営協議会

運営協議会は、介護保険事業者や関係団体により構成され、地域包括支援センターの運営に関わる事項について、承認や協議、評価をする機関としての役割があります。今後も、必要に応じて運営協議会を開催し、地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営に努めます。

### (ウ) 任意事業

#### a 介護給付費適正化事業

介護サービスを必要とする者へ適切にサービスを提供する体制の確立を図るとともに、不適切な給付の削減を図り、介護保険制度に対する一層の信頼感の醸成や介護給付費の増加及び介護保険料の上昇を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を目指しています。引き続き、介護サービス事業者をはじめとした関係機関と連携しながら、適正な要介護認定の推進、ケアマネジメントの質の向上、事業者の育成・指導の実施といった給付費適正化事業に取り組みます。

#### b 家族介護支援事業

介護予防の推進を図るとともに、要介護状態になっても心豊かな生活が送れるよう、介護する家族の支援に取り組んでいます。引き続き、介護知識・技術取得のための講習をはじめとした家族介護教室の開催や、認知症に対する正しい知識の普及や理解の促進のために、認知症サポーター養成講座、認知症キャラバンメイト研修の開催といった家族介護支援事業に取り組みます。

#### c その他の事業

上記 a, b の事業以外にも、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、必要と判断する事業について取り組んできました。引き続き、介護保険施設の利用者の疑問や不安などの解消を図るための介護相談員の派遣事業や、食生活の改善及び健康の増進を図る食の自立支援事業（配食サービス）に取り組みます。

[表40 本市における地域支援事業の体系図]

事業名	
介護予防事業	一次予防事業
	介護予防普及啓発事業
	はつらつ教室（介護予防教室）の開催
	いきいき健康サッカー教室・いきいき健康自転車教室の開催
	介護予防講演会の開催
	健康相談・健康教育の実施
	地域介護予防活動支援事業
	地域での介護予防活動への支援事業の実施
	一次予防事業評価事業
	二次予防事業
	二次予防事業の対象者把握事業
	介護予防の早期取組の推進（げんき応援高齢者把握事業）
	通所型介護予防事業
	げんき応援教室・元気アップ教室の実施
訪問型介護予防事業	
訪問指導（げんき応援高齢者対象）の実施	
二次予防事業評価事業	
包括的支援事業	包括的支援事業
	・ 介護予防ケアマネジメント業務の実施
	・ 総合相談・支援業務の実施
	・ 権利擁護業務の実施
	・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施
任意事業	任意事業
	介護給付費適正化事業
	適正な要介護認定の推進
	介護認定審査会運営会議の開催
	認定調査員や介護認定審査会委員を対象とした研修
	要介護認定業務分析データの把握・分析
	ケアマネジメントの質の向上
	個別のケアプランの点検
	介護支援専門員に対する助言・指導
	介護支援専門員や介護サービス事業者に対する研修
	事業者の育成・指導の実施
	介護給付費通知の送付
	医療情報との突合・縦覧点検
	住宅改修・福祉用具購入・福祉用具貸与に対する現地確認の実施
	介護サービス事業者に対する指導監査等の実施
	市民・事業者への周知
	家族介護支援事業
	家族介護教室の開催
	在宅高齢者家族介護慰労金の支給
	はいかい高齢者等家族支援事業の実施
	認知症サポーター養成講座・認知症キャラバンメイト養成研修
	その他の事業
	介護相談員派遣事業の実施
生活援助員派遣事業の実施	
食の自立支援事業（配食サービス）の実施	
成年後見人制度利用支援事業の実施	

(工) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成24年度から、地域の実情に応じて、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守りなどの生活支援サービス等を総合的に提供できる介護予防・日常生活支援総合事業（以下「日常生活支援総合事業」という）が創設されます。

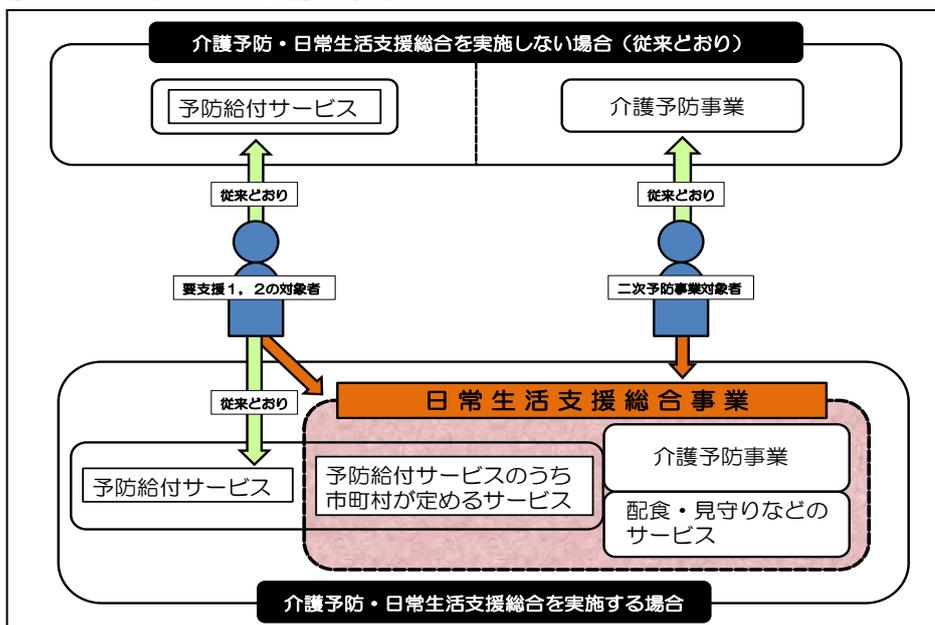
なお、日常生活支援総合事業を実施するかどうかについては、各市町村の判断によることとなります。

a 日常生活支援総合事業とは

日常生活支援総合事業は、地域支援事業のうち、次の事業を総合的に実施することを可能とする事業です。

- (a) 介護予防事業
- (b) 介護予防ケアマネジメント事業（包括的支援事業）
- (c) 市町村の判断により実施する事業
  - ・ 要支援に対する介護予防サービス（訪問介護・通所介護等）事業
  - ・ 要支援者・二次予防事業対象者に対する自立した日常生活の支援のための配食サービスや見守りサービスなどの事業
  - ・ 要支援者に対するケアマネジメント

[図7 日常生活支援総合事業のイメージ]



b 第5期介護保険事業計画における日常生活支援総合事業への対応

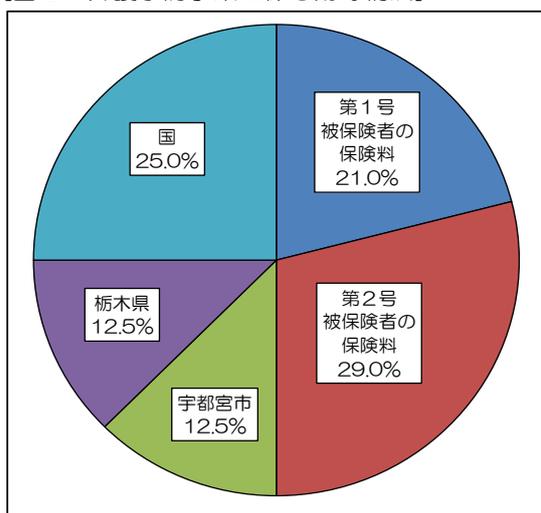
国では、日常生活支援総合事業の実施により、予防サービスや生活支援サービスを柔軟に組み合わせることで、利用者の状態像に応じたサービスの提供が可能になるとしてはいますが、事業の実施に必要な事項を定めた手引きや、サービス利用者に対する給付管理の仕組みなどの具体的な事項が、今後、示される予定であることから、その内容を精査するとともに、高齢者のニーズを見極めながら、事業の実施については、慎重に検討を進めます。

③ 地域支援事業にかかる財源のしくみ

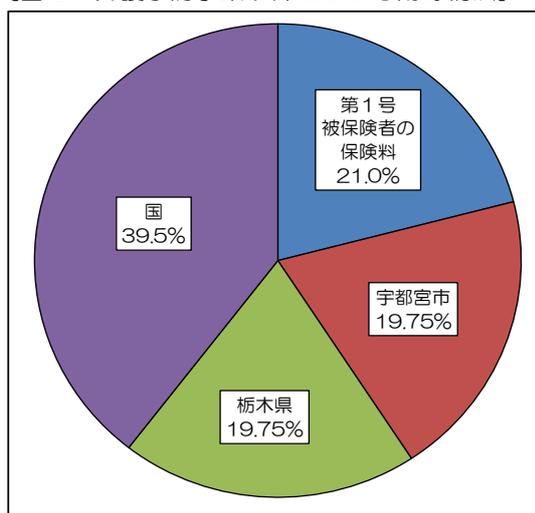
地域支援事業のうち介護予防事業については、その財源の5割を国、県、市町村が公費で負担し、残りの5割を被保険者の保険料で賄うこととなります。また、包括的支援事業、任意事業については、その財源の約8割を国、県、市町村が負担し、残りを第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。

なお、平成24年度から平成26年度の財源構成については、下図のとおりです。

[図8 介護予防事業に係る財源構成]



[図9 介護予防事業以外にかかる財源構成]



エ 安定した財源の確保

① 介護保険事業費

保険給付費[表 38]と地域支援事業費[表 39]の合計額が、介護保険事業費[表 40]となります。

[表 4 1 保険給付費の見込み]

(単位：千円)

種 別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付費	19,971,790	21,079,792	22,228,428
介護予防給付費	1,286,773	1,384,039	1,539,794
特定入居者介護サービス費等給付費	739,222	799,809	913,353
高額介護サービス費等給付費	334,943	348,817	348,817
高額医療合算介護サービス費等給付費	48,407	50,028	53,029
審査支払手数料	25,079	30,398	31,961
市町村特別給付	109,202	113,316	117,586
合 計	22,515,416	23,806,199	25,232,968

[表 4 2 地域支援事業費の見込み]

(単位：千円)

種 別	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
保険給付費見込額	22,381,135		23,662,485		25,088,421	
地域支援事業	671,434	3.00 %	709,874	3.00 %	752,652	3.00 %
介護予防事業	248,430	1.11 %	265,020	1.12 %	283,499	1.13 %
包括的支援事業	369,289	1.65 %	385,698	1.63 %	396,397	1.58 %
任意事業	53,715	0.24 %	59,156	0.25 %	72,756	0.29 %

[表 4 3 介護保険事業費の見込み]

(単位：千円)

種 別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
標準給付費	法定給付費	22,406,214	23,692,883	25,120,382
	介護給付費	19,971,790	21,079,792	22,228,428
	介護予防給付費	1,286,773	1,384,039	1,544,794
	その他	1,147,651	1,229,052	1,347,160
市町村特別給付費	109,202	113,316	117,586	
地域支援事業費	671,434	709,874	752,652	
合 計	23,186,850	24,516,073	25,990,620	

② 介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）が負担する額（介護保険料）は、平成24年度から26年度の3か年に必要とされる標準給付費見込額と地域支援事業費の21%になります。さらに、調整交付金見込額、財政安定化基金拠出金等見込額、市町村特別給付費を加味し、保険料収納必要額を算定します。

<保険給付費の主な増加要因>

○ 要介護（要支援）認定者の増加

平成23年度 15,258人 ⇒ 平成26年度 17,719人（2,461人増加）

○ 施設・居住系サービス基盤整備に伴うサービス利用者の増加

（施設サービス基盤整備）

介護老人福祉施設130床，地域密着型介護老人福祉施設87床 の整備

（居住系サービス基盤整備）

認知症対応型共同生活介護36床，特定施設入居者生活介護180床 の整備

施設・居住系サービス利用者の増加

（利用者の増加）

平成23年度 3,299人 ⇒ 平成26年度 4,005人（706人増加）

○ 各サービスの報酬・基準の見直し

- ・ 介護職員の処遇改善等に関する見直し（介護職員処遇改善加算の創設）
- ・ 地域区分の見直し（1単位（10円）当たり単価への上乗せ割合の見直し）  
「その他（上乗せ割合0%）」から「6級地（上乗せ割合3%）」へ変更
- ・ 介護報酬の見直し（報酬単価 プラス0.7%）  
\* 地域区分の見直しによる影響を除いたもの

（参考）

国：介護報酬全体改定率<sup>\*</sup> 1.2%（うち、在宅分1.0%，施設分0.2%）

\* 介護職員処遇改善加算，地域区分見直しを含む

### 《本市における第5期介護保険料設定の考え方》

#### ○ 所得の少ない方に配慮した保険料率の設定

これまでの介護保険料負担段階第3段階に該当する方は、市民税が世帯非課税で、公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超えている方が対象となっていました。今回の介護保険制度改正に伴い、保険料負担段階第3段階の所得区分を細分化することが可能となりました。このため本市でも、これまでの介護保険料負担段階第3段階を細分化することにより、所得の少ない方に配慮した保険料率を設定することで、負担の軽減を図ります。また併せて、第4期の介護保険料率の設定時に実施した、介護保険料負担段階第4段階に該当する所得の少ない方に対する保険料率の軽減についても、引き続き採用します。

#### ○ 負担能力に応じた保険料率の設定（第5段階以上の多段階設定）

市町村において、各保険料段階の保険料率の設定及び市民税課税層の段階数を増やすこと（多段階設定）が可能とされています。このため本市では、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階とするため、第4期の介護保険料率の設定時に実施した、介護保険料負担段階第5段階に該当する方に対する保険料率の軽減を継続するとともに、合計所得金額200万円以上の方が該当し、所得の幅が広い介護保険料負担段階第7段階を、合計所得金額500万円以上、1,000万円以上で区分し細分化します。

○ 第5期介護保険料の段階設定

第4期（平成21～23年度）

第5期（平成24～26年度）

保険料段階	所得区分	保険料率		保険料段階	所得区分	保険料率
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受けている方</li> <li>世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方</li> </ul>	0.50		第1段階	変更なし	変更なし
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	0.50		第2段階	変更なし	変更なし
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で第1段階又は第2段階に該当しない方</li> </ul>	0.75	<b>細分化</b> 	第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で第1段階又は第2段階に該当しない方で前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方</li> </ul>	0.62
				第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で第1段階又は第2段階に該当しない者（上記以外の方）</li> </ul>	0.75
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯に、市民税課税者はいるが、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	0.90	<b>継続</b> 	第4段階	継続	変更なし
	<b>基準額</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯に市民税課税者はいるが、本人が市民税非課税の方（上記以外の方）</li> </ul>	1.00		第4段階	変更なし	変更なし
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方</li> </ul>	1.12	<b>継続</b> 	第5段階	継続	1.12
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方</li> </ul>	1.25		第6段階	変更なし	1.25
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方</li> </ul>	1.50	<b>細分化</b> 	第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方</li> </ul>	1.50
				第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方</li> </ul>	1.62
				第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方</li> </ul>	1.75

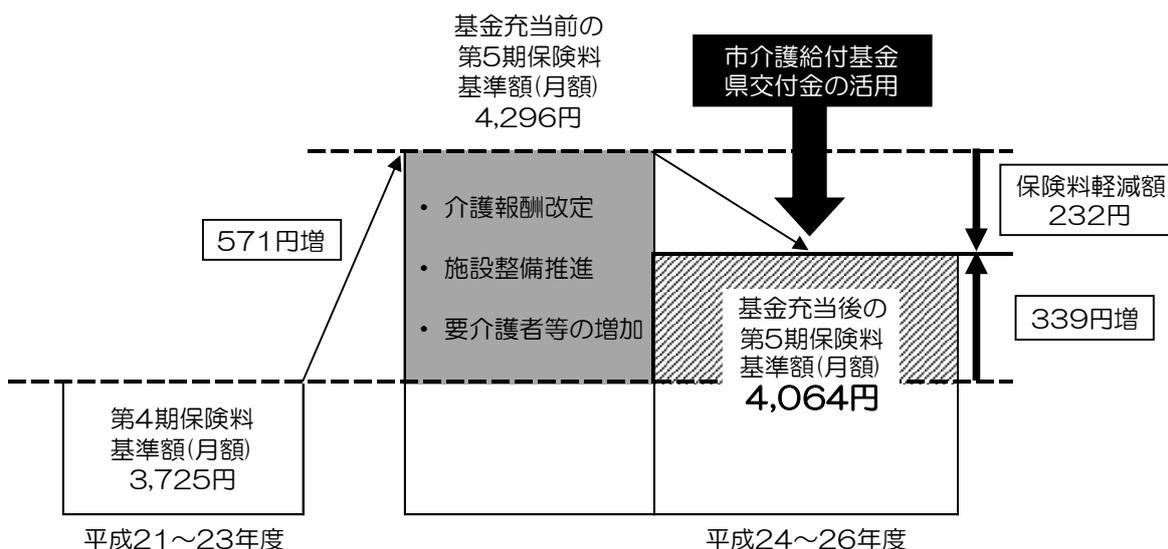
○ 介護給付基金等の活用による介護保険料の上昇抑制

本市の介護給付基金について、適正な必要額を確保したうえで有効活用するとともに、栃木県に設置されている財政安定化基金の取り崩しによる交付金を充当することにより、介護保険料上昇の抑制を図ります。

\* 財政安定化基金の取り崩しによる交付金

平成23年6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により介護保険法を改正し、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことが可能となり、この基金を取り崩したときは、保険料率の増加の抑制を図るため、その取り崩した額の3分の1に相当する額を市町村に交付することとされています。

(参考) 市介護給付基金及び県交付金の活用による保険料軽減のイメージ



<第1号被保険者保険料(基準額)>

平成21年度から平成23年度(3年間)

基準年額(第4段階) 44,700円  
(1か月あたり 3,725円)

平成24年度から平成26年度(3年間)

基準年額(第4段階) 48,700円  
(1か月あたり 4,064円)



<第5期第1号被保険者の介護保険料の額>

第5期の保険料の額は、所得に応じて、次の9段階（11区分）に設定します。

所得段階区分		保険料率	年額保険料額 ( )内は月額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金を受給している方	0.50	24,300円 (2,025円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で 本人の前年の合計所得金額と 公的年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50	24,300円 (2,025円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で 第1段階又は第2段階に該当しない方で 前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が 80万円を超え120万円以下の方	0.62	30,100円 (2,508円)
	世帯全員が市民税非課税で 第1段階又は第2段階に該当しない方 (上記以外の方)	0.75	36,500円 (3,041円)
第4段階	世帯に、市民税課税者はいるが 本人が市民税非課税で 前年の合計所得金額と 公的年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	43,800円 (3,650円)
	<b>保険料基準額</b> 世帯に、市民税課税者はいるが 本人が市民税非課税の方 (上記以外の方)	1.00	48,700円 (4,064円)
第5段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.12	54,500円 (4,541円)
第6段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が 125万円以上200万円未満の方	1.25	60,800円 (5,066円)
第7段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が 200万円以上500万円未満の方	1.50	73,000円 (6,083円)
第8段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が 500万円以上1,000万円未満の方	1.62	78,800円 (6,566円)
第9段階	本人が市民税課税で 前年の合計所得金額が 1,000万円以上の方	1.75	85,200円 (7,100円)

## 2 介護サービスの質の向上

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のなかで、介護人材の確保とサービスの質の向上が強化されたことを踏まえ、介護保険事業の安定した運営を図るため、保険者としてサービスの質の向上、公平・公正なサービス利用、給付の効率化・重点化などに向けた取組を進めるとともに、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応できる介護人材の安定的な確保に努めます。

### (1) サービスの質の確保・向上

#### ア 適切な要介護認定の推進

要介護認定は、介護保険制度のなかでは、介護給付の前提となるもので、介護サービスの受給者の公平性を確保するために不可欠な仕組みです。このため、公平・公正な認定調査、介護認定審査会における適切な審査・判定がなされるよう、介護認定審査会運営会議の開催、認定調査員・介護認定審査会委員への研修、要介護認定業務分析データの把握・分析を実施し、要介護認定の適正化に向けた取組を進めます。

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[83]	認定調査員・介護認定審査会委員への研修	◎	

イ ケアマネジメントの質の向上

地域包括ケアの実現を図るためには、介護保険のサービスやそれ以外のサービスとのコーディネートや関係職種との調整が欠かせません。特に、重度者については、医療サービスを適切に組み込むことも重要となります。このため、利用者の意向を踏まえつつ、そのニーズを的確に反映した、より良質で効果的なケアマネジメントが可能となるよう、引き続き、介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する日常的な相談支援や情報提供に努めるとともに、必要な過程を経て適切なケアプランが作成されているか点検を行うほか、介護支援専門員(ケアマネジャー)や介護サービス事業者等に対する研修会等の充実など、適切な業務実施を可能とする環境づくりへの取組を進めます。

事業・取組名 [事業番号]			
		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[84]	ケアプランに対する助言・指導の実施	◎	★
[85]	介護サービス従事者に対する研修会等の充実	◎	★

ウ 事業者の育成・指導の実施

利用者に質の高いサービスが提供されるためには、サービス提供事業者が運営基準や介護報酬請求に関して正しく理解することが必要です。正しい請求に関する事業者の意識向上を図るため、給付実績情報のチェックや、ケアプランの確認を行うほか、介護給付費通知を送付することにより、サービス利用者等が自ら利用状況を確認することで、事業者が誤った保険請求をしないような環境作りに取り組みます。また、改善が必要な事業者に対しては、適宜、監査を実施するなど、サービス提供事業者の育成・指導に努めます。更に、住宅改修、福祉用具購入・貸与については、引き続き、現地確認に取り組み、高齢者の心身の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう努めます。

事業・取組名 [事業番号]			
		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[86]	介護給付費通知の送付	◎	

(2) 介護人材の育成・支援

サービスの質を向上させるためには、介護人材の質の向上が必要不可欠となります。また、今後、高齢化の進展により、介護サービスの利用は急速に拡大していくことが見込まれることから、介護職員や看護職員、生活相談員などを含めた介護従事者の確保やサービス事業者への支援が必要となってきます。これらを踏まえ、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応できる介護人材の育成支援や、各種の研修に関する情報提供などにより、介護従事者の資質向上を図ることで、提供するサービスの質の向上を目指します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[87]	訪問介護員養成研修事業の推進		★
[88]	県や関係機関等が実施する研修会の受講促進		
再掲 [74]	介護従事者合同研修会の開催・支援による認知症ケアの質的向上		★

(3) 介護保険制度の安定的な運営に向けた取組の推進

ア 介護保険制度周知・サービス内容等の情報の提供への取組

介護保険制度については、パンフレットやホームページ、「広報うつのみや」などを活用しながら、広く市民への周知・啓発に取り組んでいます。また、「介護サービス事業者名簿」を作成・配布することで、必要とする介護サービスを利用者自らがより適切に、より効率的に選択できるよう支援しています。引き続き、介護サービスの利用を必要とする方や介護者が入手しやすく、より効果的なものとなるよう、わかりやすい情報の提供に取り組めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[89]	介護保険事業の情報提供		★
[90]	パンフレットやホームページ等を活用した介護保険制度の周知・啓発		

イ 情報提供・相談窓口などの充実

高齢者やその家族が日常の悩みや不安を解消するためには、気軽に相談できる場所が身近なところに整備されていることが望まれます。また、介護保険制度や介護サービス、健康づくり等、高齢者の抱えるさまざまな問題・課題に対して一つの窓口で相談でき、必要なサービスが受けられるような総合的な相談体制が必要となります。このため、相談窓口として、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。また、介護サービス利用者やその家族が抱えている不満や苦情などの解消に向け、介護相談員派遣事業に取り組んでおり、今後も、個人情報の保護に十分配慮しながら、情報提供・相談窓口などの充実を図ります。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[91]	「介護保険相談窓口」の充実		
[92]	苦情解決事業の推進		

ウ 高齢者本人やその家族が安心して利用できる体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすためには、一人ひとりのニーズに応じて、医療や介護だけではなく、地域のインフォーマルなサービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で用意され、包括的・継続的に提供できるような地域での体制づくりが必要であり、地域住民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートする体制が求められます。その中心的な役割として、地域包括支援センターの機能強化が期待されますが、本市が実施したアンケート調査の結果では、地域包括支援センターはまだまだ十分に認知されているとは言えません。このため、広報紙やパンフレット等による周知に取り組むとともに、地域包括支援センターが地域包括ケアの実現に向けた中核機関として機能できるよう、役割の明確化や地域包括ケアを支えるための担当圏域の見直しなどの検討を進めます。



第5章

リーディングプロジェクト

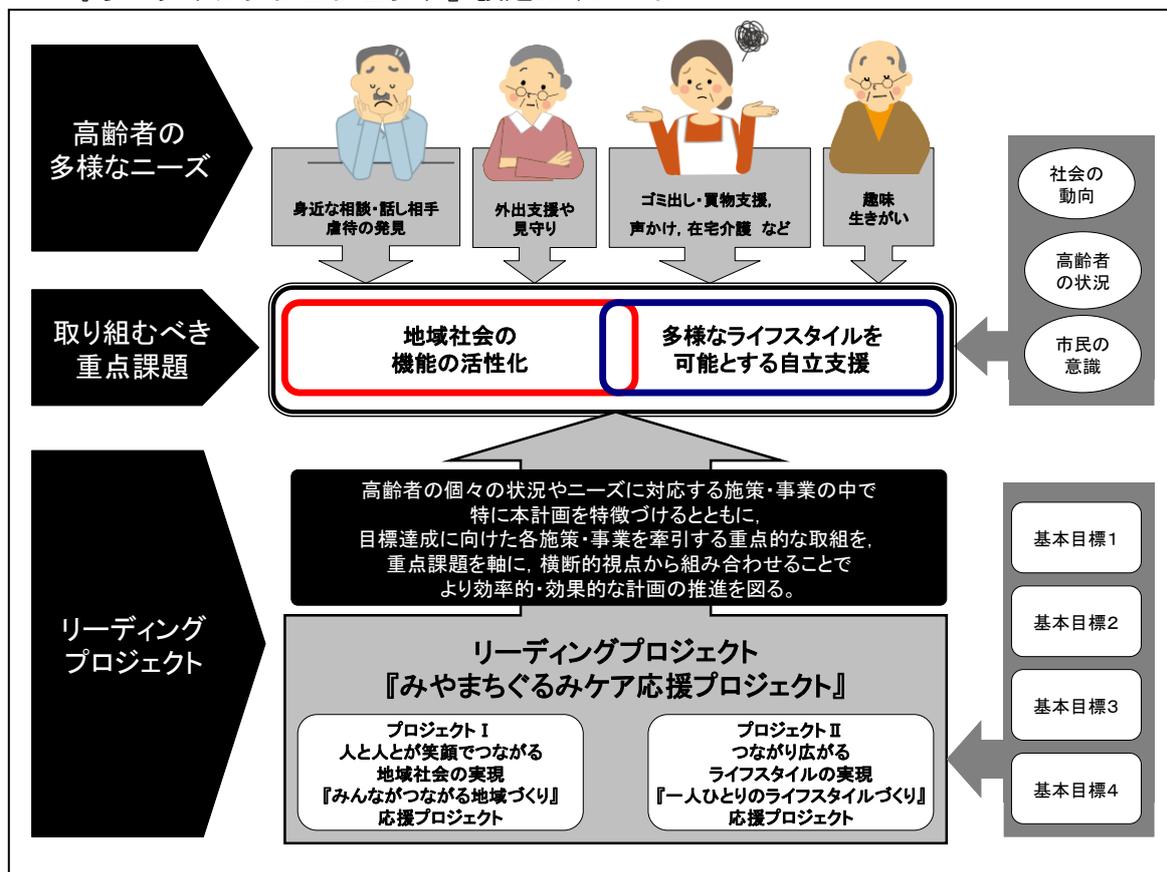
---

第5章 リーディングプロジェクト

本計画では、「地域社会の機能の活性化」と「多様なライフスタイルを可能とする自立支援」という2つの重点課題を解決するために、4つの基本目標を定め、施策の方向性に基づく様々な施策・事業を体系的にまとめています。

リーディングプロジェクトは、計画全体を特徴づけるもので、基本理念の実現に向けて特に大きな効果が期待され、市民や関係機関・団体と行政との共通の目標となるような先導的・重点的な施策・事業を、横断的視点から組み合わせ、市民と行政の力を結集して取り組むことで、より効率的・効果的に計画の推進を図るものです。

『リーディングプロジェクト』設定のイメージ



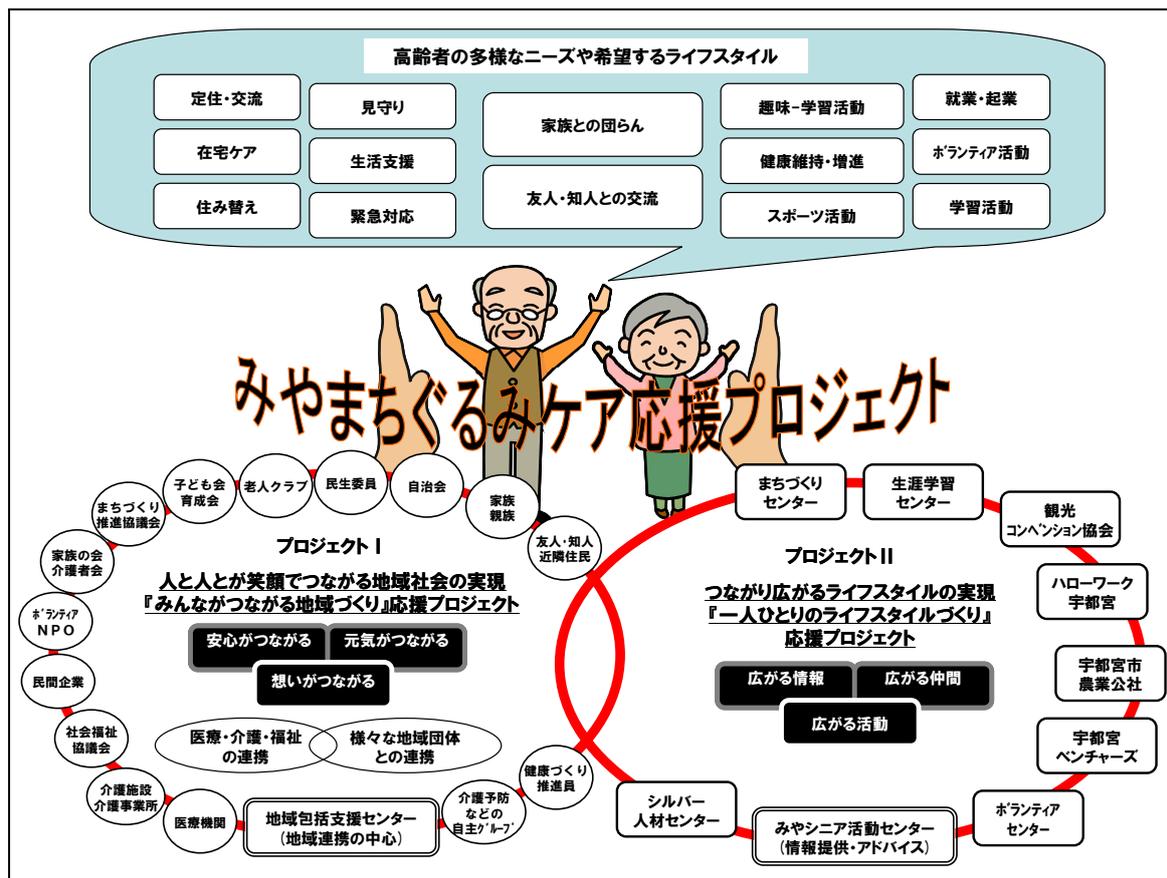
LEADING PROJECT

みやまちぐるみケア応援プロジェクト

～ みんなで見守り、みんなで支え合う、まちぐるみケアの推進 ～

高齢者本人やその家族が住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくために、市民同士の相互扶助（共助）、高齢者一人ひとりの努力（自助）、福祉サービスや介護保険サービスなどの公的な制度（公助）の連携を図るとともに、高齢者の多様なライフスタイルを尊重しながら、人と人とのつながりを基本として、困ったときに助け合う「顔の見える関係づくり」や、お互いを認め合い支え合う「みんなで共に生きる地域づくり」を目指します。

『みやまちぐるみケア応援プロジェクト』のイメージ



PROJECT I

人と人とが笑顔でつながる地域社会の実現  
『みんながつながる地域づくり』応援プロジェクト

住民参加・協働による「まちぐるみケア」の実践に向け、地域包括支援センターを中心に、医療・介護・福祉等の関係機関の連携や、さまざまな地域団体との連携のもと、人と人とのつながりを大切にした、笑顔あふれる地域社会の実現を目指します。

【先導的・重点的な施策・事業】

目的	施策・事業名
安心がつながる	◎ 地域会議等を活用した地域ネットワークの充実 ◎ ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進
健康がつながる	◎ 健康づくり実践活動の推進 ◎ げんき応援教室の充実や地域での介護予防活動への支援
想いがつながる	◎ 家族介護教室の開催 ◎ 認知症サポーター・キャラバンメイトの養成・支援の推進

■ 『みんながつながる地域づくり』応援プロジェクトの目標

地域住民が、地域の特性に合わせ、適切に役割を分担しながら、高齢者を支える地域づくりに積極的に参画しています。

■ 『みんながつながる地域づくり』応援プロジェクトの成果指標

<p>☛ 地域包括支援センターの認知度（65歳以上高齢者）</p> <p>平成23年度：67.2% ⇒ 平成26年度：80.0%</p>
--

【市民や地域に期待する取組】

市民がボランティアとして地域活動等に関わる場合や地域主体の支えあいの仕組みづくりを進めていく場合には、地域包括支援センターを有効に活用していきます。

【事業者、NPO等各団体などに期待する取組】

地域包括支援センターを通じて、地域との連携を図り、地域づくりに参加していくとともに、必要に応じて個別支援に対応していきます。

**PROJECT II**

**つながり広がるライフスタイルの実現  
『一人ひとりのライフスタイルづくり』 応援プロジェクト**

一人ひとりの高齢者が、地域の中で自らの経験や知識を生かしながら、希望するライフスタイルを実践できるよう、みやシニア活動センターが関係機関・団体との連携のもと、それぞれの希望に沿った情報提供やアドバイスを行うことで、高齢者の主体的なライフスタイルづくりを応援します。

【先導的・重点的な施策・事業】

目的	施策・事業名
広がる情報	◎ 高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実 ◎ キャリアカウンセラー等による専門相談機能の充実
広がる仲間	◎ 老人福祉センター等を活用した生きがいつくりの推進 ◎ 老人クラブ活動の育成・支援
広がる活動	◎ ボランティア活動・市民活動の促進 ◎ シルバー人材センター事業の支援 ◎ 高齢者外出支援事業の推進

■ 『一人ひとりのライフスタイルづくり』 応援プロジェクトの目標

高齢者が、これまで社会や企業で培ってきた豊富な知識や経験を、地域活動や、福祉活動、環境保全など幅広い分野で積極的に生かしながら、健康でいきいきと暮らしています。

■ 『一人ひとりのライフスタイルづくり』 応援プロジェクトの成果指標

<p>☛ みやシニア活動センター延利用者数</p> <p>平成23年度：2,320人 ⇒ 平成26年度：4,200人</p>
--

【市民や地域に期待する取組】

「みやシニア活動センター」と連携しながら、生きがいつくりや地域活動等に参加したいと考えている高齢者に対し、社会参加の機会や必要な情報の提供等の支援を行います。

【事業者、NPO等各団体などに期待する取組】

高齢者を対象とした情報の共有化など、相互に連携・協力を図りながら、包括的に高齢者の生きがいつくりや、社会参加を支援します。

## 第6章

### 計画の推進に向けて

---



---

## 第6章 計画の推進に向けて

---

この計画は、高齢社会における本市の高齢者福祉・介護事業のあるべき姿の実現に向けて、取り組むべき課題と施策の方向性を示すとともに、重点的に取り組む事業については、目標を設定し、積極的な取組を実践するものです。

今後、ますます増加していく高齢者の、多様なニーズに的確に対応し、総合的・計画的に施策の推進を図るため、次のとおり推進体制を整えます。

### 1 計画の周知

計画の推進にあたっては、市民一人ひとりの取組や協力が重要となります。そのため、保健・医療・福祉の関係機関や団体などをはじめとした、すべての市民に周知が図れるよう、本計画を広報紙、ホームページなどの媒体やあらゆる機会を通じて、積極的に周知します。

### 2 身近な地域での事業展開

計画では、それぞれの事業の内容や効果、利用者の特性を考慮し、個々のサービス提供にふさわしい単位〔小学校区（68校）・中学校区（25校）・連合自治会（39地区）単位など〕を考慮しながら、身近な地域におけるきめ細かな施策・事業の展開を図ります。また、介護保険事業においては、介護保険事業推進上の日常生活圏域を設定し、地域生活に密着したサービスの提供を図ります。

### 3 地域・関係機関との連携

地域社会において、高齢者の生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした各種保健福祉サービスの提供や関連施策の充実のみならず、地域住民の主体的な活動が不可欠です。市や市民が互いの特性や能力を発揮し合いながら、連携・協力する「市民協働」の考え方のもと、地域住民が主体となったボランティア団体・NPOの活動や、関係機関（医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会など）との連携を強化します。

### 4 事業者への支援

介護保険制度の施行を契機に、福祉・介護サービスの提供者として、さまざまな民間事業者・団体が参入されたことにより、効果的・弾力的なサービス提供が可能になりました。引き続き、適正なサービスの提供のための指導監査を徹底しつつ、民間事業者等の参入を促進することで、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応したサービス提供体制の確立を目指し、事業者の支援に取り組みます。

### 5 計画の進行管理

市民・介護サービス利用者及びサービス提供事業者などを対象として、サービス利用意向や提供体制などの定期的な調査を行い、計画の進捗を把握します。

また、宇都宮市社会福祉審議会（市議会議員、学識経験者及び社会福祉事業の従事者により構成）において、計画の進捗状況を検証・評価していただき、その結果を十分に尊重し、市として必要な対策を講じます。

### 6 関係部局との連携

高齢者の豊かで安心できる生活を支えていくには、保健・福祉分野以外の取組も重要であることから、幅広く庁内関係部局との連携を図り、高齢者に関わる施策を効果的に推進します。



資料編

---

## 資料編 じっくり安心プランにおける主要事業と目標値

## ○ 基本目標1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現

事業番号	成果指標対象事業	事業・取組名	指標名	単位	平成23年度(見込値)	平成26年度目標値
[1]	◎	地域会議等を活用した地域ネットワークの充実	地域包括支援センターの認知度(65歳以上高齢者)	%	67.2	80.0
[9]		敬老会の開催支援など敬老のこころを育む取組の推進	敬老会招待者数	人	48,987	54,400
			祝金対象者	人	4,583	5,217
[14]		ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進	見守り活動会議を開催した単位自治会の割合	%	64%	74%
			安否確認実施回数	回	1,500	2,200
[15]	◎	災害時要援護者支援事業の実施	災害時要援護者支援班設置地区数	地区	29	39
[19]		高齢者等を対象とした防犯に対する広報・啓発の実施	見守りを必要とする高齢者等への個別世帯訪問による啓発活動回数	世帯	3,409	9,700
[24]		サービス付き高齢者住宅の適切な整備	—	—	—	—

## ○ 基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

事業番号	成果指標対象事業	事業・取組名	指標名	単位	平成23年度(見込値)	平成26年度目標値
[27]		健康づくり実践活動の推進	健康づくり推進員養成者数	人	1,060	1,300
[29]		各種団体等との連携による食育推進事業の実施	—	—	—	—
[33]		介護予防事業の成果把握に向けた取組の推進	—	—	—	—
[35]	◎	はつらつ教室などの開催	参加実人数	人	1,662	1,930
[36]		いきいき健康サッカー教室 いきいき健康自転車教室の開催	参加実人数	人	182	240
[37]		通所型二次予防事業の充実	参加実人数	人	571	810
[38]		訪問型二次予防事業の実施	利用実人数	人	80	100
[39]		地域での介護予防活動への支援	参加実人数	人	0	2,640
[42]		老人クラブ活動の育成・支援	単位老人クラブ数	クラブ	357	372
			老人クラブ会員数	人	20,490	21,700
[49]		高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供・講座等の充実	みやシニア活動センター延利用者数	人	2,320	4,200
[52]		キャリアカウンセラー等による専門相談機能の充実	みやシニア活動センター延利用者数	人	2,320	4,200
[54]		高齢者外出支援事業(高齢者専用バス乗車券購入費助成)の推進	バス乗車券利用者数	人	16,536	19,200

## ○ 基本目標3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

事業番号	成果指標対象事業	事業・取組名	指標名	単位	平成23年度(見込値)	平成26年度目標値
[56]		高齢者等ホームサポート事業の実施	登録者数	人	660	690
[57]		生きがい対応型デイサービス事業の実施	延利用回数	回	23,302	25,500
[62]		緊急通報システム事業の実施	緊急通報システムの延利用台数	台	1,076	1,245
[63]		食の自立支援(配食サービス)事業	登録者数	人	425	450
[64]		家族介護教室	開催回数	回	63	63
[67]		宇都宮市みんなで考える認知症月間事業の充実	—	—	—	—
[68]	◎	認知症サポーター・認知症ケアボランティア養成講座等の開催・支援	認知症サポーター数(累計)	人	13,500	23,000
[73]	◎	認知症地域ケアネットワーク会議(仮称)の設置	設置か所数	か所	—	5
[74]		認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援	参加者数	人	150	200
[77]		認知症の人を介護する家族のつどい・交流会の開催	家族介護教室開催回数	回	63	63
[78]		認知症の人やその家族を支えるためのネットワーク会議(仮称)の開催	認知症の本人やその家族を支えるためのネットワーク会議(仮称)開催回数	回	—	4
[80]		権利擁護事業の推進	地域における虐待防止のための普及啓発活動	回	—	39

## ○ 基本目標4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

事業番号	成果指標対象事業	事業・取組名	指標名	単位	平成23年度(見込値)	平成26年度目標値
[84]	◎	ケアプランに対する助言・指導	ケアプラン点検数	件	180	180
[85]	◎	介護サービス従事者に対する研修会等の実施	開催回数	回	9	9
[86]		介護給付費通知の送付	送付通数	通数	10,000	12,000
[89]		パンフレットやホームページ等を活用した介護保険制度の周知・啓発	介護保険の手引き作成部数	部	11,000	13,000

## ○ 介護保険事業計画におけるサービス必要量の見込み

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
<b>居宅サービス</b>				
訪問介護	回数	348,199	367,882	388,683
訪問入浴介護	回数	12,016	12,369	12,760
訪問看護	回数	41,189	41,994	42,859
訪問リハビリテーション	回数	1,901	2,312	2,755
居宅療養管理指導	人数	10,558	12,349	14,445
通所介護	回数	455,248	468,189	481,978
通所リハビリテーション	回数	72,206	73,745	75,360
短期入所生活介護	日数	114,409	124,124	129,831
短期入所療養介護	日数	2,124	2,124	2,124
特定施設入居者生活介護	人数	4,068	4,078	5,160
福祉用具貸与	人数	42,821	46,088	49,603
特定福祉用具販売	人数	1,263	1,368	1,482
住宅改修	人数	683	719	758
居宅介護支援	人数	71,710	73,927	76,213
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	人数	16,456	17,328	18,324
介護老人保健施設	人数	12,069	12,271	12,461
介護療養型医療施設	人数	3,908	3,908	3,908
療養病床からの転換分	人数	0	0	0
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	18,417	19,800	22,204
小規模多機能型居宅介護	人数	2,502	3,124	4,056
認知症対応型共同生活介護	人数	3,535	4,128	4,200
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1,275	1,992	2,340
複合型サービス	人数	0	0	0
<b>介護予防サービス</b>				
介護予防訪問介護	人数	15,068	16,302	17,637
介護予防訪問入浴介護	回数	60	73	83
介護予防訪問看護	回数	3,171	3,661	4,228
介護予防訪問リハビリテーション	回数	7	7	7
介護予防居宅療養管理指導	人数	841	970	1,241
介護予防通所介護	人数	15,413	16,185	16,995
介護予防通所リハビリテーション	人数	3,086	3,572	4,134
介護予防短期入所生活介護	日数	2,808	3,260	3,538
介護予防短期入所療養介護	日数	63	79	98
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,194	1,236	2,016
介護予防福祉用具貸与	人数	8,156	10,225	12,818
特定介護予防福祉用具販売	人数	290	290	290
介護予防住宅改修	人数	375	446	467
介護予防支援	人数	32,322	34,555	36,941
<b>地域密着型介護予防サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	回数	12	12	12
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	209	242	310
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	31	37	44

基本目標1		みんながつながり、支えあう地域社会の実現							
施策の方向性／施策	番号	取組・事業名	成果指標	主要事業	事業区分	元気高齢者	高齢者の状況 生活機能低下に不安のある高齢者	要支援認定者	要介護認定者
<b>1 地域保健・福祉体制の充実</b>									
(1) 地域の総合的なネットワーク機能の充実	1	地域会議を活用した地域ネットワークの充実	◎	★	新規	○	○	○	○
(2) ボランティア活動・市民活動の促進	2	ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営			継続	○	○	○	○
	3	ボランティア養成講座の充実			継続	○	○	○	○
<b>2 ユニバーサルデザインの推進</b>									
	4	こころのユニバーサルデザイン運動の推進			継続	○	○	○	○
	5	広報紙やホームページ等の活用による周知・啓発			継続	○	○	○	○
(1) 意識のバリアフリーの推進	6	「宇都宮市福祉の祭典」の実施			継続	○	○	○	○
	7	出前保健福祉講座の利用促進			継続	○	○	○	○
	8	学校における福祉教育の充実			継続	○	○	○	○
	9	敬老会の開催支援など敬老のころを育む取組の推進		★	継続	○	○	○	○
	10	公共建築物等のバリアフリーの推進			継続	○	○	○	○
(2) 公施設などのバリアフリー化の推進	11	道路のバリアフリーの推進			継続	○	○	○	○
	12	公園のバリアフリーの推進			継続	○	○	○	○
	13	車両等のバリアフリーの推進			継続	○	○	○	○
<b>3 安全で安心な暮らしの確保</b>									
(1) 地域の見守り支援体制の充実	14	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進		★	継続	○	○	○	○
	15	災害時要援護者支援事業の推進	◎	★	継続	○	○	○	○
	16	地域における自主防災組織の育成・強化			継続	○	○	○	○
(2) 安全で安心な地域生活の確保	17	高齢者に対する交通安全教育の実施			継続	○	○	○	○
	18	受講者の世代や特性に合わせた防犯講習会の実施			継続	○	○	○	○
	19	高齢者等を対象とした防犯に対する広報・啓発の実施		★	継続	○	○	○	○
	20	消費生活情報の提供や消費生活相談体制の充実			継続	○	○	○	○
<b>4 高齢者にやさしい居住環境の整備</b>									
(1) 高齢者の多様な住まいの支援	21	高齢者にやさしい居住環境整備補助事業の実施			継続			○	○
	22	住宅改修支援事業の実施			継続			○	○
	23	高齢者用住宅(シルバークハウジング)の整備			継続	○	○	○	○
(2) 居住環境に関する相談機能の充実	24	サービス付き高齢者向け住宅の適切な整備		★	新規	○	○	○	○
	25	生活援助員派遣事業の実施			継続	○	○	○	○
	26	住宅改修等に関する相談機能の充実			継続			○	○

## 基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

施策の方向性／施策	番号	取組・事業名	成果指標	主要事業	事業区分	元気高齢者	生活機能低下に不安のある高齢者	高齢者の状況	要支援認定者	要介護認定者
1 健康づくりによる健康寿命の延伸										
	27	健康づくり実践活動の推進		★	継続	○	○	○	○	○
	28	健康教育・健康相談の実施			継続	○	○	○	○	○
(1) 健康づくり事業の推進	29	各種団体等との連携による食育推進事業の実施		★	新規	○	○	○	○	○
	30	特定健康診査(健康診査)・がん検診等の実施			継続	○	○	○	○	○
	31	高齢者インフルエンザ予防接種補助事業の実施			継続	○	○	○	○	○
2 介護予防の推進										
(1) 介護予防の効果的な展開	32	介護予防の早期取組の推進(げんき心援高齢者把握事業)			継続	○	○	○	○	○
	33	介護予防の成果把握に向けた取組の推進		★	新規	○	○	○	○	○
	34	介護予防講演会の開催			継続	○	○	○	○	○
	35	はつらつ教室などの開催			継続	○	○	○	○	○
	36	いきいき健康サッカークラス・いきいき健康自転車教室の開催			継続	○	○	○	○	○
(2) きめ細かな介護予防の展開	37	通所型二次予防事業の充実	◎	★	拡充	○	○	○	○	○
	38	訪問型二次予防事業の実施			継続	○	○	○	○	○
	39	地域での介護予防活動への支援			新規	○	○	○	○	○
3 生きがいづくりの促進										
(1) 交流の場、交流機会の提供	40	老人福祉センターを活用した生きがいづくりの推進や相談機能の充実			継続	○	○	○	○	○
	41	茂原健康交流センターを活用した居がいがいづくりや世代間・地域間交流の促進			継続	○	○	○	○	○
	42	老人クラブ活動の育成・支援		★	継続	○	○	○	○	○
	43	生涯学習支援の推進			継続	○	○	○	○	○
	44	地域教育活動への参加促進			継続	○	○	○	○	○
(2) 学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供	45	高齢者向けスポーツ活動の推進			継続	○	○	○	○	○
	46	スポーツ広場整備補助事業の推進			継続	○	○	○	○	○
	47	文化活動における人材の登録と活用			継続	○	○	○	○	○
	48	地域文化の伝承			継続	○	○	○	○	○
4 社会参画の促進										
(1) 社会参加活動の環境整備	49	高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実		★	拡充	○	○	○	○	○
	50	高齢者地域活動実践塾設置の促進			継続	○	○	○	○	○
	51	シルバー人材センター事業の支援			継続	○	○	○	○	○
(2) 高齢者の就業支援	52	キャリアカウンセラー等による専門相談機能の充実		★	拡充	○	○	○	○	○
	53	「就業支援ネットワーク会議」による就業相談			継続	○	○	○	○	○
(3) 高齢者の外出支援の充実	54	高齢者外出支援事業(高齢者専用バス乗車券購入費助成)の推進		★	拡充	○	○	○	○	○
	55	地域内交通導入の促進			継続	○	○	○	○	○

基本目標3

いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

施策の方向性／施策	番号	取組・事業名	成果指標	主要事業区分	高齢者の状況			要介護認定者		
					元気高齢者	生活機能低下に不安のある高齢者	要支援認定者			
1 適切な福祉サービスの提供										
(1) 高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	56	高齢者ホームサポート事業の実施		★	継続			○	○	
	57	生きがい対応型デイサービス事業の実施		★	継続	○				
	58	高齢者短期宿泊事業の実施			継続	○				
	59	無料入浴券交付事業の実施			継続	○			○	
	60	はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業の実施			継続	○			○	
	61	老人福祉補聴器交付事業の実施			継続	○			○	
	62	緊急通報システム事業の実施			★	継続	○		○	
	63	食の自立支援事業(配食サービス)の実施			★	継続	○		○	
	64	家族介護教室の開催			★	継続	○		○	
	65	在宅高齢者家族介護慰労金の支給				継続	○		○	
	66	はいかい、高齢者等家族支援事業の実施				継続	○		○	
	2 認知症高齢者等対策の充実									
	(1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	67	宇都宮市みんなで考える認知症月間事業の充実		★	拡充	○			○
		68	認知症サポーター・認知症キャラバン・メイトの養成・支援の推進	◎	★	拡充	○			○
		69	認知症介護予防講演会の実施			継続	○			○
		70	認知症早期発見チャットリスト等の配布			継続	○			○
71		介護予防の基本チャットリストの活用			継続	○			○	
72		脳バンク受診補助			継続	○			○	
73		認知症地域ケアネットワーク会議(仮称)の設置	◎	★	新規	○			○	
74		認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援		★	拡充	○			○	
75		介護サービス提供基盤の整備推進			継続	○			○	
76		認知症の人やその家族の生活状況に応じた情報提供の充実			継続	○			○	
(5) 認知症介護者への支援	77	認知症の人を介護する家族のつどい・交流会の開催		★	継続	○			○	
	78	認知症の人やその家族を支える地域ネットワークの充実		★	拡充	○			○	
(6) 認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進										
3 高齢者の権利擁護及び制度の利用支援										
(1) 権利擁護事業の推進と成年後見制度などの利用支援	79	成年後見制度の周知・理解促進			継続	○			○	
	80	権利擁護事業の推進		★	拡充	○			○	
	81	権利擁護センター【あすてらす・うつのみや】の利用促進			継続	○			○	
	82	老人措置事業の実施			継続	○			○	

## 基本目標4

## 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

施策の方向性／施策	番号	取組・事業名	成果指標	主要事業	事業区分	高齢者の状況				
						元気高齢者	生活機能低下に不安のある高齢者	要支援認定者	要介護認定者	
<b>1 介護保険事業の充実</b>										
(1) 介護サービスの提供	-	サービス基盤整備の推進		★	拡充			○	○	
	-	サービス量の確保		★	拡充			○	○	
	-	地域支援事業		★	拡充	○	○	○	○	
	-	安定した財源の確保			継続	○	○	○	○	
<b>2 介護サービスの質の向上</b>										
(1) サービスの質の確保・向上	-	適切な要介護認定の推進			継続			○	○	
	83	認定審査委員会・認定調査員を対象とした研修の実施			継続			○	○	
	-	ケアマネジメントの質の向上			継続			○	○	
	84	ケアプランに対する助言・指導の実施	◎	★	継続			○	○	
	85	介護サービス従事者に対する研修会等の充実		★	継続			○	○	
	-	事業者の育成・指導の実施			継続			○	○	
	86	介護給付費通知の送付			継続			○	○	
	(2) 介護人材の育成・支援	87	訪問介護員養成研修事業の推進		★	継続			○	○
		88	県や関係機関等が実施する研修会の受講促進			継続			○	○
		89	介護保険事業の情報提供		★	継続	○	○	○	○
(3) 介護保険制度の安定的な運営に向けた取組の推進	90	パンフレットやホームページ等を活用した介護保険制度の周知・啓発			継続	○	○	○	○	
	91	「介護保険相談窓口」の充実			継続	○	○	○	○	
	92	苦情解決事業の推進			継続	○	○	○	○	

第5次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第4期宇都宮市介護保険事業  
計画（平成21～23年度）における施策体系ごとの実績

## ○ 基本目標1 健康ではつらつとした生活の実現

## 1 健康づくりの推進

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
健康づくり実践活動の推進	健康づくり推進組織 設立地区数	地区	目標値	27	29
			実績値	33	36
			達成率	122.2%	124.1%
	健康づくり推進員 養成者数	人	目標値	930	1,010
			実績値	926	1,014
			達成率	99.6%	100.4%
健康教育の実施	延開催回数	回	目標値	810	810
			実績値	590	745
			達成率	72.8%	92.0%
健康相談の実施	延相談件数	件	目標値	2,250	2,300
			実績値	1,657	2,373
			達成率	73.6%	103.2%

## 2 疾病予防対策の推進

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
高齢者インフルエンザ 予防接種助成事業の実施	予防接種受診率	%	目標値	56.7	58.0
			実績値	54.0	59.4
			達成率	95.2%	102.4%
特定健康診査（健康診査）等 の実施	特定健康診査受診率	%	目標値	40.0	50.0
			実績値	22.8	23.1
			達成率	57.0%	46.2%
	特定保健指導実施率	%	目標値	25.0	35.0
			実績値	6.0	5.5
			達成率	24.0%	15.7%
がん検診等の実施	肺がん検診受診率	%	目標値	30.2	39
			実績値	29.6	29.3
			達成率	98.0%	75.1%
	肺がん検診受診人数	人	目標値	39,705	51,200
			実績値	36,838	36,353
			達成率	92.8%	71.0%
	大腸がん検診受診率	%	目標値	24.6	28.9
			実績値	26.9	26.6
			達成率	109.3%	92.0%
	大腸がん健診受診人数	人	目標値	38,115	44,800
			実績値	33,365	33,066
			達成率	87.5%	73.8%
	胃がん検診受診率	%	目標値	11.9	18.8
			実績値	16.3	16.2
			達成率	137.0%	86.2%
	胃がん受診受診人数	人	目標値	16,291	25,700
			実績値	20,215	20,169
			達成率	124.1%	78.5%
	乳がん検診受診率	%	目標値	14.8	15.6
			実績値	13.1	12.1
			達成率	88.5%	77.6%
	乳がん健診受診人数	人	目標値	18,803	19,800
			実績値	12,911	11,911
			達成率	68.7%	60.2%

## 2 疾病予防対策の推進

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
がん検診等の実施	子宮がん検診受診率	%	目標値	11.5	12.4
			実績値	16.7	16.9
			達成率	145.2%	136.3%
	子宮がん健診受診人数	人	目標値	15,491	16,700
			実績値	18,414	18,625
			達成率	118.9%	111.5%
	前立腺がん検診受診率	%	目標値	36.8	45.5
			実績値	31.2	30.9
			達成率	84.8%	67.9%
	前立腺がん検診受診人数	人	目標値	13,175	15,260
			実績値	12,380	12,282
			達成率	94.0%	80.5%
	骨粗しょう症検診受診率	%	目標値	21.3	23.1
			実績値	22.3	20.1
			達成率	104.7%	87.0%
	骨粗しょう症健診受診人数	人	目標値	3,800	4,130
			実績値	4,043	3,540
			達成率	106.4%	85.7%
歯科総合検診受診率	%	目標値	9.2	13.0	
		実績値	9.2	8.8	
		達成率	100.0%	67.7%	
歯科総合健診受診人数	人	目標値	2,745	3,879	
		実績値	2,750	2,570	
		達成率	100.2%	66.3%	

## 3 介護予防対策の充実

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
介護予防教室の開催	開催回数	回	目標値	768	792
			実績値	737	817
			達成率	96.0%	103.2%
介護予防講演会の開催	開催回数	回	目標値	7	11
			実績値	1	3
			達成率	14.3%	27.3%
特定高齢者把握事業の実施	特定高齢者数	人	目標値	4,600	4,900
			実績値	249	23,743
			達成率	5.4%	484.6%
げんき応援教室の開催 (総合型プログラム)	開催回数	回	目標値	120	130
			実績値	144	216
			達成率	120.0%	166.2%
訪問指導 (介護予防)の実施	対象者数	人	目標値	50	55
			実績値	32	76
			達成率	64.0%	138.2%

## ○ 基本目標2 ゆたかで生きがいのある生活の実現

## 1 生きがいづくりの充実

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
老人福祉センター事業の推進	延利用者数	人	目標値	252,000	257,000
			実績値	250,178	236,131
			達成率	99.3%	91.9%
茂原健康交流センター事業の推進	延利用者数	人	目標値	182,000	187,000
			実績値	164,506	152,586
			達成率	90.4%	81.6%
敬老会の開催支援	敬老会招待者数	人	目標値	46,469	47,718
			実績値	47,426	48,987
			達成率	102.1%	102.7%
敬老祝金の贈呈	祝金対象者	人	目標値	4,147	4,395
			実績値	4,145	4,379
			達成率	100.0%	99.6%
老人クラブ活動の育成・支援	単位老人クラブ数	クラブ	目標値	378	388
			実績値	365	362
			達成率	96.6%	93.3%
	老人クラブ会員数	人	目標値	21,437	22,509
			実績値	20,462	20,479
			達成率	95.5%	91.0%
生涯学習支援の推進	生涯学習センターで 開催される講座・事業への 参加者数	人	目標値	31,600	32,400
			実績値	44,752	39,616
			達成率	141.6%	122.3%
文化活動における 人材の登録と活用	文化財ボランティア数	人	目標値	140	150
			実績値	128	114
			達成率	91.4%	76.0%
地域文化の伝承	伝統文化連絡協議会 会員数	団体	目標値	17	18
			実績値	19	22
			達成率	111.8%	122.2%

## 2 社会参画の促進

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
高齢者外出支援事業の推進	バス乗車券利用者数	人	目標値	18,200	19,100
			実績値	14,518	15,199
			達成率	79.8%	79.6%
地域内交通導入の推進	地域内交通の 運行地区数	地区	目標値	4	8
			実績値	2	4
			達成率	50.0%	50.0%
高齢者地域活動実践塾設置の促進	延設置箇所数	箇所	目標値	15	19
			実績値	11	11
			達成率	73.3%	57.9%
地域教育活動への参加促進	放課後子ども教室に 係る延地域活動者数	人	目標値	1,200	2,100
			実績値	5,026	7,988
			達成率	418.8%	380.4%
シルバー人材センター事業の支援	就業延人員数	人	目標値	157,517	173,269
			実績値	108,034	112,691
			達成率	68.6%	65.0%
高齢者就業支援セミナーの実施	参加者数	人	目標値	40	40
			実績値	50	-
			達成率	125.0%	-
みやシニア活動センター事業 の推進	延利用者数	人	目標値	900	1,440
			実績値	915	1,790
			達成率	101.7%	124.3%

## ○ 基本目標3 安心して自立した生活の実現

## 1 介護保険事業の充実

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
介護保険サービスの提供	要介護認定者の 介護サービスの利用率	%	目標値	74.5	76.2
			実績値	77.8	78.1
			達成率	104.4%	102.5%

## 2 サービスの質の向上

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
訪問介護員養成研修事業の推進	受講者数	人	目標値	40	40
			実績値	40	37
			達成率	100.0%	92.5%

## 3 福祉サービスの充実

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
はいかい高齢者等家族支援事業 の実施	延登録人員	人	目標値	2	2
			実績値	1	4
			達成率	50.0%	200.0%
高齢者等ホームサポート事業 の実施	登録者数	人	目標値	618	637
			実績値	642	653
			達成率	103.9%	102.5%
生きがい対応型デイサービス事業 の実施	専用施設数	箇所	目標値	17	17
			実績値	17	16
			達成率	100.0%	94.1%
	延利用回数	回	目標値	27,900	28,740
			実績値	26,821	25,466
			達成率	96.1%	88.6%
緊急通報システム事業の実施	緊急通報システムの 延利用台数	台	目標値	841	883
			実績値	929	1,022
			達成率	110.5%	115.7%
高齢者短期宿泊事業の実施	延利用人員	人	目標値	58	61
			実績値	42	41
			達成率	72.4%	67.2%
老人福祉補聴器交付事業の実施	補聴器交付台数	台	目標値	11	12
			実績値	12	13
			達成率	109.1%	108.3%
無料入浴券交付事業の実施	助成交付者数	人	目標値	138	140
			実績値	109	116
			達成率	79.0%	82.9%
はり・きゅう・マッサージ 施術料 助成事業の実施	助成交付者数	人	目標値	6,826	7,030
			実績値	7,579	6,385
			達成率	111.0%	90.8%
ケアハウスの整備	ケアハウスベッド数	床	目標値	440	440
			実績値	390	440
			達成率	88.6%	100.0%

## 4 地域保健・福祉体制の充実

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
ひとり暮らし高齢者等 安心ネットワークシステムの推進	見守り活動会議を開催した 単位自治会の割合	%	目標値	72.7	85.3
			実績値	56.1	60.6
			達成率	77.2%	71.0%
出前保健福祉講座の実施	講座実施回数	回	目標値	75	80
			実績値	68	60
			達成率	90.7%	75.0%
ボランティア・NPOの活動支援	市民活動サポート センター登録団体数	団体	目標値	564	599
			実績値	562	603
			達成率	99.6%	100.7%
	市民活動サポート センター登録個人数	人	目標値	282	332
			実績値	221	259
			達成率	78.4%	78.0%

## 5 認知症高齢者対策の推進

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
認知症予防講演会の実施	認知症予防講演会 開催回数	回	目標値	6	9
			実績値	1	1
			達成率	16.7%	11.1%
認知症サポーター養成講座等の 開催・支援	認知症サポーター数	人	目標値	6,000	10,000
			実績値	4,962	9,458
			達成率	82.7%	94.6%

## 6 高齢者の権利擁護の充実

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
成年後見制度の周知・理解促進	相談件数	件	目標値	55	75
			実績値	21	29
			達成率	38.2%	38.7%
権利擁護センター 「あすてらす・うつのみや」の 利用促進	契約相談者数	件	目標値	275	334
			実績値	100	101
			達成率	36.4%	30.2%

## ○ 基本目標4 快適で安全安心な生活の実現

## 1 ユニバーサルデザインの推進

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
公共建築物等のバリアフリーの推進	バリアフリー整備補助件数	件	目標値	10	10
			実績値	3	1
			達成率	30.0%	10.0%
公園のバリアフリーの推進	バリアフリーを図った公園数	公園	目標値	103	108
			実績値	102	105
			達成率	99.0%	97.2%
道路のバリアフリーの推進	交差点の段差解消箇所数	箇所	目標値	2,549	2,714
			実績値	2,540	2,739
			達成率	99.6%	100.9%
人にやさしいバス(ノンステップバス)導入促進	ノンステップバス導入率	%	目標値	21.5	24.4
			実績値	24.1	32.2
			達成率	112.1%	132.0%

## 2 安全で安心な暮らしの確保

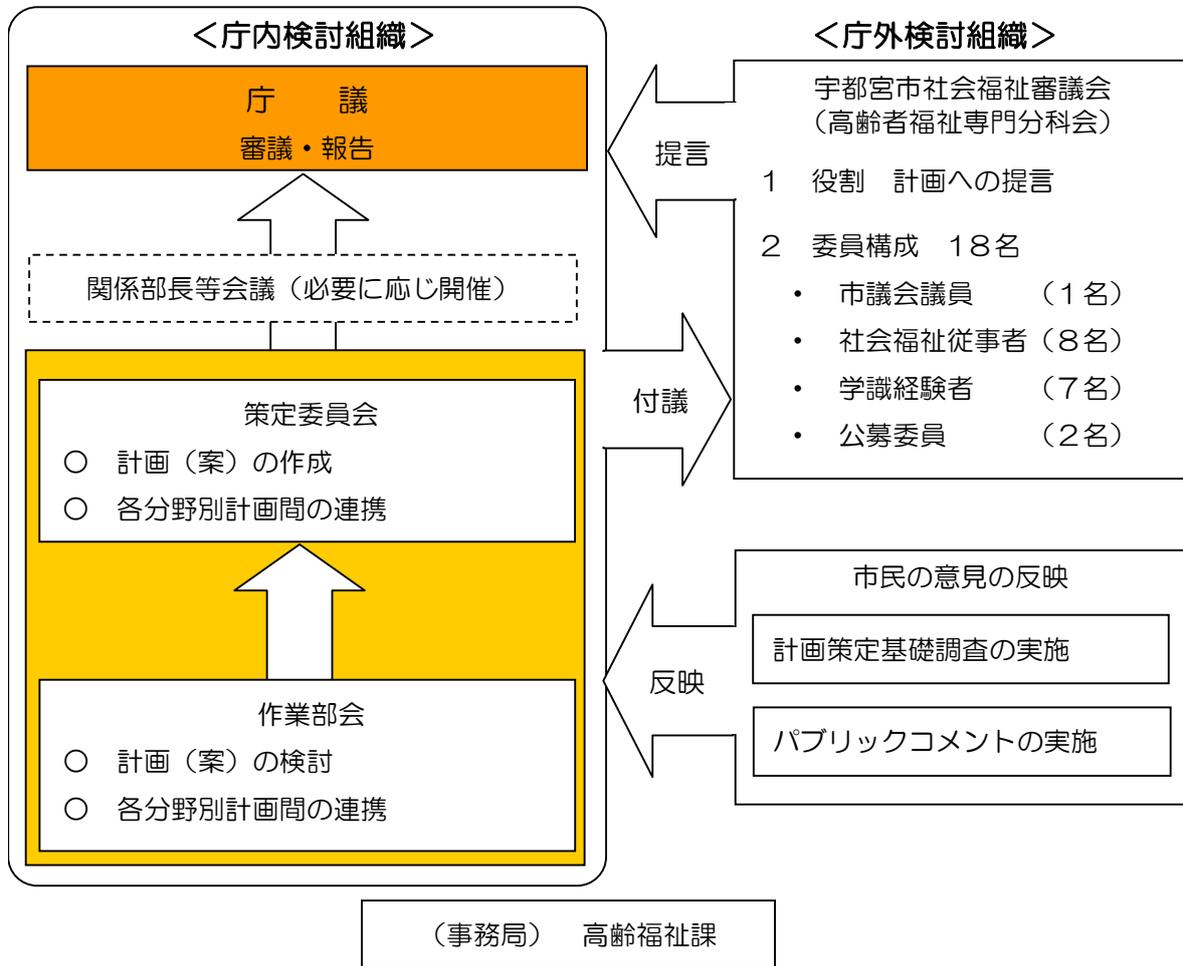
事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
高齢者に対する交通安全教育の実施	交通安全教育開催の老人クラブ数	団体	目標値	260	300
			実績値	164	124
			達成率	63.1%	41.3%
消費生活情報の提供	出前講座開催数	回	目標値	50	60
			実績値	48	86
			達成率	96.0%	143.3%
	出前講座出席者数	人	目標値	1,800	2,200
			実績値	1,786	2,825
			達成率	99.2%	128.4%
防犯講習会等の開催	防犯講習会開催数	回	目標値	105	110
			実績値	132	114
			達成率	125.7%	103.6%
災害時要援護者支援事業の実施	登録者数	人	目標値	9,675	10,950
			実績値	8,056	8,138
			達成率	83.3%	74.3%

## 3 高齢者にやさしい居住環境の整備

事業名	指標名	単位	項目	平成21年度	平成22年度
高齢者にやさしい住環境整備補助事業の実施	高齢者にやさしい住環境整備補助事業件数	件	目標値	43	47
			実績値	32	26
			達成率	74.4%	55.3%
生活援助員派遣事業の実施	生活援助員派遣対象戸数	戸	目標値	156	156
			実績値	156	156
			達成率	100.0%	100.0%

資料編 策定経過

1 策定体制



---

---

## 2 策定スケジュール

### ○ 平成23年

4月27日 庁議部長会議

7月 1日 第1回宇都宮市高齢者保健福祉計画・宇都宮市介護保険事業計画策  
定委員会作業部会（以下「作業部会」。）

- ・ 「第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保  
険事業計画」の策定について
- ・ アンケート調査の概要について
- ・ 介護保険制度改正の概要について

7月 5日 第1回宇都宮市高齢者保健福祉計画・宇都宮市介護保険事業計画策  
定委員会（以下「委員会」。）

7月12日 第1回宇都宮市社会福祉審議会（全体会）

- ・ 平成23年度専門分科会の調査審議について

7月12日 第1回宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

10月13日 第2回作業部会

- ・ 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において前回整理した  
事項について
- ・ 第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険  
事業計画の骨子について

10月25日 第2回委員会

11月 2日 第2回宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

11月30日 第3回作業部会

- ・ 「にっこり安心プラン-第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第  
5期宇都宮市介護保険事業計画-」の素案について

12月13日 関係部長会議・第3回委員会

12月21日 第3回宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

12月27日 パブリックコメントの実施

～1月23日

○ 平成24年

- 1月31日 関係部課長会議
- ・ 第5期介護保険事業計画における介護保険料の設定について
- 2月 8日 第4回宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
- ・ 「にっこり安心プラン-第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画-」(素案)に関するパブリックコメントについて
  - ・ 第5期介護保険事業計画における介護保険料の設定について
- 2月16日 第4回作業部会
- ・ 「にっこり安心プラン-第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画-」(素案)に関するパブリックコメントについて
  - ・ 「にっこり安心プラン-第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画-」(案)について
- 2月23日 第4回委員会
- 2月29日 第5回宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
- ・ 「にっこり安心プラン-第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画-」の策定にかかる提言について
  - ・ 「にっこり安心プラン-第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画-」(案)について
- 3月\*\*日 宇都宮市社会福祉審議会から市への提言書の提出
- 3月\*\*日 第2回宇都宮市社会福祉審議会(全体会)
- 3月\*\*日 庁議部長会議

### 3 宇都宮市社会福祉審議会

#### (1) 宇都宮市社会福祉審議会条例

平成12年3月24日

条例第19号

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会として、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、社会福祉法第7条第1項に規定するもののほか、児童福祉に関する事項を調査審議する。

#### (任期)

第3条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議事を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会(この項において民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会のそれぞれの専門分科会に会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては委員)の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては委員)が、その職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月27日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 宇都宮市社会福祉審議会規則

平成12年3月24日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市社会福祉審議会条例（平成12年条例第19号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、審議会について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(3) 宇都宮市社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮市社会福祉審議会規則（平成12年規則第14号）第3条の規定に基づき、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 高齢者福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

2 地域福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に地域福祉専門分科会を置く。

3 次に掲げる専門分科会は、当該各号に定める数の委員をもって組織する。

- (1) 障害者福祉専門分科会 15人以内
- (2) 児童福祉専門分科会 15人以内
- (3) 高齢者福祉専門分科会 20人以内
- (4) 地域福祉専門分科会 18人以内

4 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

5 専門分科会は、その専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

7 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会の決議)

第2条の2 専門分科会（民生委員専門分科会を除く。）の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

---

---

(審査部会)

第3条 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

- 2 審査部会長は、その審査部会の事務を掌理する。
- 3 審査部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。
- 4 第2条第4項から第7項までの規定は、審査部会の議事について準用する。この場合において「専門分科会」とあるのは「審査部会」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(審査部会の答申及び決議)

第4条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、諮問を受けたときは、審査部会で審査し、答申するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項の規定による医師の指定
- (2) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条の規定による医師の指定の取消し
- (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）  
第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定
- (4) 法第60条の規定による指定医療機関の指定の更新
- (5) 法第67条第1項の規定による指定医療機関の開設者に対する勧告
- (6) 法第67条第3項の規定による指定医療機関の開設者に対する措置命令
- (7) 法第68条第1項の規定による指定医療機関の指定の取消し又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止
- (8) その他指定医師及び指定医療機関に関する事項

2 審議会は、前項第1号、第3号及び第4号の事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(回覧審査)

第5条 専門分科会長又は審査部会長において、緊急で会議を招集する暇がないと認める場合は、会議の議事を回覧審査に付することができる。

(報告)

第6条 専門分科会又は審査部会において議決をしたときは、専門分科会にあっては当該専門分科会長が、審査部会にあってはその審査部会の属する専門分科会に報告したうえで当該審査部会長が、それぞれ委員長に報告するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成8年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月21日から施行する。

---

---

#### 4 庁内検討組織

##### (1) 宇都宮市高齢者保健福祉計画・宇都宮市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

###### (設置)

第1条 宇都宮市高齢者保健福祉計画及び宇都宮市介護保険事業計画を策定するため、宇都宮市高齢者保健福祉計画及び宇都宮市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

###### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定。
- (2) その他、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において必要な事項に関すること。

###### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部次長、副委員長には保健福祉部次長（保健衛生担当）をもって充てる。
- 3 委員には別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

###### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係する課長等による委員会を開催することができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(策定作業部会)

第5条 第2条に規定する所掌事務について調査研究し、関係各課の連絡調整を行うため、委員会に策定作業部会を置く。

- 2 策定作業部会は、部会長、副部会長及び班員をもって組織する。
- 3 部会長には高齢福祉課長、副部会長には保健福祉部高齢福祉課主幹（介護保険担当）をもって充てる。
- 4 部会員には別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 部会長は策定作業部会を総理する。
- 6 第4条第3項の規定は、策定作業部会について準用する。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

別表1（第3条関係）

財政課長，政策審議室長，みんなでまちづくり課長，生活安心課長，高齢福祉課長，高齢福祉課主幹（介護保険担当），保健福祉総務課長，生活福祉第1課長，障がい福祉課長，保険年金課長，保健所総務課長，健康増進課長，保健予防課長，産業政策課長，住宅課長，生涯学習課長，文化課長，スポーツ振興課長
---

別表2（第5条関係）

財政課，政策審議室，みんなでまちづくり課，生活安心課，保健福祉総務課，生活福祉第1課，障がい福祉課，保険年金課，保健所総務課，健康増進課，保健予防課，産業政策課，住宅課，生涯学習課，文化課，スポーツ振興課

[あ]

■ 悪性新生物

悪性腫瘍，ガンのこと。

[い]

■ 生きがい対応型デイサービス

市の福祉サービス事業。閉じこもりがちな高齢者を対象に，通所による創作活動などのサービスを提供。

■ インフォーマルサービス

家族や友人，ボランティアなどからの非公式的な援助や地域住民の助け合いなど，行政などが公的な制度に基づいて提供するサービス以外のサービスのこと。フォーマルサービスの対語として使われる。

[え]

■ NPO（民間非営利組織 non-profit organization）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない組織。

[か]

■ 介護相談員

利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き，サービス提供者や行政とのあいだに立って，問題解決に向けた手助けをする専門家。

■ 介護付き有料老人ホーム

有料老人ホームのうち，介護保険の特定施設の指定を受けたもの。

■ 介護保険認定審査会

要支援・要介護認定申請者が介護保険の給付を受けるのが適当かどうか，またその認定区分の範囲を審査・判定する機関。

■ 介護予防

高齢者が要支援・要介護状態になることをできるかぎり防ぐこと，あるいは要支援・要介護状態であっても，状態がそれ以上悪化しないようにすること。

---

[か]

■ **介護療養型医療施設**

療養型病床を持つ病院・診療所で、介護保険適用の療養病床に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理・看護や、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う。

■ **介護老人福祉施設**

常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、入所者に対し、入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。

■ **介護老人保健施設**

病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、入所者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等、その他の必要な医療等を行う。

■ **家族介護教室**

介護家族を対象に、介護技術の習得や介護者同士の交流会などを行う教室。

■ **家庭訪問（介護予防）**

心身機能の低下の防止や健康増進のために訪問し、心身の状態に応じた運動、食事、生活の仕方等の助言を行う。

[き]

■ **基本チェックリスト**

高齢者の生活機能低下の有無を判定する 25 項目の質問用紙で、65 歳以上の要支援・要介護認定を受けていない高齢者（65 歳以上）を対象に郵送等で実施。

■ **キャラバン・メイト**

「認知症サポーター養成講座」の講師役。なお、キャラバン・メイト養成研修を受講するためには一定の要件が必要となる。

■ **キャリアカウンセラー**

個人の興味、能力、価値観、その他の特性をもとに、個人にとって望ましい職業選択を援助し、自らを高めていけるようにするキャリア形成の専門家。

■ **緊急通報システム**

市の福祉サービス事業。ひとり暮らし高齢者などに対し、緊急通報装置の設置、定期的な状況確認(月1回)などを実施。

[け]

■ ケアプラン（介護サービス計画）

要介護認定を受けた高齢者が介護サービスを受ける場合に、受けるサービスの内容や本人の負担額などを定めたもの。要介護認定者は市区町村に作成依頼の届け出をし、それを受けて、主にケアマネジャー（介護支援専門員）が本人や家族と相談しながら作成する。

■ ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を幅広く持った専門家で、ケアプランの作成のほか、利用者等へのアドバイスやサービス事業者との連絡調整などを行う。

■ 軽費老人ホーム

老人福祉法における、「無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設」で、A型・B型・C型（ケアハウス）の3種類がある。

■ げんき応援教室

年齢に伴う機能の低下（老化）を緩やかにするために、楽しく体を動かしたり、バランスの良い食事や口腔ケアの方法等を学ぶ教室。

■ 健康相談

保健師や栄養士が行う、介護予防のための健康や栄養に関する相談。

■ 健康づくり推進員

それぞれの地区で楽しく健康づくりを自ら行うとともに、地区における健康づくりに関する役割を幅広く担っている。連合自治会単位で活動しており、現在までに39地区中36地区で組織が設立されている。

[こ]

■ 高齢化率

総人口に占める高齢者人口の割合。国連の定義では、高齢化率が7%を超すと「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」とよばれる。

■ 高齢者専用バスカード購入費助成

市の福祉サービス事業。70歳以上の高齢者を対象にバスカード購入費の一部を助成。

---

[こ]

■ **高齢者短期宿泊事業**

市の福祉サービス事業。介護保険の認定を受けていない高齢者を対象に、一時的に家族の見守りを受けることが困難となる場合に介護保険施設等に宿泊する。

■ **高齢者等ホームサポート事業**

市の福祉サービス事業。65歳以上で介護保険の要支援以上の高齢者に、軽易な日常生活上の援助や軽微な修繕などの支援を行うサービス。

■ **高齢者にやさしい住環境整備事業**

市の福祉サービス事業。65歳以上で介護保険の要支援以上に該当する高齢者の世帯に、日常生活を容易にするための住宅の改良に要する費用を補助する。

■ **高齢者無料入浴券**

市の福祉サービス事業。70歳以上で、自宅に入浴設備がない高齢者を対象に、公衆浴場の入浴券を交付する。

■ **コーディネーター**

いろいろな要素を統合したり調整したりして、全体をひとつにまとめ上げる人や職業などのこと。

[さ]

■ **サービス付き高齢者向け住宅**

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、高齢者を支援するサービスを提供する住宅。国土交通省・厚生労働省の共管として創設され、登録は、都道府県・政令市・中核市が行い、事業者に対する指導・監督を行う。

■ **災害時要援護者**

風水害や地震等の自然災害が発生した場合に支援を必要とする、高齢者（概ね65歳以上）、障がい者等。

■ **財政安定化基金**

市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加などで赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金。

[し]

■ 施設・居住系サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設入居者生活介護の総称。

■ 消費生活センター

商品や契約トラブルの相談、その他消費生活にかかわる質問に対応するとともに、解決に向けた支援を行う相談窓口。

■ シルバー人材センター

健康で働く意欲のある高齢者（概ね60歳以上）の方を対象に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、生きがいの充実・社会参加の促進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている公益法人。

■ シルバーハウジング

高齢者世帯（満60歳以上の単身、夫婦、2名の親族による世帯）が、より安全かつ快適な生活を営むことができるよう、在宅生活の支援を目的とした住宅。

[せ]

■ 生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、病気の発症や進行に關与する疾患群のこと。例えば、がんや脳卒中、心臓病、高血圧症、糖尿病などの病気がある。

■ 成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分な方々が、財産管理や福祉サービスの利用についての契約などの法律行為を自分で行うことが困難であるような場合に、判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度。

[そ]

■ ソーシャル・インクルージョン

貧困者やホームレス、文化的な相違によって社会的に孤立している日本国籍を有しない住民などを社会から排除された人たちとしてとらえ、そういう人たちも社会の一員として共に生き、支え合う仲間として、誰もが排除されない社会づくりを目指すという考え方。

---

[た]

■ **団塊世代（団塊の世代）**

第二次世界大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。昭和22（1947）年から昭和26（1951）年頃までに生まれた人々のことをさす。

[ち]

■ **地域包括支援センター**

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法に定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関。

■ **地域包括ケアシステム**

地域住民に対し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。

■ **地域密着型サービス**

認知症などで介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域の中で提供される多様で柔軟な介護サービス。区市町村が事業者指定の権限をもち、原則としてその区市町村の住民のみが利用できる。

■ **調整交付金**

市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するもの。

[と]

■ **特別養護老人ホーム**

介護老人福祉施設に同じ。

[に]

■ **日常生活自立度**

高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すもので、介護保険制度の要介護認定では認定調査や主治医意見書でこの指標が用いられており、要介護認定における、コンピュータによる一次判定や介護認定審査会における審査判定の際の参考として利用されている。

[に]

■ 日常生活用具給付貸付事業

市の福祉サービス事業。在宅での生活を支援するために必要な用具（シルバーカー・電磁調理器など）の給付や貸与を行う。

■ 認知症

「痴呆」に対する誤解や偏見の解消を図る一環として、「痴呆」に替わる用語として平成16（2004）年から使用されている用語。医療用語では、引き続き「痴呆」を使用する場合がある。

■ 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講した人が「認知症サポーター」となる。

■ 認知症サポーター100万人キャラバン事業

認知症について広く周知を図るキャンペーンのひとつとして、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指す事業。

[ね]

■ ネットワーク

網の目状に人や機関が連携し、ある問題の解決に向けて意識や情報、知恵を共有しながら、ひとつの有機体のように共通目標に向かって活動を行うこと。狭義では、情報交換のための組織や連絡網を指すこともある。

[の]

■ ノーマライゼーション

障がい者や高齢者などを特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

■ ノンステップバス

床面の地上面の高さが30cm以下で乗降口の段差がなく、車椅子スペースや車椅子が通るのに十分な幅が確保されているなど、車椅子のまま乗降できる仕様のバス。

---

[は]

■ はつらつ教室

地区市民センター・公民館等を会場として月に1回、筋力向上や認知症予防のための運動や脳トレ、レクリエーション等を行う教室。

■ パブリックコメント

行政機関が重要な施策の立案や計画の策定などを行う際、その案を公表し、広く住民に意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していくこと。

■ バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

[ほ]

■ 保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料の助成

市の福祉サービス事業。70歳以上の高齢者が、保険適用外ではり、きゅう、マッサージの施術を受ける際、料金の一部を助成。

■ ボランティアセンター（宇都宮市社会福祉協議会）

宇都宮市社会福祉協議会が運営。ボランティア活動に関する相談やボランティア活動に関する情報の収集・提供、ボランティアグループの紹介等のほか、ボランティア活動に必要な専門的技術・知識を学ぶための講座や、ボランティア育成のための講座を開催している。

[ま]

■ まちづくりセンター（まちびあ）

市民によるまちづくり活動がより一層活性化されるよう、非営利活動団体や地域活動団体、企業などの様々な主体の連携促進やボランティア団体、NPO法人といった市民活動団体の組織基盤強化など、多様な支援を行うまちづくり活動の拠点施設。

[も]

■ 茂原健康交流センター（蝶寿コ・デ・ランネ）

高齢者や障がい者等の健康づくり・生きがいづくりの場を提供するとともに、市民の健康増進や世代間、地域間の交流を促進することにより、市民福祉の向上に寄与することを目的として整備した健康づくりのできる施設。

[ゆ]

■ 有料老人ホーム

老人福祉法第 29 条に定める、「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの」。

■ ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念でもある。

[よ]

■ 要介護認定率

第 1 号被保険者（65 歳以上の高齢者）に対する要支援・要介護認定者の出現率。

■ 養護老人ホーム

家族や住居の状況及び経済的事情により、在宅での生活が困難な、おおむね 65 歳以上の高齢者が措置入所（市が必要と認めた場合に行う行政権限による入所のこと）する施設。

[ろ]

■ 老人福祉センター

高齢者が健康で明るい生活を営むために必要な各種の相談や健康の維持増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に図ることを目的とした施設で、市内 5 箇所に設置されている。

宇都宮市第6次高齢者保健福祉計画  
宇都宮市第5期介護保険事業計画  
(平成24年度～平成26年度)

平成\*\*年\*\*月

発行者／宇都宮市

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>

編集／宇都宮市保健福祉部高齢福祉課

電話：028(632)2903

ファックス：028(632)3040

E-mail:u1903@city.utsunomiya.tochigi.jp

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、  
思いやりの心や人と人とのふれあいが、  
ますます大切になってきています。

宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、  
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、  
ここに『福祉都市』を宣言します。

## 福祉都市宣言

宇都宮市は  
赤ちゃんからお年寄り  
ハンディキャップを  
持った人々など  
すべての市民が  
笑顔でことばを交わし  
健康でいきいきと暮らせる  
心ふれあう福祉のまちを  
つくります